

人口増強・興亞の基

人口問題研究

第三卷 第十二號

昭和十七年十二月刊行

調査研究

工業規制地域人口現象概要(一).....上田 正夫

彙報

厚生省研究所人口民族部の「戦争の人口に及ぼしたる影響」に關する研究報告會——妻の職業別出産力調査(第一次)の施行——人口民族部特別懇談會  
國民職業能力申告令施行規則中改正の件公布——國民勞務手帳法施行規則並に國民勞務手帳及國民登錄事務取扱規程中改正の件公布——臨時家族手当給與令中改正の件公布——會社經理統制令施行規則中改正の件公布——行政簡素化實施の爲にする統計局官制制定の件公布——大東亞省官制の公布——行政簡素化實施及大東亞省設置の爲にする興亞鍊成所官制制定の件公布——大東亞省連絡委員會設置制の件公布——大學學部等の在學年限又は修業年限の昭和十八年度臨時短縮に關する件公布——陸軍勤勞顯功章令施行規則の公布——俘虜派遣規則の公布——昭和十七年優良多子家庭に關する附帶調査集計の發表——大東亞省の昭和十八年度滿洲開拓民送計畫要綱の決定——滿洲集團及び集合開拓農民送計數並に青少年義勇軍内原入所人員調——帝國農會の農林大臣諮問に對する答申並に附帶建議

自第一卷第一號至第三卷第十二號本誌重要彙報記事總目錄

文獻

邦文人口問題關係文獻(三二)

厚生省研究所  
人口民族部

# 人口問題研究 第三卷 第十二號

## 調査研究

### 工業規制地域人口現象概要(一)

上田正夫

#### 目次

はしがき

一、人口集中地域の形成

二、工業規制地域の人口静態(以上本號)

(1) 面積 (以下次號)

(2) 現在人口

(3) 現在人口増加數

(4) 現在人口増加率

(5) 人口密度

三、工業規制地域の人口動態

工業規制地域人口現象概要(一)

- (1) 出生率  
(2) 死亡率  
(3) 自然増加率

四、工業規制地域の流入人口

結び

表

- 第一表 地方區別現在人口増加  
第二表 地方區別人口密度  
第三表 道府縣別現在人口増加  
第四表 道府縣別人口密度  
第五表 市部郡部別人口  
第六表 人口階級別市町村人口  
第七表 人口階級別都市現在人口増加  
第八表 市別現在人口増加  
第九表 昭和十年―同十五年間に於ける現在人口増加率の著しき都市  
第一〇表 七府縣現在人口増加の割合  
第一一表 工業規制地域市町村一覽  
第一二表 三府七縣及工業規制地域人口統計摘要表  
第一三表 工業規制地域市町村別人口統計表(以上本號)  
第一四表 三府七縣及工業規制地域面積・現在人口及現在人口増加比例  
第一五表 三府七縣現在人口増加の全國増加人口中に占める地位  
第一六表 三六市現在人口増加率順位  
第一七表 三六市人口密度順位

第一八表 三府七縣普通並標準化動態率

第一九表 三六市出生率順位

第二〇表 三六市死亡率順位

第二一表 三六市自然增加率順位

第二二表 道府縣別流出流入人口

第二三表 三府七縣流出流入人口

第二四表 工業規制地域流入人口

第二五表 工業規制地域の人口膨脹

圖

第一圖 地方區別現在人口增加率及人口密度圖

第二圖 道府縣及市別現在人口增加率分布圖

第三圖 人口階級別市町村人口並都市現在人口増加比較圖(以上本號)

第四圖 工業規制地域及周縁地域市町村別現在人口増加率分布圖

第五圖 工業規制地域及周縁地域市町村別人口密度圖

第六圖 工業規制地域及周縁地域市町村別出生率分布圖

第七圖 工業規制地域及周縁地域市町村別死亡率分布圖

第八圖 工業規制地域及周縁地域市町村別自然増加率分布圖

第九圖 三府七縣及工業規制地域面積・人口の全國中に占める地位

第一〇圖 三府七縣及工業規制地域面積・現在人口及現在人口増加比例圖

第一一圖 三府七縣現在人口増加の全國増加人口中に占める地位

第一二圖 三府七縣及工業規制地域現在人口増加率・人口密度比較圖

第一三圖 三府七縣及工業規制地域出生率・死亡率及自然増加率比較圖

第一四圖 道府縣別流出流入人口率及工業規制地域流入人口率圖

はし が き

「工業規制地域及工業建設地域ニ關スル暫定措置」が昭和十七年六月二日の閣議に於て決定を見るに至つたことは、去る昭和十五年九月「國土計畫

設定要綱」の決定以來關係各方面に於て着々其の歩を進めつつあつた我が國の國土計畫乃至地方計畫が其の具體的施策に第一步を踏み出したものとして頗る重要な意義を有つものと云へる。

此の暫定措置が旨とする所は、同日發表の企畫院總裁談に據れば、「國土計畫の見地に基き内地に於て工業及人口が過度に集中を來して居る四大工業地域に對して工場の新設又は増設の規制を行ふと共に、内地に於て差當り急速に生産力擴充を必要とする業種に付工業建設候補地を定め、此等の地域に對して立地條件の整備を圖り以て内地に於ける産業の合理的なる進展に資せん<sup>(1)</sup>」とするものである。斯の如き措置の實施に就いては曩に決定を見た「國土計畫設定要綱」に基く國土計畫及地方計畫に關する基礎法規に據るべきが本來なのであるが、京濱地方、名古屋地方、京阪神地方及關門地方の所謂四大工業地域及其の近傍に於ては、工業及人口の集中傾向が愈々激化して來た爲に、「現状以上の工場の集中は都市生活の弊害を増大し空襲に對する防衛を一層困難ならしむるに至るのみならず、また生産擴充そのものをも却つて非能率的ならしむる恐れある等」の緊急事態に對處する豫備的暫定措置として實施されることとなつたのである。暫定措置とは云ひながら之によつて無制限なる人口集中に一應の停止が加へられるに至つたことは、人口政策的觀點よりするも洵に適切なる措置と云はねばならない。

抑、産業の配分計畫及び之と不可分の關聯にある人口の配分計畫が國土計畫の中心課題として考へられて來て居りながら、戰時下生産力擴充の急務に追はれ勝であるところから人的方面からの考慮は稍、もすれば物的方面からのそれに比し劣るといふ憾み無きにしも非ずといふのが從來の傾向であつた。人口の配分計畫に就いては既に「國土計畫設定要綱」の中に、

「計畫に當りては國土の愛護保全を旨とし、綜合的交通計畫、綜合的動力計畫との有機的關聯に於て産業及人口の統制的配分を圖るに重點を置き、常に防空上の考慮を重視するものとす」「人口に關する計畫に付ては人口の量的質的増強と之が地域的職能的の適正なる配分を圖るを以て目的とす」(第三、策定要領)<sup>(2)</sup>と定められて居り、更に「人口政策確立要綱」に於ては、國土計畫を遂行することによつて「人口の構成及分布の合理化を圖ること、特に大都市を疎開し人口の分散を圖ること」(第五資質増強の方策)と定められてゐる。即ち、國土計畫の設定乃至實施に當つて物的側面と同程度に人的側面からの考慮を忽せにすべからざること即ち、人口政策的立場から慎重な考慮が拂はるべきことを明らかにしてゐる。蓋し、國土計畫の最高目標が國防國家態勢の強化を實現するにありとすれば、皇國人口の増強といふことが此の目標に含まるべき重要な事項たるは多言を要せずして明かである。

而して國土計畫の遂行により到達すべき人口配分計畫の人口政策的目的是、(一)人口増殖力の擴大、(二)人口資質の増強、(三)人口の能力の完全適正なる發現の三點にありと考へられるのであるが、斯の如き目標の下に人口配分計畫を考へるに當つても、國土計畫が地域と切離しては考へられぬ限り、先づ以て現在の人口現象の地域的特性を認識せずしては出發することが出来ない。特定の地域の自然的竝に社會的環境の裡に生起しつつある地域別人口現象の調査研究、又之が戦時下に於て如何なる態様を示しつつあるかの調査研究こそ、國土計畫が具體的施策に乗り出した今日、愈々其の重要性を増大せるものと言はなければなるまい。而して我々が從來人口現象の地域的特性に關する調査研究を多少とも進め來り、又將來に於ても愈々此の方面に深き検討を加へて眼前に激變しつつある人口の地域的な

諸現象に不斷の注意を怠らざる様努力せんとするものも蓋し右に述べた如き重要性を認めるが故に他ならない。

今回決定を見た「工業規制地域」に就いても、斯の如き意味に於て其の人口現象を明確に認識しておくことは、將來に於ける更に本格的な、全般的な國土計畫、地方計畫に關する施策に當つて必要缺くべからざるものと考へられる。本稿に於て「工業規制地域」の人口現象に關し資料の許す範圍に於て若干の基本的な事實を記して戦時下人口集中激化の一斑を示し、國土計畫乃至地方計畫に關する一つの資料を提供せんとした所以も茲にある。

### 一 人口集中地域の形成

人口の都市集中が出生減退と共に近代人口現象の二大特性と並び稱せられる通り、近代に於ける人口の地域的移動の主流をなすものが都市集中の形態に於けるそれであることは今更言ふ迄もない。我が國に於ても人口都市集中は第一次世界大戰以後我が國近代經濟の飛躍的な發展に對應して特に顯著となり、滿洲事變後戦時經濟體制へ移行するに伴ひ再び此の傾向は著しく強められたのであるが、更に支那事變の發生によつて戦時經濟體制が確立せられ急速度の工業化が進展するにつれて益々大なる規模を以て人口都市集中の傾向を激化するに至つたのである。戦時下に於ける斯の如き人口の地域的移動の激化は國民經濟の全般に互り重大なる變化を與へると共に、其の量と形態の如何とは戦争遂行上將來の生産力擴充に影響を及ぼし、人口政策的見地よりすれば一國人口の將來の増殖力及資質の上に重大なる影響を及ぼすべきものである。故にかかる戦時下人口の地域的移動の實態を明確に認識することは、人口現象の地域的特性把握の重要性とい

ふ點からは勿論、人口政策乃至は國土計畫に於ける人口再配分計畫の上からも極めて重要な意義を有すると考へられる。かかる意味に於て「工業規制地域」の人口現象を検討するに先立つて、戦時下に於ける我が國人口の地域的移動の態様を極めて簡単に概観し、所謂四大集中地域の形成過程を略説することとする。

道府縣を單位として、之等を人口現象の特色に從つて一括し、謂はば人口的な地方區を構成せるものがある。<sup>(4)(5)(6)</sup>かくて得たる地方區に就いて人口の地域的移動の態様を先づ窺ふこととせしやう。各地方區に就いて各國勢調査年次間に於ける現在人口増加を比較すると第一表及第一圖(1)の如くであ

る。準戦時體制から戦時體制へ移行した昭和十年—同十五年間の期間に於ける現在人口の増加率を見ると最も高いのは關東の一〇一%であつて、之に亞いで近畿及北部九州は共に七三%の高率を示し、更に北海道が六七%を示して之に亞いでゐる。以上の四地域、特に關東、近畿及北部九州は全國の増加率を遙に越えてゐる。東海區の五〇%、中國南部の三三%は稍、高きに屬する。之に反して現在人口の減少を示してゐる地域は中國北部の一〇%減、四國の六%減及九州南部の五%減の三地域である。地方區として人口實數が絶對的減少を示したのは此の期間に於て始めて發現したる現象であつて戦時下にあつて人口の地方區間移動が如何に激成せられ又移動の規模が擴大せられたかを示してゐる。

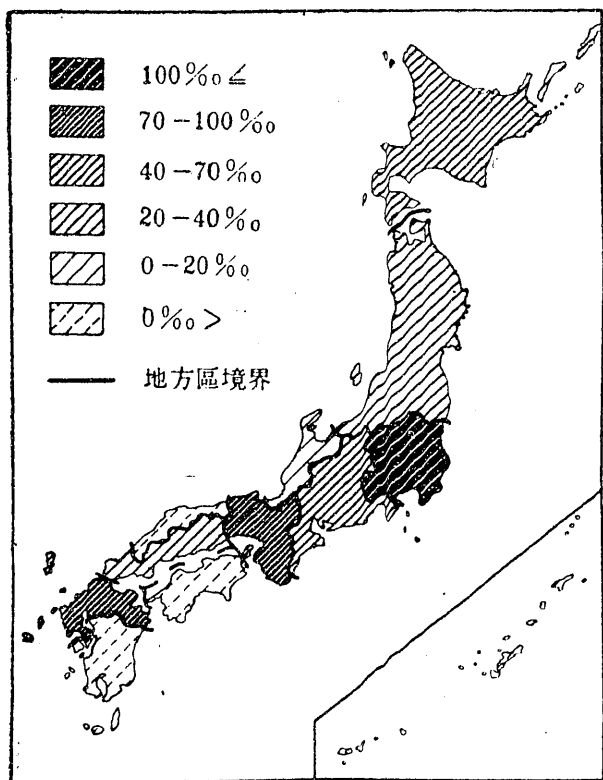
第 1 表 地方區別現在人口増加

地方區	現在人口					現在人口増加							
	昭和15年	昭和10年	昭和5年	大正14年	大正9年	昭和10—15	昭5—10	大14—昭5	大9—14	昭和10—15	昭5—10	大14—昭5	大9—14
總數	73,114,308	69,254,148	64,450,005	59,736,822	55,963,053	3,860,160	4,804,143	4,713,183	3,773,769	56	75	79	67
北海道區	3,272,718	3,068,282	2,812,335	2,498,679	2,359,183	204,436	255,947	313,656	139,406	67	91	126	59
東北區	9,229,076	8,979,947	8,507,685	8,009,105	7,570,448	249,129	472,262	498,580	438,657	28	56	62	58
關東區	17,529,119	15,918,400	14,403,533	12,914,707	11,711,448	1,610,719	1,514,867	1,488,826	1,203,259	101	105	115	103
北陸區	2,324,149	2,213,965	2,153,932	2,097,996	2,070,791	10,184	60,033	55,936	27,205	5	28	27	13
東海區	9,358,988	8,916,955	8,418,148	7,860,177	7,342,548	442,033	498,807	557,971	517,629	50	59	71	70
近畿區	11,933,453	11,118,925	9,857,754	8,954,314	8,142,861	814,528	1,261,171	903,440	811,453	73	128	101	100
中國區	1,225,330	1,237,580	1,228,773	1,194,632	1,169,387	12,250	8,807	34,141	25,245	10	8	29	22
中國區南部	4,493,104	4,328,105	4,111,735	3,950,671	3,800,616	164,999	216,370	161,064	150,055	38	53	41	39
中國區北部	3,337,102	3,357,282	3,309,634	3,173,966	3,065,679	20,180	47,648	135,668	108,287	6	14	43	35
九州區	6,138,687	5,719,262	5,397,817	5,065,580	4,858,608	419,425	321,445	332,227	206,972	73	60	66	43
九州區南部	4,372,582	4,395,445	4,248,659	4,016,995	3,871,484	22,863	146,786	231,664	145,511	5	35	58	38

第 1 圖 地方區別現在人口増加率及人口密度圖

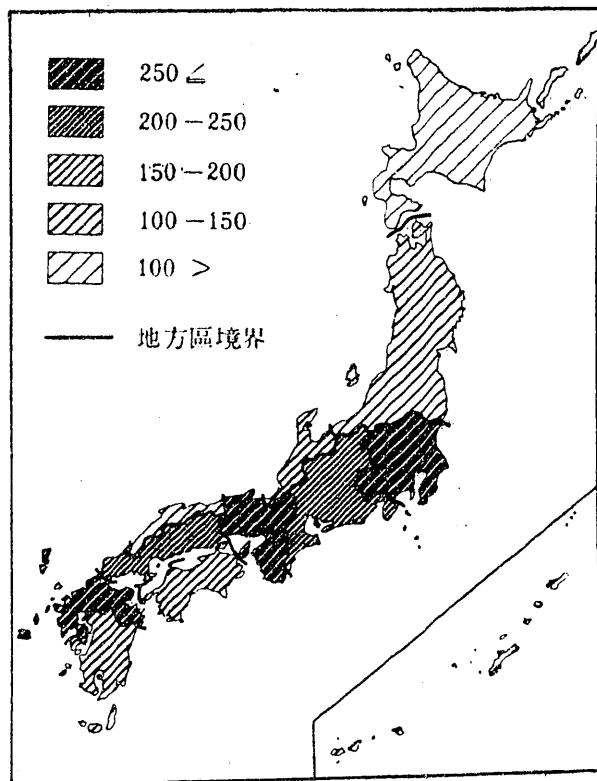
(1) 現在人口増加率

(昭和 10—15 年)



(2) 人口密度

(昭和 15 年)



工業規制地域人口現象概要(一)

又最近に於て現在人口増加率の著しい關東及近畿二地域は既往に於ても常に増加率は著しく、二大集中地域を形成して來たのであるが戦時下に於ける移動も此の二大集中地域に就いて行はれたことを示してゐる。近畿は最近に於て増加率が減少を示してはるるが増加實數に於ては依然として大なる規模を示してゐる。北部九州は此の期間に於て愈、集中地域の形成を動かぬものとしてゐる。四國、北部中國及南部九州は從來も人口の流出地域であつたが戦時下に於て著しく人口流出が促進されたことを示してゐる。

又、從來人口流出地域であつた東北、北陸及中國北部に於ても從來になき人口流出の激成が窺はれる。

以上の如き人口集中の結果は人口密度の累積を示してゐることは第二表及第一圖(2)の通りである。即ち高密度地域たる關東、近畿、北部九州等は益、密度を高め、低密度地域は密度加ふることと少く、人口の絶對的減少を來した中國北部、四國、九州南部に於ては密度の低下をさへ示してゐる。

人口集中の擴大した地域は關東を除いて何れも人口増殖力劣弱な地域であり、人口を供出せる地域は北陸を除いて何れも人口増殖力の優れてゐる地域である。即ち、人口増殖力の優れた地域の人口が増殖力の劣弱なる密集地域へと益、累積したこととなつてゐるのである。

次に道府縣個々に就いて、各國勢調査年次間に於ける現在人口増加率を比較すれば第三表及第二圖の如くである。先づ昭和十年—同十五年間の期間に於ける現在人口の増加率を見ると其の最も高きのは神奈川県の一九〇%であつて、之に亞いで東京府の一五五

第 2 表 地方區別人口密度

(1方料に對)

地 方 區	面積(方料)	人 口	昭 15	昭 10	昭 5	大 14	大 9
總 數	382,545	73,114,308	191	181	169	156	147
北 海 道 區	88,775	3,272,718	37	35	32	28	27
東 北 區	79,489	9,229,076	116	113	107	101	95
關 東 區	36,692	17,529,119	478	434	393	352	319
北 陸 區	12,714	2,224,149	175	174	169	165	163
東 海 區	42,737	9,358,988	219	209	197	184	172
近 畿 區	27,221	11,933,453	438	408	362	329	299
中 國 區 北 部	10,114	1,225,330	121	122	121	118	116
中 國 區 南 部	21,565	4,493,104	208	201	191	183	176
四 國 區	18,773	3,337,102	178	179	176	169	163
九 州 區 北 部	17,799	6,138,687	345	321	303	285	273
九 州 區 南 部	26,667	4,372,582	164	165	159	151	145

%、福岡縣の一二三%、大阪府の一一五%、愛知縣の一〇六%、兵庫縣の一〇二%、山口縣の八七%等が高きに屬してゐる。爾餘の道府縣に於ては北海道(六七%)、埼玉縣(五二%)、及長崎縣(五六%)が幸うじて全國平均に近い率を示してゐる外は、何れも現在人口増加率極めて低く、現在人口の絶對的減少を示せるもの十四縣を算へる状態である。從來と雖も、人口の絶對減少を示せる縣は絶無ではなかつた。即ち大正九年—同十四年に於ては福井及沖繩の二縣があり、昭和五年—同十年に於ては長野、高知及佐賀の三縣があつたのであるが、十四縣の多きに達したことは少くとも過去二十年間に就いて最初の現象である。現在人口絶對減少の最も著しいのは沖繩縣の三〇%減であつて、香川縣二四%減、石川縣、徳島縣及熊本縣の各一四%減、鳥取縣の一二%減、滋賀縣の一一%減、島根縣、高知縣及大分縣の各八%減、福井縣の四%減、岡山縣及長野縣の各二%減、及鹿児島縣の一%減である。

以上の如く、此の五年間に於ける、現在人口増加率の著しき府縣は神奈川県以下僅に七府縣を算へ得るに過ぎず、北海道、埼玉縣及長崎縣三縣を除いて爾餘の府縣の人口増加率は著しく低く、上記十四縣にあつては人口の絶對的減少をさへ示してゐるのであつて、少數の府縣への人口の急激且つ大規模なる集中を認め得るのである。

昭和十年以前の國勢調査年次間に於ける増加率と比較すれば、一般に、人口増加率高き少數の府縣の増加率は高まり、爾餘の府縣の増加率は顯著に低減を示し、人口の少數府縣への流入と大部分の縣の供出量の激増とを窺ふことが出来るのであつて、一言にして云へば戦時下少數地域へ向けての移動が急激且つ大規模に促進せられたと云ふことが出来る。人口集中府縣中東京は既往に於て常に極めて高率の増加率を保持して來たが、最近五

第 3 表 道府縣別現在人口増加

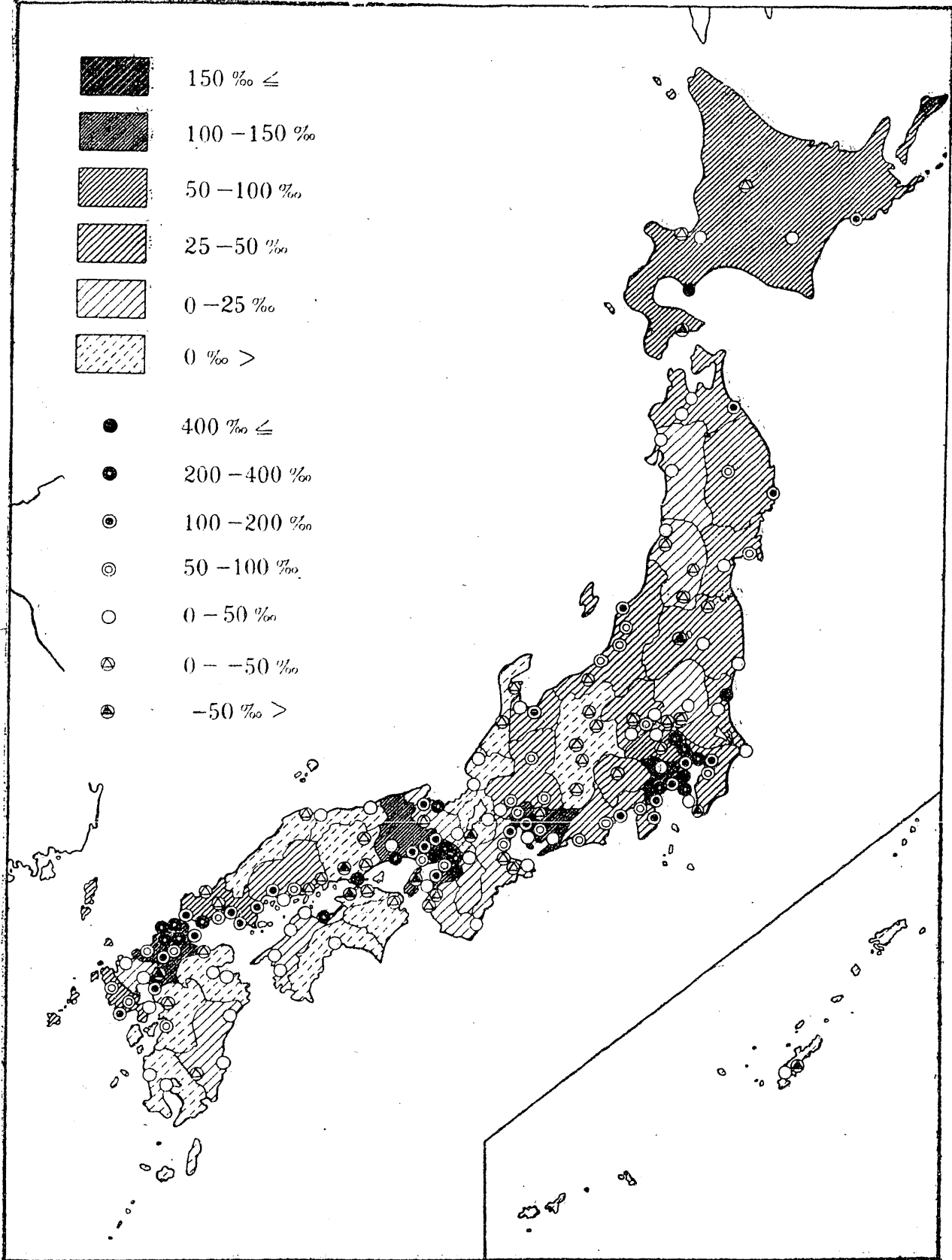
道 府 縣	增 加 人 口 實 數				人 口 增 加 率			
	昭10—15	昭 5—10	大14—昭5	大 9—14	昭10—15	昭 5—10	大14—昭5	大 9—14
總 數	3,860,160	4,804,143	4,713,183	3,773,769	56	75	79	67
北 海 道	204,436	255,947	313,656	139,496	67	91	126	59
	33,380	87,215	66,937	56,523	35	99	82	75
	49,682	70,340	74,787	55,444	47	72	83	66
	36,437	92,017	98,748	82,268	30	81	95	86
	14,531	50,038	51,298	37,871	14	51	55	42
山 形 縣	2,516	36,788	52,737	58,372	2	34	51	60
	43,958	73,413	70,554	74,846	28	49	49	55
	71,009	61,894	78,149	58,687	46	42	55	43
	11,600	53,320	51,309	43,949	10	47	47	42
群 馬 縣	56,574	56,373	67,222	66,248	46	48	60	63
	79,185	69,682	64,979	74,932	52	48	47	57
埼 千 島 縣	42,031	76,273	70,864	63,102	27	52	51	47
	985,052	961,241	923,122	785,717	155	178	206	212
	348,969	220,399	202,814	93,402	190	136	143	71
新 潟 縣	68,625	62,451	83,519	73,333	34	32	45	41
	23,679	19,937	29,710	24,967	30	26	40	34
富 山 縣	10,740	11,581	5,981	3,494	—	14	8	5
	2,755	28,515	20,245	1,256	—	4	34	2
	16,299	15,685	30,367	17,222	25	25	51	30
石 川 縣	3,271	3,118	87,901	66,495	—	2	54	43
	39,225	47,394	45,848	62,150	32	40	40	58
岐 阜 縣	78,000	142,055	126,588	120,830	40	79	76	78
	303,891	295,288	247,919	229,732	106	115	107	110
愛 知 縣	24,188	17,188	49,715	38,422	21	15	45	36
	7,757	19,805	29,219	11,362	—	11	44	17
滋 賀 縣	27,485	149,676	146,450	119,235	16	96	104	93
	495,792	757,157	480,515	471,655	115	214	157	182
	297,983	276,948	191,622	152,880	102	105	78	66
京 都 府	38	24,246	12,397	19,221	0	41	21	34
	987	33,339	43,237	37,100	1	40	55	49
大 阪 府	6,071	1,195	17,036	17,555	—	12	36	39
	6,179	7,612	17,105	7,690	—	8	24	11
和 歌 山 縣	3,289	48,685	45,515	20,749	—	2	37	17
	64,588	112,780	74,456	75,775	36	67	46	49
廣 島 縣	103,700	54,905	41,093	53,531	87	48	38	51
	10,031	12,204	26,730	19,602	—	14	39	29
德 島 縣	18,262	15,840	32,508	22,456	—	24	46	33
	13,807	22,776	45,756	49,646	12	20	42	47
香 川 縣	5,694	3,172	30,674	16,583	—	8	45	25
	338,328	228,685	225,451	113,419	123	90	98	52
高 松 縣	15,400	5,448	6,734	10,936	22	8	10	16
	73,180	63,521	69,417	27,763	56	52	60	24
福 岡 縣	18,875	33,061	57,907	62,853	—	14	45	51
	7,483	34,687	30,635	54,854	—	8	33	64
大 分 縣	15,926	63,964	69,373	39,997	19	84	100	61
	1,999	34,776	84,497	56,611	—	1	57	40
鹿 兒 島 縣	17,915	14,985	19,887	13,950	—	30	36	24

工業規制地域人口現象概要(一)



第2圖 道府縣及市別現在人口增加率分布圖

(昭和10—15年)



第4表 道府縣別人口密度  
(1方軒 = 付)

道府縣	昭和15年	昭和10年	昭和5年	大正14年	大正9年
總數	191	181	169	156	147
北海道	37	35	32	28	27
青森	104	100	91	84	79
岩手	72	69	64	59	55
宮城	175	170	157	143	132
秋田	90	89	85	80	77
山形	120	120	116	110	104
福島	118	115	109	104	99
茨城	266	254	244	231	221
栃木	187	186	177	169	162
群馬	205	196	187	177	167
千葉	423	402	384	367	347
東神奈川	314	305	289	276	263
新神奈川	3,429	2,970	2,522	2,094	1,727
新潟	930	782	688	602	563
富山	164	159	154	147	141
石川	193	188	183	176	170
福山	181	183	180	179	178
山梨	151	152	154	149	149
長野	148	145	141	135	131
岐阜	126	126	126	120	115
靜岡	121	117	112	108	102
愛知	260	250	231	215	200
滋賀	623	563	505	459	413
三河	208	204	201	194	188
大津	174	176	171	164	161
京都	374	368	336	309	282
大阪	2,643	2,369	1,952	1,687	1,427
兵庫	387	351	318	291	273
奈良	168	168	162	157	151
和歌山	183	183	176	166	159
鳥取	139	141	140	135	130
島根	112	113	112	109	108
岡山	189	189	182	176	173
廣島	222	214	201	192	183
山陽	213	196	187	180	171
徳島	173	176	173	167	162
香川	393	403	394	379	367
愛媛	208	206	202	192	184
高松	100	101	101	97	95
福岡	626	558	512	466	443
佐賀	286	280	283	280	276
長門	336	318	303	283	276
熊野	184	186	182	174	166
大宮	154	155	149	147	138
宮城	109	107	98	89	84
鹿兒島	175	175	171	162	156
沖繩	241	248	242	234	239

年間に於て稍、増加率の減退が窺はれる。神奈川縣が此の五年間に於て増加率の急激なる上昇を示してゐることと關聯せしめて考へれば、東京府に於ける人口集中は最近に於ては神奈川縣に向つて移行しつつあるものとされやう。大阪府及兵庫縣に就いても之と略、同様のことを知り得る。福岡及山口兩縣が夫々最近に至つて既往に較べて増加率の急激なる上昇を示してゐるのは、戦時下に於て人口集中地域としての之等の縣の地位が急激に上昇したことを示してゐる。愛知縣の増加率が高度を保てるに拘はらず爾餘の東

海諸縣の増加率が最近著しく低減を示してゐることは愛知縣を含むに拘はらず、前に見た通り東海區全體として増加率の低き理由であると思はれる。又、京都府は既往に於て以上七府縣と共に人口流入地域であつたが、最近五年間には著しく増加率を低め縣としては人口流出地域とも見られるに至つたことは注目に價する。

以上の傾向は其の結果として人口密度の累積を來し、内地人口分布の不均衡を愈、擴大せることは第四表に見る通りである。人口集中の擴大した

上記七府縣は何れも、全國道府縣中富山、石川及福井三縣を除いて人口増殖力の最も羸弱な地域である。

即ち戦時下人口移動は、道府縣間の場合に於ても、地方區間に於けると同様、従來の方向に向つて益々集中の度を加へ而もそれは全國中人口増殖力の極めて劣弱なる地域への人口流入を激成したことが明確となつたのである。

さて戦時下人口集中が愈々激化した之等七府縣は大都市を含む府縣か若くは中小工業都市を多數に含む府縣であり、問題は結局人口都市集中の激成といふことに歸せられるから、次に人口都市集中の量的規模と其の形態的特色を概観することとする。

昭和十五年の國勢調査によれば内地市部人口は約二、七六〇萬であつて全國人口の三割八分が市制の實施せられてゐる都市に住んでゐることになる。二十年前の大正九年に於ては、市部人口は僅に一千萬であつて、此の間郡部人口が殆んど變化を見せずに拘はらず市部の人口は二・七倍といふ著しき増加を示してゐる。かくて大正九年市部人口の割合の一割八

第 5 表 市部郡部別人口

年次	全 國	市 部	郡 部	郡 部	全國人口に對する市部人口の割合
大正 9 年	55,963,053	10,096,758	45,866,295		18.0%
14 年	59,736,822	12,896,850	46,839,972		21.6
昭和 5 年	64,450,005	15,444,300	49,005,705		24.0
10 年	69,254,148	22,666,307	46,587,841		32.7
15 年	73,114,308	27,577,539	45,536,769		37.7

各年次國勢調査當時の境域に據る。

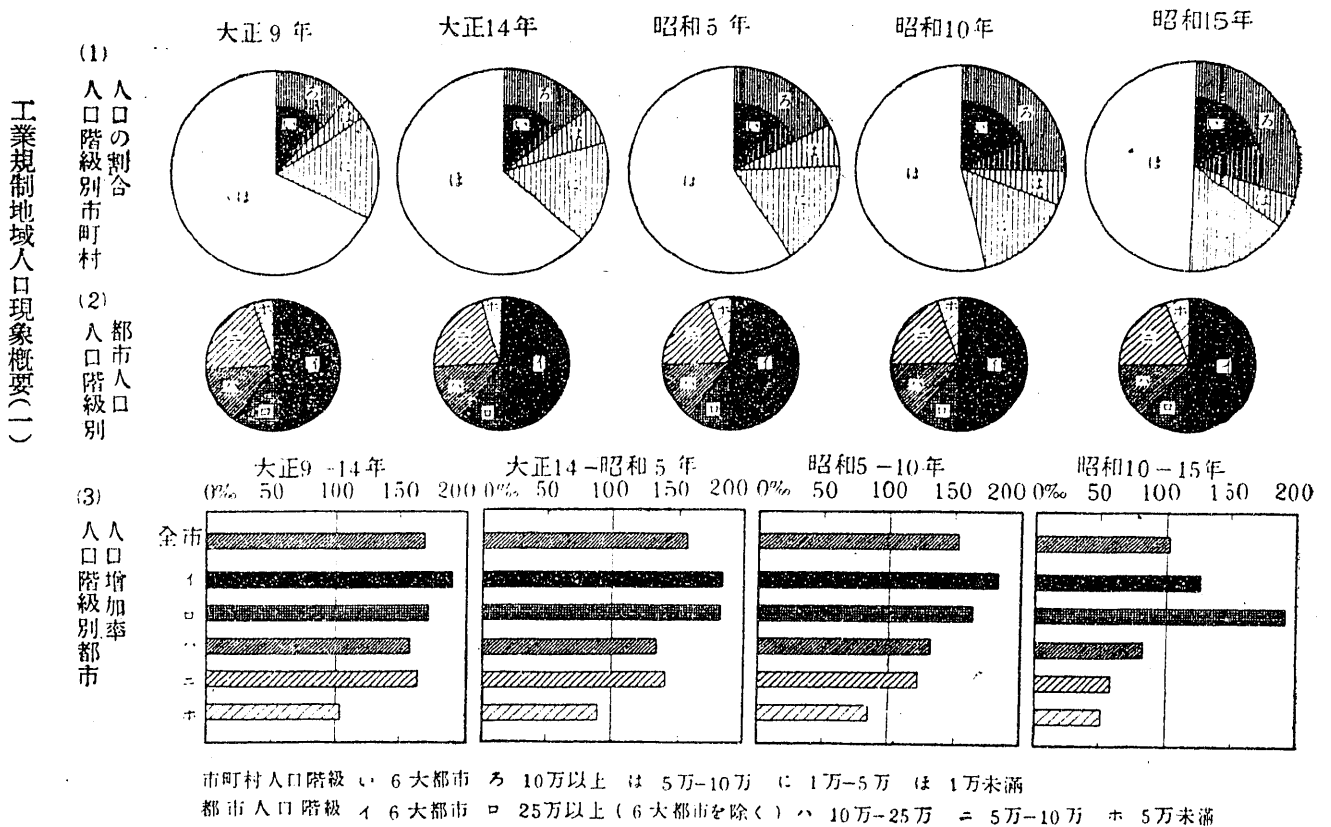
第 6 表 人口階級別市町村人口

人口階級	昭和15年	昭和10年	昭和5年	大正14年	大正9年
總 數	73,114,308	69,254,148	64,450,005	59,736,822	55,963,053
10 萬 以 上	21,535,532	17,518,069	11,481,288	8,741,237	6,753,598
6 大 都 市	14,384,279	12,645,419	7,604,954	6,778,344	5,479,091
其 の 他	7,151,253	4,872,650	3,876,334	1,962,893	1,274,507
5 萬以上10萬未滿	3,614,053	3,685,020	4,402,415	3,444,916	2,105,318
1 萬以上5 萬未滿	11,742,850	10,548,637	10,408,758	9,667,153	9,177,206
1 萬 未 滿	36,221,873	37,502,422	38,157,544	37,883,516	37,926,931
總 數	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0
10 萬 以 上	294.5	253.0	178.1	146.3	120.7
6 大 都 市	196.7	182.6	118.0	113.5	97.9
其 の 他	97.8	70.4	60.1	32.9	22.8
5 萬以上10萬未滿	49.4	53.2	68.3	57.7	37.6
1 萬以上5 萬未滿	160.6	152.3	161.5	161.8	164.0
1 萬 未 滿	495.4	541.5	592.0	634.2	677.7

各年次國勢調査當時の境域に據る。

分に較べると、第五表の如く、此の間、割合に於て正に二倍以上の増加を示してゐる。我が國に於ても人口都市集中は近代經濟下常存的傾向であることを知り得る。第五表は調査年次各別の市域によるものであるが、都市の周邊に人口が密集し、聽て之が市域の中に包攝せられたり、或は従來市制の布かれてゐなかつた地域が漸次人口密度を累積して市制が實施せられるに至ると云ふ觀點からすれば、例へば昭和七年の大東京市の如く市域の急激なる大變化なき限り、かやうな統計的取扱の方が寧ろ都市集中の實相を

第 3 圖 人口階級別市町村人口並都市現在人口増加比較圖



示すことになるかと考へられる。何れにしても人口都市集中の傾向は近代日本の恒常的傾向であることに疑ひはない。而して今次戦争が敍上の如き意味に於ける都市集中を促進したことも亦明瞭なる事實である。昭和五年の市部人口率二四%から同十年の三三%への増大は著しい様ではあるが、此の間東京市の大規模の市域擴張が含まれてゐることを斟酌すれば、昭和十年の三三%より同十五年の三八%への増大は、此の二十年間に於て嘗てなき大きな比率の増大であると見なければならぬ。

次に以上の傾向は第六表及第三圖に示す如く、人口階級別市町村人口の變遷を見ると更に一層顯著に描き出されてくる。大正九年より昭和十年に至る間に就いて見ると、人口一萬未満町村にあつては、絶對數に於て稍、減少を示し、人口總數中に占める割合は著しき低下を表はしてゐる。人口一萬以上五萬未満の市町村にあつては絶對數に於ては若干の増加を示してゐるが、割合に於ては却つて減少の傾向を示してゐる。人口五萬以上一〇萬未満の市町村にあつては大正九年より昭和五年に至る間に於て絶對數に於ても割合に於ても顯著なる増加を示してゐるが、昭和五年以降に於ては傾向は一變して絶對數に於ても割合に於ても漸次顯著なる減退を示してゐる。獨り一〇萬以上の市、就中、六大都市に於ては絶對數及び割合共に極めて顯著なる増加を示してゐる。即ち近代的人口都市集中特に大都市集中の不斷の傾向は此の點からも明瞭に把握することが出来る。而も以上の傾向は、昭和八年以後に於ける準戦時體制への移行を含む昭和五年—同十年の間に至つて特に著しく促進せられたことが認められる。

それでは昭和十年—同十五年に於ては以上の傾向が如何なる變化を示してゐるであらうか。先づ特筆に値するのは、人口一〇萬以上の都市人口の膨脹が顯著であることに變りはないが、昭和五年—同十年の間に於ける膨脹

に較べると稍、増加率を低減してゐるといふことである。而して此の傾向は六大都市の膨脹の程度が低減したことに因るところが少くない。現に六大都市を除く人口一〇萬以上の市に於ては前期間に較べて遙に著しい膨脹を示してゐる。六大都市膨脹が最近に至つて稍、其の勢を小にしたことは六大都市の謂はば一種の飽和現象であると見られる。其の結果は、必然的に大都市郊外の特に著しき膨脹となり、隣接中小都會の膨脹となるものであるが、六大都市を除く人口一〇萬以上都市の膨脹が著しきを加へ、人口一萬乃至五萬の都市人口が絶對數に於ても割合に於ても極めて輕微ながら増加を示してゐることも即ち其の現れと認められる。人口一萬未満町村の人口減少は依然として顯著である。

然らば次に昭和十五年十月一日現在の各市の境域に換算統一して同日現在市制實施の地域のみ就いて右の如き人口階級別都市現在人口の傾向を見れば如何であらうか。第七表及第三圖によれば、人口五萬未満の都市の人口増加率が不斷に減少して來たことを認めることが出来る。而して此の傾向は昭和十年—同十五年の間に至つて更に急激に促進せられたことを看過し得ない。人口五萬以上一〇萬未満の中都市に就いても全く同様の傾向を現はしてゐる。又、人口一〇萬以上二五萬未満の都市に就いても昭和十年—同十五年の期間に至つて増加率低下の傾向が稍、著しい。此の間、ひとり六大都市を除く人口二五萬以上都市のみは増加率の著しき増大が認められる。前述の通り、六大都市に於ては増加率の遞減が認められるが、昭和十年—同十五年の期間に至つて其の傾向が強化せられてゐる。

要するに戦時下人口二五萬未満の都市の人口増加率は著しく抑壓せられ、之に反して人口二五萬以上の大都市の人口増加率が更に一層促進擴大せられた。只、六大都市に於ては増加率は著しく減退を示してゐる。即

第 7 表 人口階級別都市現在人口増加

人 口 階 級	昭和15年	昭和10年	昭和5年	大正14年	大正9年
1. 現 在 人 口					
總 數	27,577,539	25,016,173	21,709,614	18,776,996	16,070,775
6 大 都 市	14,384,279	12,785,423	10,810,883	9,134,029	7,672,541
25 萬以上の市 (6 大都市 を除く)	1,465,447	1,230,607	1,058,089	894,052	763,743
10 萬以上25 萬未満の市	5,441,761	5,040,671	4,456,691	3,933,713	3,399,923
5 萬以上10 萬未満の市	3,739,018	3,533,764	3,149,449	2,762,973	2,373,214
5 萬 未 滿 の 市	2,547,034	2,425,708	2,234,502	2,052,229	1,861,354
人 口 階 級	昭10—15	昭5—10	大14—昭5	大9—14	
2. 現在人口増加率(%)					
總 數	10.2	15.2	15.6	16.8	
6 大 都 市	12.5	18.3	18.4	19.0	
25 萬以上の市 (6 大都市 を除く)	19.1	16.3	18.3	17.1	
10 萬以上25 萬未満の市	8.0	13.1	13.3	15.7	
5 萬以上10 萬未満の市	5.8	12.2	14.0	16.4	
5 萬 未 滿 の 市	5.0	8.6	8.9	10.3	

各年次市域は昭和15年10月1日現在に換算統一、人口階級は昭和15年10月1日現在の國勢調査人口に據る。

ち、人口大都市集中の傾向は戦争によつて更に急激に促進せられ、極點に達して、特に超大都市に於ては飽和點に接近し、其の市域外延の急激なる人口増加に移行し、超大都市及大都市群を中心とする人口集中地域の都市群の形成を推測せしめるものがある。

更に進んで今度は以上の傾向を更に明かにする爲に都市別に現在人口増加の概要に一瞥を投ずることとする。此の場合にも、昭和十五年十月一日

第 8 表 市 別 現 在 人 口 増 加

(昭和15年10月1日現在の市域に據る)

市	現 在 人 口					現 在 人 口 増 加 率(%)			
	昭和15年	昭和10年	昭和5年	大正14年	大正9年	昭10—15	昭5—10	大14—昭5	大9—14
總 數	27,577,539	25,016,173	21,709,614	18,776,996	16,070,775	10.2	15.2	15.6	16.8
東 京 都	6,778,804	5,895,882	4,986,913	4,109,525	3,358,597	15.0	18.2	21.3	22.4
	3,252,340	2,989,874	2,453,573	2,114,804	1,768,295	8.8	21.9	16.0	19.6
	1,328,084	1,110,314	926,141	783,754	619,529	19.6	19.9	18.2	26.5
	1,089,726	1,080,593	952,404	826,456	702,339	0.8	13.5	15.2	17.7
	968,091	796,581	704,236	595,115	579,310	21.5	13.1	18.3	2.7
神 奈 川 県	967,234	912,179	787,616	704,375	644,471	6.0	15.8	11.8	9.3
	343,968	310,118	270,417	238,651	194,055	10.9	14.7	13.3	23.0
	306,763	291,158	250,244	209,209	180,963	5.4	16.3	19.5	15.6
	300,777	191,700	148,447	112,982	85,133	56.9	29.1	31.4	32.7
	261,309	212,473	171,267	130,844	113,933	23.0	24.1	30.9	14.8
伊 豆 半 島	252,630	225,158	217,714	202,366	189,659	12.2	3.4	7.6	6.7
	238,195	231,333	190,282	169,095	159,963	3.0	21.6	12.5	5.7
	223,630	219,547	195,862	169,357	139,844	1.9	12.1	15.7	21.1
	212,198	200,737	174,698	156,178	130,422	5.7	14.9	11.8	19.7
	206,103	196,541	174,179	149,314	105,182	4.9	12.8	16.7	42.0
山 梨 県	205,989	187,889	146,578	122,770	110,580	9.6	28.2	19.4	11.0
	203,862	216,839	204,016	169,629	149,899	-	6.0	6.3	20.3
	196,022	171,290	157,122	147,967	128,188	14.4	9.0	6.1	15.4
	195,203	197,140	176,468	161,116	139,684	△	1.0	9.5	15.3
	194,139	197,198	181,320	162,847	143,430	-	1.6	8.8	13.5
山 西 県	193,358	187,188	147,151	125,912	117,999	3.3	27.2	16.9	6.7
	190,257	181,736	166,370	153,152	128,907	4.7	9.3	8.6	18.8
	186,297	186,905	168,372	157,753	147,146	-	0.3	4.5	7.2
	182,147	160,268	135,236	122,931	104,122	13.7	18.5	10.0	18.1
	181,011	125,556	90,354	75,001	58,723	44.2	39.0	20.5	27.7
山 東 県	173,639	129,215	105,132	85,435	81,073	34.4	22.9	23.1	5.4
	172,340	162,618	149,463	135,180	107,812	6.0	8.8	10.6	25.4
	166,346	155,213	128,009	108,105	86,899	7.2	21.2	18.4	24.4
	164,282	168,165	159,054	147,106	118,947	-	2.3	5.7	8.1
	163,552	166,144	148,667	133,707	119,219	-	1.6	11.8	7.9
山 南 半 島	150,903	134,992	125,108	108,941	92,130	11.8	7.9	14.8	18.2
	142,716	140,735	138,713	118,515	101,820	1.4	1.5	17.0	16.4
	138,997	121,611	108,130	99,104	89,360	14.3	12.5	9.1	10.9
	134,724	95,898	63,009	39,781	26,420	40.5	52.2	58.4	50.6
	127,859	110,717	105,398	97,926	90,076	15.5	5.0	7.6	8.7
山 北 半 島	124,266	104,992	97,298	87,603	79,959	18.4	7.9	11.1	9.6
	119,581	122,394	113,710	106,248	97,130	-	2.3	7.0	9.4
	117,534	114,524	115,864	107,563	95,583	2.6	1.2	7.7	11.3
	111,207	113,099	105,113	95,752	84,831	-	1.7	7.6	12.9
	107,628	65,095	55,855	50,040	56,082	65.3	16.5	11.6	10.8
山 南 半 島	106,644	103,405	100,128	87,022	76,221	3.1	3.3	15.1	14.2
	104,259	101,786	93,839	85,779	76,393	2.4	8.5	9.4	12.3
	103,774	89,909	72,119	58,834	42,692	15.4	24.7	22.6	37.8
	102,419	103,350	98,473	85,527	71,528	-	0.9	15.1	19.6
	100,630	76,642	65,601	52,523	41,659	31.4	16.8	24.9	26.1
山 南 半 島	99,065	97,958	86,142	75,184	60,348	1.1	13.7	14.5	24.5
	97,115	76,319	61,828	53,648	44,677	27.2	23.4	15.2	20.1
	94,595	93,355	78,620	68,967	64,660	1.3	18.7	14.0	6.8
	92,061	85,551	75,901	67,034	55,399	7.6	12.7	13.2	21.0
	89,490	91,920	83,009	72,221	62,213	-	6.7	10.7	16.1
山 南 半 島	88,901	73,345	66,062	58,923	58,022	21.2	11.0	12.1	1.6
	87,868	87,129	81,388	76,138	63,771	0.8	7.1	6.9	19.4
	87,514	91,021	87,225	75,737	63,312	-	3.9	10.3	18.0
	86,997	87,181	84,925	73,688	62,325	-	0.2	2.7	18.2
	86,086	83,948	63,923	52,429	47,159	2.5	31.3	21.9	11.2
山 南 半 島	84,260	67,800	51,674	37,748	33,824	24.3	31.2	36.9	11.6
	84,073	77,195	65,507	58,948	49,352	8.9	17.8	11.1	19.4

工業規制地域人口現象概要(一)

第8表 市別現在人口増加(續)  
(昭和15年10月1日現在の市域に據る)

市	現在人口					現在人口増加率(%)					
	昭和15年	昭和10年	昭和5年	大正14年	大正9年	昭10—15	昭5—10	大14—昭5	大9—14		
日盛延大長	立岡	82,885	57,030	42,261	34,225	33,664	45.3	34.9	23.4	1.6	
	岡分	79,478	74,532	68,406	59,080	50,385	6.6	9.0	15.8	17.3	
	野	79,426	76,544	46,527	40,170	34,916	3.8	64.5	15.8	15.0	
		76,985	74,639	70,290	65,978	54,912	3.1	6.2	6.5	20.2	
		76,861	77,325	73,912	66,555	57,702	—	0.6	4.6	11.1	15.3
八松高一山	戸本	73,494	65,515	55,924	49,354	41,548	12.2	17.2	13.3	18.8	
	崎宮	72,795	73,353	72,141	63,427	53,527	—	0.8	1.7	13.7	18.5
	形	71,002	69,164	64,609	59,347	49,265	2.7	7.1	8.9	20.5	
		70,792	66,673	55,373	48,082	40,980	6.2	20.4	15.2	17.4	
		69,184	69,931	66,145	58,491	50,414	—	1.1	5.7	13.1	16.0
津	水津	68,625	69,549	65,296	60,423	54,946	—	1.3	6.5	8.0	9.9
	岡崎	68,617	61,123	55,665	46,339	37,106	12.3	9.8	20.1	24.9	
		67,532	71,063	59,371	50,265	45,422	—	5.0	19.7	18.1	10.7
		66,987	62,152	57,866	53,156	45,256	7.8	7.4	8.9	17.5	
		66,497	64,726	58,921	46,787	38,111	2.7	9.9	25.9	22.8	
水吹那別四	戸田	66,293	63,816	60,844	54,253	44,905	3.9	4.9	12.1	20.8	
	那別	65,812	54,665	41,660	29,666	17,839	20.4	31.2	40.4	67.7	
	別	65,765	65,208	60,535	54,643	53,882	0.9	7.7	10.7	1.4	
	四	64,724	62,345	57,190	50,190	40,087	3.8	9.0	13.9	25.2	
		63,732	58,471	51,810	47,334	41,564	9.0	12.9	9.5	13.9	
釧入秋銚浦	路子	63,180	56,170	51,586	42,332	39,392	12.5	8.9	21.9	7.5	
	子和	62,279	59,494	51,888	45,288	38,955	4.7	14.7	14.6	16.3	
		61,791	60,646	56,545	51,644	45,214	1.9	7.3	9.5	14.2	
		61,198	60,712	54,013	49,594	43,792	0.8	12.4	8.9	13.2	
		59,671	49,437	41,873	31,853	23,853	20.7	18.1	31.5	33.5	
高防都市郡	岡府	59,434	57,249	54,642	51,393	47,249	3.8	5.0	6.1	8.7	
	城川	58,890	55,389	48,151	46,615	44,057	6.3	15.0	3.3	5.8	
	山	58,819	60,239	57,073	50,464	43,682	—	2.4	5.5	13.1	15.5
		58,060	46,711	37,789	29,528	17,921	24.3	23.6	28.0	64.8	
		57,402	54,709	51,367	42,984	31,242	4.9	6.5	19.5	37.6	
奈福大今松	良山	57,273	56,713	53,513	49,642	42,562	1.0	6.0	7.8	16.6	
	垣治	56,653	58,186	54,397	49,542	44,397	—	2.6	7.0	9.8	11.6
	江	56,117	54,578	46,686	43,437	36,910	2.8	16.9	7.5	17.7	
		55,557	55,369	51,704	45,596	37,578	0.3	7.1	13.4	21.3	
		55,506	56,618	53,342	48,622	45,572	—	2.0	6.1	9.7	6.7
沼宇宇弘岩	津田	53,165	49,824	44,027	38,042	30,487	6.7	13.2	15.7	24.8	
	島前	52,555	52,494	51,080	44,803	39,270	0.1	2.8	14.0	14.1	
	國	52,101	51,280	50,357	44,254	37,720	1.6	1.8	13.8	17.3	
		51,498	50,717	47,313	43,307	38,188	1.5	7.2	9.2	13.4	
		51,045	43,509	38,127	31,721	28,900	17.3	14.1	20.1	9.7	
船佐東鳥半	橋賀	50,907	43,020	36,843	31,722	25,504	18.3	16.8	16.1	24.4	
	鶴取	50,406	50,154	46,183	42,160	39,426	0.5	8.6	9.5	6.9	
	田	49,810	37,055	33,212	33,899	41,740	34.4	11.6	—	2.0	18.8
		49,261	48,545	45,515	43,319	40,222	1.5	6.7	5.1	7.7	
		49,153	47,814	44,600	44,195	42,942	2.8	7.2	0.9	2.9	
米尾足福若	澤道	48,816	50,448	44,731	44,602	43,007	—	3.2	12.8	0.3	3.7
	利島	48,726	49,360	46,290	43,840	40,751	—	1.3	6.6	5.5	7.5
	(福島)	48,310	48,875	43,898	39,401	33,637	—	1.2	11.3	11.4	17.1
		48,287	48,507	45,716	41,399	35,776	—	0.5	6.1	10.4	15.7
		48,091	50,679	45,788	43,635	38,628	—	5.1	6.1	4.9	13.0
明米直飯岸	石子	47,751	42,644	38,958	37,244	33,107	11.9	9.4	4.6	12.5	
	方塚	47,051	45,660	44,155	39,853	33,816	3.0	3.4	10.8	17.9	
	田	47,026	43,943	40,072	45,493	48,288	7.0	9.7	—	11.9	5.8
		46,685	39,629	40,009	32,757	28,876	17.8	—	1.0	22.1	13.4
		46,486	46,401	41,933	38,545	35,415	0.2	10.7	8.9	8.8	

第 8 表 市 別 現 在 人 口 増 加 (續)

(昭和15年10月1日現在の市域に據る)

市	現 在 人 口					現 在 人 口 増 加 率(%)						
	昭和15年	昭和10年	昭和5年	大正14年	大正9年	昭10—15	昭5—10	大14—昭5	大9—14			
工業規制地域人口現象概要(一)	瀬田	戸中	45,775	47,553	37,309	31,279	25,773	—	3.7	27.5	19.3	21.4
		早塚	45,013	36,688	24,394	16,977	11,577	—	22.7	50.4	43.7	46.6
		新平	44,418	41,384	39,425	36,808	34,065	—	7.3	5.0	7.1	8.1
		居	43,148	38,348	33,498	31,777	20,344	—	12.5	14.5	5.4	56.2
		新	42,392	31,604	22,223	17,672	15,627	—	34.1	42.2	25.8	13.1
勢	釜桑	鎌岡	42,167	36,230	30,601	22,499	20,663	—	16.4	18.4	36.0	8.0
		伊勢	41,848	37,291	34,783	32,456	29,604	—	12.2	7.2	7.2	9.6
		勢	40,151	34,935	31,707	25,602	22,564	—	14.9	10.1	23.8	13.4
		勢	40,033	41,333	53,874	49,014	44,278	—	3.1	—	23.3	9.9
		勢	40,004	38,049	35,001	30,697	24,704	—	5.1	8.7	14.0	24.3
熊三	德川	能代	39,412	37,649	35,913	32,825	28,686	—	4.7	4.8	9.4	14.4
		能代	39,072	36,831	26,880	25,359	24,611	—	6.1	37.0	6.0	3.0
		能代	38,419	32,062	22,748	20,615	19,114	—	19.8	40.9	10.3	7.9
		能代	38,407	38,554	37,415	34,871	29,391	—	0.4	3.0	7.3	18.6
		能代	37,054	36,194	33,494	31,264	26,575	—	2.4	8.1	7.1	18.6
藤帶	三石	彦根	36,769	30,184	25,473	21,561	17,442	—	21.8	18.5	18.1	23.6
		彦根	36,555	35,695	28,135	20,208	16,081	—	2.4	26.9	39.2	25.7
		彦根	36,541	34,649	31,256	28,571	24,495	—	5.5	10.9	9.4	16.6
		彦根	36,442	33,530	30,743	25,594	22,067	—	8.7	9.1	20.1	16.0
		彦根	36,143	35,306	33,680	31,475	27,345	—	2.4	4.8	7.0	15.1
鶴池	玉松	津山	35,986	37,224	34,316	31,830	28,220	—	3.3	8.5	7.8	12.8
		津山	35,494	31,457	35,437	20,643	17,280	—	12.8	23.7	23.2	19.5
		津山	35,467	24,105	20,619	17,313	19,889	—	47.1	16.9	19.1	13.0
		津山	35,391	35,661	33,251	31,120	26,121	—	0.8	7.2	6.8	19.1
		津山	35,111	36,092	34,159	31,576	29,905	—	2.7	5.6	8.2	5.6
上節	山川	八幡	35,069	35,380	35,138	32,589	29,952	—	0.9	0.7	7.8	8.8
		八幡	35,061	26,255	25,221	24,036	22,215	—	33.5	4.0	4.9	8.1
		八幡	34,579	34,803	32,385	31,010	27,868	—	0.6	7.5	4.4	11.3
		八幡	34,289	33,354	32,066	29,509	27,057	—	2.8	4.0	8.6	9.0
		八幡	33,586	31,802	29,693	27,517	25,006	—	5.6	7.1	7.9	10.0
下新	倉酒	福知	33,212	28,283	24,470	22,149	21,178	—	17.4	15.5	10.4	4.5
		福知	32,403	32,055	28,967	28,224	27,798	—	1.1	10.7	2.6	1.5
		福知	32,270	32,587	32,106	33,225	29,922	—	1.0	1.5	3.4	11.0
		福知	32,228	34,716	30,112	27,840	24,141	—	7.2	15.3	8.2	15.3
		福知	31,958	31,866	30,280	27,864	24,752	—	0.3	5.3	8.7	12.6
福八	敦唐	高津	31,848	32,451	32,011	30,107	28,642	—	1.9	1.4	6.3	5.1
		高津	31,728	30,500	28,980	27,221	24,687	—	4.0	5.2	6.5	10.3
		高津	31,346	30,911	27,609	25,495	24,298	—	1.4	12.0	8.3	4.9
		高津	31,342	31,058	29,149	28,005	26,140	—	0.9	6.6	4.1	7.1
		高津	31,296	28,962	25,231	22,940	21,914	—	8.1	14.8	10.0	4.7
柄島	高平	尾山	31,195	31,335	29,684	27,370	24,570	—	0.4	5.6	8.5	11.4
		尾山	30,411	30,224	29,934	27,901	26,401	—	0.6	0.9	7.2	5.6
		尾山	30,152	31,284	30,934	30,897	28,388	—	3.6	1.1	0.1	8.8
		尾山	30,126	28,990	28,080	25,500	23,125	—	3.9	3.2	10.1	10.3
		尾山	29,987	30,634	29,445	29,054	28,045	—	2.1	4.2	1.3	3.5
舞舞	柏洲	中海	29,903	25,992	24,799	22,905	21,499	—	15.0	4.8	8.3	6.5
		中海	29,567	26,918	25,456	24,232	22,229	—	9.7	5.9	5.1	9.0
		中海	29,461	31,565	30,567	31,614	28,699	—	6.7	3.2	3.3	10.1
		中海	29,414	30,328	28,563	27,049	24,214	—	3.0	16.2	5.6	11.7
		中海	29,091	29,917	28,686	25,431	22,132	—	2.8	4.3	12.8	14.9
館飯	丸多	熱海	28,591	30,496	28,863	27,493	26,205	—	6.2	5.6	4.9	4.9
		熱海	28,494	29,398	29,787	27,439	24,491	—	3.1	—	1.3	8.6
		熱海	26,928	29,615	28,837	27,971	24,480	—	9.1	2.7	3.1	14.3
		熱海	26,820	24,695	19,978	18,068	15,268	—	8.6	23.6	10.6	18.3
		熱海	24,477	21,831	16,141	13,201	10,574	—	12.1	35.3	22.2	24.9
首里	17,537	19,305	20,119	20,582	22,838	—	9.2	—	4.1	—	9.9	

工業規制地域人口現象概要(一)



現在に市制實施の都市を採り、同日現在の市域に換算統一して其の現在人口の増加率を算定すれば第八表及第二圖に示す如くである。第八表及第二圖に據れば、昭和十年——同十五年の間に於ては市部人口總數の増加率は前期間に較べて減退を示してゐる。其の一つの理由は人口増加率を喪失した市が多數に發現したことによると思はれる。即ち都市自體が人口の供出地域と化したものが少くないことに因ると思はれる。之に反して特殊の地域に於ける特殊の都市の増加率は著しく高まつたことが認められる。一つの理由は、都市の外延即ち市域に隣接する町村への人口膨脹が多いことに在ると思はれる。更に今一つの理由は昭和十五年十月一日に市の境域が換算統一せられてゐる爲に既往に遡る程高い増加率を示すものが多數に加はつて來てゐることにも在ると思はれる。何れにしても、此の事實は戦時下人口の都市間移動が著しきを加へ大都市集中、都市群形成の傾向が愈々顯著に

なつたことを示してゐる。戦時下六大都市の増加率には一種の異變が認められる。其の一は横濱市の増加率の激増であつて、既に一言した通り、京濱都市地域の神奈川縣方面への膨脹を示してゐる。次に名古屋市及東京市は依然として高き増加率を示してゐるが、大阪及神戸兩市が頗る増加率を低減し、京都市が全く増加率を喪失したことが注目を惹く。大阪及神戸兩市の増加率の減退は飽和現象であると共に兩市の外延への著しき膨脹が背後に想像せられる。否、其の然る所以を此の兩市の近接都市の著しき増加率が證明してゐる。京都市が増加率を喪失したことは、京都市に時局的産業が少いことと阪神都市地域が京都市方面から人口を吸引したことに基くと思はれる。

今、昭和十年——同十五年の間に於ける現在人口増加率特に著しき都市を

第9表 昭和10年—同15年間に於ける  
現在人口増加率の著しき都市

増位	率位	市	現在人口増加率	人口階級	道府	在縣	道名
1	2	室川	65.3	II	海	道	道川山城庫
2	3	關崎	56.9	IV	北	阪	北神岡茨兵
3	4	野立	47.1	III	大	日	大京福愛兵
4	5	立崎	45.3	II	山	口	山崎千福
		玉日尼	44.2	II	福	玉	〃
6	7	布東	40.5	II	大	阪	大京福愛兵
7	8	舞	34.4	IV	神	岡	〃
8	9	倉	34.4	IV	福	玉	〃
9	0	瀨	34.1	IV	崎	王	〃
1	1	磨	33.5	IV	大	阪	大京福愛兵
1	2	宇川	31.4	III	山	口	山崎千福
2	3	市	27.2	III	福	玉	〃
3	4	戸	24.3	III	福	玉	〃
4	5	八	24.3	I	大	阪	〃
1	6	豐	22.7	IV	神	岡	〃
7	8	藤	21.8	IV	福	玉	〃
8	9	若	21.5	IV	崎	王	〃
9	0	浦	21.2	III	大	阪	〃
2	1	吹	20.7	III	山	口	〃
2	2	德	20.4	IV	大	阪	〃
3	3	名	19.8	IV	山	口	〃
4	4	大	19.6	I	愛	知	〃
5	5	船	18.4	II	福	岡	〃
2	6	飯	17.8	IV	千	葉	〃
7	7	下	17.4	IV	山	口	〃
8	8	岩	17.3	III	岩	手	〃
9	9	釜	16.4	IV	富	山	〃
0	0	富	15.5	II	兵	庫	〃
3	1	西	15.4	I	東	京	〃
3	2	東	15.0	IV	京	都	〃
3	3	舞	15.0	IV	神	川	〃
3	4	鎌	14.9	II	山	口	〃
3	5	下	14.4	II	福	大	〃
3	6	門	14.3	II	大	阪	〃
3	7	池	13.7	II	北	道	〃
3	8	路	12.8	IV	神	川	〃
3	9	塚	12.5	III	大	道	〃
4	0	塚	12.5	IV	北	川	〃
4	1	清	12.3	III	神	岡	〃
4	2	長	12.2	I	長	崎	〃
4	3	入	12.2	III	青	森	〃
4	4	桑	12.2	IV	三	重	〃
4	5	明	11.9	IV	兵	庫	〃
4	6	新	11.8	II	廣	島	〃
4	7	廣	10.9	I	廣	島	〃

人口階級の別 25 萬以上 ..... I 10 萬—  
25 萬 ..... II 5 萬—10 萬 ..... III  
5 萬未満 ..... IV

全國市部平均よりも増加率の大なる都市は、全國都市一六八の中僅かに四七市に過ぎず、都市の規模から云へば一〇萬以上の大都市に多い。特に注目すべきは、之等の都市は、其の位置に就いて極めて特色ある分布を示してゐると云ふ點である。即ち上表に見られる通り、室蘭、玉野、日立、新居濱、釜石、富山、舞鶴、釧路、清水、八戸及新潟の如く、特殊の所謂新興工鑛業都市、港灣都市であつて、爾餘の都市は何れも、東京府―神奈川縣地域、愛知縣地域、大阪府―兵庫縣地域及山口―福岡縣地域並に其の近接地域に集中してゐると云ふことである。換言すれば、(一)東京、川崎、横濱を中心とする京濱都市地域、(二)名古屋中心地域、(三)大阪及神戸を中心とする阪神都市地域及(四)福岡縣北東部から山口縣に迄伸びてゐる關門地域といふ四つの人口集中地域が明確な都市群を形成して浮び出て來てゐるのである。勿論之等の地域は從來も人口集中の中心地域を成してゐたが、戦時下に入つて益々急激に明確な都市群を形成して所謂集中地域として確立したと云はねばならない。

尙、第八表及第二圖に見られる通り此の期間に人口の絶對的減少を示せるものが四六市の多きに上つてゐるが都市にして人口減少を示せるものが、かくも多數に上つたことは従前の期間には見られなかつた現象である。此の他に人口減少は示してゐないが其の増加率極めて低率な市も少くない。之等は云ふ迄もなく小都市に多いが集中地域に近接し其の爲人口を吸引せられたもの、人口供出地域の地方都市等に多い。それ等小都市の中には都市自體が人口供出地域と成つて周邊から集めた人口を再び集中地域に供出するが如きものも少くないと見られる。

要するに人口の地域的移動は戦時體制の確立によつて一段と促進せら

第 10 表 7 府縣現在人口増加の割合

地 域 別	昭10—15	昭5—10	大14—昭5	大9—14
全國増加人口(A)	3,860,160	4,804,143	4,713,153	3,773,769
東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫、山口及福岡7府縣増加人口(B)	2,873,715	2,794,623	2,312,536	1,900,386
(A)に對する(B)の割合(%)	74.4	58.2	49.1	50.4

れ、從來人口の供出を行つてゐた地域から一層大量の人口を急速度に、從來人口の補給を受けてゐた地域に向つて、即ち從來の移動の方向と大體同一の方向に向つて移動せしめるが如き形態を以て之を擴大激成した。

即ち、人口は僅に七つの府縣に集中し、集中地域は益々、人口の吸引度を高めるに至つた。

人口集中の中心府縣とも云ふべき此の七府縣の現在人口増加が全國増加人口中に占める割合は第一〇表の通り從來も五割に上つてゐたが最近五箇年間には實に七割四分の多きに達してゐる。之に反して、爾餘の四〇の道府縣は總體として見れば何れも人口の供出地域となつて其の人口増加率は益々、低率となり人口の絶對減少を示す縣が十四の多きを算へるに至つた。

人口を吸引した地域は時局産業の中心となつた地域であることは云ふ迄もないが、之等の産業が、大都市又は大中都市群に集中してゐた爲に、之等の人口の集中地域は急激に人口の異常なる累積を來した。而して人口の大都市集中は近代日本の恒常的傾向であつたが最近に至つて正に極點に達せんとし、大都市の外延に向つて急激な人口膨脹を促進するに至つた。かくて人口の都市集中は特殊の新興工鑛業都市等を除けば主として上記七府縣に含まれる大中都市に大規模に進展し、其の結果少數の大都市を中心と

する都市群が明瞭に確立し、京濱地方、名古屋地方、阪神地方、關門地方の四大人口集中地域を形成するに至つた。

かくて戦時下人口の地域的移動は此の四大集中地域に未曾有の規模を以て激成せられたが、之等の集中地域に對する人口の供出は、先づ從來の人口供出地域の人口供出を急速激甚に促進し、更に從來人口供出の比較的緩慢なる地域にも波及して人口供出を促進して來た。其の爲に地方中小都市は未曾有の規模を以て人口集中の中繼地域と化し、遂には之等の都市自らが自己の人口の供出を營むに至つた。かくて集中地域以外の地域に於ては其の人口の自然増加に該當する人口を供出し盡し、人口の絶對的減少を見せるものが續出するに至つた。

此處に問題は、斯の如き人口流出の激化せる地域に於ては其の人口構成次第に弱體化し人口増殖力に悪影響を及ぼすべきこと、又集中地域たる七府縣は人口増殖力劣弱なる地域であるから、流入せる多數の人口が之等の地域の低劣な増殖力の適用を受けるとすれば全國の人口増殖力を著しく低下せしむべきこと等である。即ち戦時下人口集中の激化は、之を勢の趨くままに放任する場合には、皇國人口の將來の増殖力の上に重大なる影響を及ぼすべきことが考へられ、人口の都市集中といふ從來屢次論ぜられたる事實も、今日更めて省察する時、人口政策的見地より重大なる考慮を要すべき錯雜せる問題を包藏することに思を致さなければならぬ。

## 二 工業規制地域の人口靜態

以上に於て、戦時下人口の地域的移動激化の態様を概観し、所謂四大人口集中地域形成の過程を概観したから、次に進んで「工業規制地域」の人口

現象に検討を加へることとしやう。

過般「工業規制地域」に指定された範圍は、昭和十七年六月二日閣議決定の「工業規制地域及工業建設地域に關する暫定措置要綱」別表第一工業規制地域<sup>(8)(1)</sup>に據れば、第一一表の通り、(一)關東地方——東京府、神奈川縣、埼玉縣、千葉縣の一府三縣、(二)愛知縣、(三)近畿地方——京都府、大阪府、兵庫縣の二府一縣、(四)關門地方——山口縣、福岡縣の二縣、即ち三府七縣に跨り、六大都市を初めとして三六市及其の周圍の二九一町村を包含してゐる。即ち、此の範圍は前に述べた人口集中府縣たる七府縣の他に、京都府、埼玉縣及千葉縣を含んでゐる。而して關門地方に於ては集中地域と見做される地域にして含まれざる部分もあり、又埼玉、千葉兩縣内の地域に於ては人口集中未だ甚しからざる地域をも含んでゐたりするので、此の範圍は嚴密に見れば所謂人口集中地域と一致せざるものであるが、然し規制地域は集中地域の大部分を蔽ふて比重頗る大であるから其の人口現象の特性は同時に集中地域のそれをも代表するものと思はれる。

さて此の「工業規制地域」の人口靜態及人口動態の概要を個々の町村に就いて昭和十七年六月二日現在の境域に統一して一々算定したものが第一三表であり、又此の數値により作成したる分布圖が第四圖乃至第八圖の五圖である。此の第三表は頗る老大に互るので通觀に便ならしめる爲、第一三表に基き其の摘要表を作成し第一二表として併せ掲げておいた。又、此の第一二表に據り、面積、現在人口及現在人口増加數等に就いて各種の比例を算出して第一四表として掲げ、之に據つて第九圖及第一〇圖を作成して併せ掲げた。更に、現在人口増加率、人口密度及人口動態率に就いても第一二表に基いて第一二圖及第一三圖の比較圖を作成して併せて掲げておいた。尙、第一三表及第四圖乃至第八圖には規制地域と比較對照する爲其の周縁地域に當る數郡の町村を採り併せ掲げてある。



京都府																													
町一市二																													
村二																													
綴喜郡	久世郡	宇治郡	乙訓郡	京都市	知多郡	海部郡	中島郡	西春日井郡	東春日井郡					猪高村															
有智郷村	都々城村	八幡町	全郡	新神足村	大山崎村	羽束師村	久我村	久世村	向日町	全郡	上野町	大高町	有松町	蟹江村	南陽村	富田村	大治村	甚目寺町	美和村	七寶村	大里村	全郡	守山町	鳥居松村	篠木村	應來村	勝川町		
大阪府																													
町八市九																													
村七																													
豊能郡																													
三島郡																													
泉大津市																													
吹田市																													
池田市																													
布施市																													
豊中市																													
岸和田市																													
堺市																													
大田																													
田邊住																													
小曾根村	庄内町	南豊島村	中豊島村	島飼村	味生村	新田村	山田村	味舌村	玉櫛村	三宅村	春日村	玉島村	三島村	茨木町	島本町	五領村	三箇牧村	高槻町	富田町	全郡	全郡	全郡	全郡	全郡	全郡	全郡	全郡	全郡	大田
兵庫縣																													
神戶市																													
北河内郡																													
中河内郡																													
泉南郡																													
泉北郡																													
全郡	全郡	全郡	志紀村	道明寺村	藤井寺町	高鷲村	埴生村	丹比村	丹南村	黒山村	日置莊村	北八下村	南八下村	佐野町	貝塚町	北松尾村	南王子村	忠岡町	和泉町	信太村	八田莊村	深井村	東百舌鳥村	福泉町	取石村	高石町	濱寺町	鳳尾町	
福岡縣																													
五市二町																													
山一市																													
山口縣																													
遠賀郡																													
門司市																													
小倉市																													
戸畑市																													
八幡市																													
若松市																													
下關市																													
川邊郡																													
長尾村																													
小濱村																													
園田村																													
神津村																													
御影町																													
住吉町																													
魚崎町																													
本山村																													
本元村																													
良元村																													
鳴尾村																													
全郡																													
全郡																													
全郡																													
全郡																													
折尾町	水巻町	全郡	全郡	全郡	全郡	全郡	除村の區域を	山司村	王司村	町清末村	中岡町	安岡町	舊豊浦	川西町	長尾村	小濱村	園田村	神津村	御影町	住吉町	魚崎町	本山村	本元村	良元村	鳴尾村	全郡	全郡	全郡	全郡

第12表 3府7縣及工業規制地域人口統計摘要表

地 域	面 積 (方料)	現 在 人 口				人口密 度(1 方料=	人口動態(昭10)		
		昭 15	昭 10	昭10—15 增加數	昭10— 15增加率		出生率	死亡率	自 然 增加率
全 國	382,545.42	73,114,308	69,254,148	3,860,160	55.75%	191	31.63%	16.78%	14.85%
市 部	8,634.98	27,577,539	25,016,173	2,561,366	102.39	3,194	26.89	14.93	11.97
郡 部	373,910.44	45,536,769	44,237,975	1,298,794	29.36	122	34.31	17.82	16.49
3 府 7 縣 總 數	44,214.17	30,039,566	27,017,150	3,022,416	111.87	679	28.68	15.46	13.22
規 制 地 域 總 數	5,604.69	19,470,654	16,921,446	2,549,208	150.65	3,473	26.81	14.08	12.73
36 市 總 數	2,921.74	17,380,476	15,180,365	2,200,111	144.93	5,949	26.41	13.79	12.62
291 町 村 總 數	2,682.95	2,090,178	1,741,081	349,097	200.51	779	30.28	16.59	13.69
非 規 制 地 域 總 數	38,609.48	10,568,912	10,095,704	473,208	46.87	274	31.82	17.78	14.04
I 關 東 1 府 3 縣 總 數	13,362.38	12,740,409	11,285,172	1,455,237	128.29	953	29.76	14.80	14.96
規 制 地 域 總 數	2,913.93	9,586,448	8,193,697	1,392,751	169.98	3,290	28.26	13.52	14.74
非 規 制 地 域 總 數	10,448.45	3,153,961	3,091,475	62,486	20.21	302	33.76	18.23	15.53
1 東 京 府 規 制 地 域	2,144.80	7,354,971	6,369,919	985,052	154.64	3,429	27.61	12.90	14.71
非 規 制 地 域	1,060.76	7,195,487	6,215,124	980,363	157.74	6,783	27.47	12.81	14.66
2 神 奈 川 縣 規 制 地 域	2,352.81	2,188,974	1,840,005	348,969	189.66	930	30.11	15.15	14.96
非 規 制 地 域	885.57	1,537,849	1,220,006	317,843	260.53	1,737	29.77	15.17	14.60
3 埼 玉 縣 規 制 地 域	3,802.68	1,608,039	1,528,854	79,185	51.79	423	35.11	18.31	16.80
非 規 制 地 域	683.97	557,312	496,139	61,173	123.30	815	33.22	16.82	16.41
4 千 葉 縣 規 制 地 域	5,062.09	1,588,425	1,546,394	42,031	27.18	314	32.93	18.79	14.14
非 規 制 地 域	283.63	295,800	262,428	33,372	127.17	1,043	30.44	16.27	14.16
5 愛 知 縣 規 制 地 域	5,081.14	3,166,592	2,862,701	303,891	106.16	623	31.29	15.68	15.61
非 規 制 地 域	473.64	1,544,521	1,300,621	243,900	187.53	3,261	29.95	14.56	15.39
III 近 畿 2 府 1 縣 總 數	14,748.84	9,744,191	8,922,931	821,260	92.92	660	25.98	15.41	10.57
規 制 地 域 總 數	1,777.80	7,362,022	6,631,559	730,463	110.15	4,141	24.38	14.44	9.94
非 規 制 地 域 總 數	12,971.04	2,382,169	2,291,372	90,797	39.63	184	30.59	18.21	12.38
6 京 都 府 規 制 地 域	4,614.92	1,729,993	1,702,508	27,485	16.14	374	26.11	15.43	10.68
非 規 制 地 域	464.26	1,177,288	1,161,886	15,402	13.26	2,536	24.65	14.07	10.59
7 大 阪 府 規 制 地 域	1,811.07	4,792,966	4,297,174	495,792	115.38	2,643	24.48	14.79	9.69
非 規 制 地 域	992.20	4,546,098	4,065,960	480,138	118.09	4,582	24.20	14.65	9.55
8 兵 庫 縣 規 制 地 域	8,322.85	3,221,232	2,923,249	297,983	101.94	387	28.10	16.30	11.80
非 規 制 地 域	321.34	1,638,636	1,403,713	234,923	167.36	5,099	24.69	14.13	10.56
IV 關 門 2 縣 總 數	11,021.81	4,388,374	3,946,346	442,028	112.02	398	29.81	17.30	12.51
規 制 地 域 總 數	439.32	977,663	795,569	182,094	228.89	2,225	27.00	16.11	10.89
非 規 制 地 域 總 數	10,582.49	3,410,711	3,150,777	259,934	82.50	322	30.52	17.60	12.92
9 山 口 縣 規 制 地 域	6,082.11	1,294,242	1,190,542	103,700	87.10	213	28.76	18.20	10.56
非 規 制 地 域	42.44	167,795	144,225	23,570	163.43	3,954	24.04	15.14	8.90
10 福 岡 縣 規 制 地 域	6,039.67	1,126,447	1,046,317	80,130	76.58	187	29.41	18.62	10.79
非 規 制 地 域	4,939.70	3,094,132	2,755,804	338,328	122.77	626	30.27	16.91	13.36
規 制 地 域	396.88	809,868	651,344	158,524	243.38	2,041	27.70	16.34	11.35
非 規 制 地 域	4,542.82	2,284,264	2,104,460	179,804	85.44	503	31.07	17.09	13.98

工業規制地域人口現象概要(一)

第 13 表 工業規制地域市町村別人口統計表

地 域	面 積 (方 料)	現 在 人 口			人口密度 (1 方料 = 付)	人 口 動 態 (昭10)		
		昭 1 5	昭 1 0	昭10—15 増 加 率		出生率	死亡率	自 然 増 加 率
全 國	382,545.42	73,114,308	69,254,148	55.75%	191	31.63%	16.78%	14.85%
市 部	8,634.98	27,577,539	25,016,173	102.39	3,194	26.89	14.93	11.97
郡 部	373,910.44	45,536,769	44,237,975	29.36	122	34.31	17.82	16.49
3 府 7 縣 總 數	44,214.17	30,039,566	27,017,150	111.87	679	28.68	15.46	13.22
規 制 地 域	5,604.69	19,470,654	16,921,446	150.65	3,473	26.81	14.08	12.73
36 市 總 數	2,921.74	17,380,476	15,180,365	144.93	5,949	26.41	13.79	12.62
291 町 村 總 數	2,682.95	2,090,178	1,741,081	200.51	779	30.28	16.59	13.69
非 規 制 地 域	38,609.48	10,568,912	10,095,704	46.87	274	31.82	17.78	14.04
1 東 京 府	2,144.80	7,354,971	6,369,919	154.64	3,429	27.61	12.90	14.71
規 制 地 域 總 數	1,060.76	7,195,487	6,215,124	157.74	6,783	27.47	12.81	14.66
3 市 總 數	601.59	6,887,839	5,987,217	150.42	11,449	27.27	12.71	14.56
35 町 村 總 數	459.17	307,648	227,907	349.88	670	32.87	15.51	17.36
東 京 市	572.81	6,778,804	5,895,882	149.75	11,834	27.22	12.69	14.53
麴 町 區	8.28	58,521	60,327	29.94	7,068	19.59	14.74	4.85
神 田 區	3.10	128,178	136,906	63.75	41,348	22.96	11.80	11.16
日 本 橋 區	3.12	101,777	113,871	106.21	32,621	15.74	9.06	6.68
京 橋 區	5.11	142,269	147,334	34.38	27,841	23.20	12.39	10.81
芝 布 區	8.61	191,445	190,776	3.51	22,235	20.21	14.28	5.93
麻 赤 區	4.29	89,163	87,857	14.87	20,784	16.86	9.04	7.82
四 谷 區	4.30	55,704	58,700	51.04	12,954	16.61	7.85	8.76
牛 込 區	3.24	76,440	76,321	1.56	23,593	23.91	15.93	7.98
小 石 川 區	5.21	128,888	130,340	11.14	24,739	21.58	12.33	9.25
本 下 淺 區	6.06	154,655	147,135	51.11	25,521	22.60	12.79	9.81
大 塚 區	4.87	146,146	141,215	34.92	30,009	25.56	19.20	6.36
目 黒 區	5.04	189,191	190,524	7.00	37,538	23.39	13.46	9.93
目 黒 區	5.27	271,063	273,693	9.61	51,435	24.37	11.37	13.01
本 深 品 目 黒 區	6.49	273,407	278,194	17.21	42,127	30.72	13.53	17.19
大 塚 區	8.24	226,754	214,175	58.73	27,519	28.13	11.76	16.37
大 塚 區	10.16	231,303	204,262	132.38	22,766	26.14	11.22	14.92
大 塚 區	14.73	198,795	152,187	306.25	13,496	28.01	10.08	17.93
大 塚 區	5.80	188,100	161,863	168.09	32,431	32.13	12.59	19.54
大 浦 世 澁 澁 區	23.40	278,985	201,425	385.06	11,922	27.06	11.79	15.27
大 浦 世 澁 澁 區	22.15	252,799	147,516	713.71	11,413	31.23	10.65	20.58
大 浦 世 澁 澁 區	60.76	281,804	210,701	337.46	4,638	27.42	10.33	17.09
大 浦 世 澁 澁 區	15.24	256,706	234,850	93.06	16,844	31.79	12.85	18.94
大 浦 世 澁 澁 區	10.06	189,152	169,187	118.01	18,802	23.19	11.89	11.30
中 杉 野 並 島 區	15.41	214,117	178,383	200.32	13,895	27.48	13.59	13.89
中 杉 野 並 島 區	34.10	245,435	190,217	290.29	7,198	27.31	10.69	16.62
中 杉 野 並 島 區	13.26	312,209	268,015	164.89	23,545	26.99	11.00	15.99
中 杉 野 並 島 區	5.20	130,705	114,514	141.39	25,136	28.12	11.87	16.25
中 杉 野 並 島 區	10.57	351,281	326,210	76.86	33,234	30.33	12.51	17.82
王 板 足 向 城 區	15.98	220,304	171,047	287.97	13,786	33.46	11.87	21.59
王 板 足 向 城 區	80.68	233,115	150,868	545.16	2,889	32.03	24.60	7.43
王 板 足 向 城 區	53.52	231,246	174,612	324.34	4,321	32.29	14.28	18.01
王 板 足 向 城 區	7.79	206,402	186,698	105.54	26,496	30.03	12.38	17.65
王 板 足 向 城 區	10.18	192,400	171,047	124.84	18,900	30.72	13.03	17.69
葛 飾 區	35.78	153,041	105,682	448.13	4,277	33.02	13.04	19.98
葛 飾 區	46.81	177,304	129,230	372.00	3,788	33.63	15.05	18.58

第 13 表 工業規制地域市町村別人口統計表 (續)

地 域	面 積 (方 料)	現 在 人 口			人口密度 (1 方料 = 付)	人 口 動 態 (昭10)		
		昭 1 5	昭 1 0	昭10-15 増 加 率		出生率	死亡率	自 然 増 加 率
八 王 子 市	19.88	75,186	70,947	59.75%	3,782	29.39%	14.60%	14.79%
立 川 市	8.90	33,849	20,388	660.24	3,803	33.35	11.77	21.58
西 多 摩 郡	10.35	7,921	6,370	243.49	765	34.07	13.03	21.04
福 生 町	10.35	7,921	6,370	243.49	765	34.07	13.03	21.04
南 多 摩 郡	192.05	69,373	60,444	147.72	361	35.19	15.95	19.24
横 日 七 由 多	15.89	3,901	3,810	23.88	246	34.38	19.42	14.96
山 野 生 木 摩 村 町 村 村	14.65	8,212	6,036	360.50	561	32.47	16.07	16.40
	13.11	4,264	3,854	106.38	325	33.99	15.31	18.68
	22.66	5,275	5,339	11.99	233	33.53	13.11	20.42
	19.16	5,158	4,557	131.89	269	37.52	19.75	17.77
稻 鶴 南 町 忠	17.04	5,337	4,264	251.64	316	34.01	15.95	18.06
城 川 田 生 村 村 村 村	22.12	5,427	5,251	33.52	245	43.80	16.19	27.61
	13.56	4,755	4,313	102.48	351	38.95	17.85	21.10
	9.44	10,675	7,847	360.39	1,131	31.86	11.72	20.14
	18.20	6,312	5,842	80.45	347	38.17	17.29	20.88
界 由 井 村 村	11.09	4,851	4,393	104.26	437	33.69	14.57	19.12
	15.13	5,206	4,938	54.27	344	31.39	17.62	13.77
北 多 摩 郡	256.77	230,354	161,093	429.94	897	31.95	15.44	16.51
府 西 谷 昭 拜	10.63	16,436	13,613	207.38	1,546	23.14	10.50	12.63
中 府 保 和 島 町 村 村 村 村	7.16	2,838	2,589	96.18	396	32.06	13.52	18.54
	8.14	4,716	4,078	156.45	579	35.07	14.22	20.84
	12.66	11,277	5,763	956.79	891	32.62	13.01	19.61
	5.95	2,659	1,917	387.06	447	47.99	28.17	19.82
砂 村 大 東 清	14.37	7,221	5,966	210.36	503	32.85	15.92	16.93
川 山 和 山 村 村 村 村 村	15.67	8,989	8,325	79.76	574	34.35	17.18	17.18
	13.31	8,152	5,780	410.38	612	41.18	16.78	24.39
	17.14	11,402	9,934	147.78	665	35.13	20.43	14.70
	10.23	7,203	4,257	692.04	704	33.83	45.57	11.75
久 保 田 小 國	12.94	6,168	5,345	153.98	477	30.31	17.59	12.72
留 米 谷 無 平 分 寺 村 村 村 村 村	8.93	10,052	5,507	825.31	1,178	32.69	13.44	19.25
	6.80	6,261	4,341	442.29	921	31.79	15.66	16.13
	21.10	8,674	7,041	231.93	411	29.26	22.58	6.68
	11.48	9,324	7,242	287.49	812	40.18	17.26	22.92
小 武 三 神 狛	11.44	12,650	8,416	503.09	1,106	36.12	12.24	23.88
金 藏 井 野 町 町 村 村 村	11.04	41,767	25,221	656.04	3,783	28.07	8.76	19.31
	16.87	24,247	11,810	1,053.09	1,437	31.84	17.44	14.39
	10.35	6,720	5,423	239.17	649	30.24	15.31	14.94
	6.22	5,657	4,267	325.76	909	25.78	12.89	12.89
調 多 布 磨 町 村	11.60	11,105	8,356	328.99	957	32.43	13.76	18.67
	12.74	6,836	5,902	158.25	537	34.40	14.74	19.65
<b>非 規 制 地 域 總 數</b>	<b>1,084.04</b>	<b>159,484</b>	<b>154,795</b>	<b>30.29</b>	<b>147</b>	<b>33.30</b>	<b>16.39</b>	<b>16.91</b>
西 多 摩 郡	565.50	98,696	94,230	47.39	175	34.78	17.25	17.53
青 日 五 箱 石 殿	3.83	11,293	11,148	13.01	2,949	31.22	16.15	15.07
梅 市 崎 町 村 村 村	10.36	5,587	5,525	11.22	539	28.42	10.32	18.10
根 ヶ 畑 谷 村 村 村	3.86	2,646	2,386	108.97	685	42.33	16.76	25.57
	4.49	2,126	1,950	90.26	473	43.08	16.41	26.67
	2.62	1,041	1,038	2.89	397	34.68	11.56	23.12
長 岡 村	2.16	1,038	967	73.42	481	34.13	15.51	18.62

工業規制地域人口現象概要(一)



第 13 表 工業規制地域市町村別人口統計表 (續)

人口問題研究 第三卷 第十二號

地 域	面積 (方 料)	現 在 人 口			人口密度 (1方料 =付)	人 口 動 態 (昭10)		
		昭 15	昭 10	昭10-15 增加率		出生率	死亡率	自 然 增加率
西多摩村	9.64	5,878	5,618	46.28%	610	38.98%	19.22%	19.76%
多西留村	9.89	3,787	3,781	1.59	383	28.83	15.87	12.96
多秋井村	7.54	3,806	3,572	65.51	505	27.72	12.32	15.40
西平井村	5.52	2,564	2,471	37.64	464	33.18	20.64	12.54
西平井村	6.19	2,439	2,336	44.09	394	34.67	15.41	19.26
増大戸村	6.57	2,787	2,759	10.15	424	36.61	15.22	21.39
久野村	22.47	4,234	4,202	7.62	188	34.98	13.09	21.89
倉宮村	14.85	1,362	1,340	16.42	92	31.34	11.94	19.40
小宮村	20.17	1,934	1,867	35.89	96	41.24	16.07	25.17
小宮村	106.21	5,693	5,453	44.01	54	42.18	19.99	22.19
霞小成村	16.19	7,294	7,035	36.82	451	33.97	20.18	13.79
曾木村	15.13	2,981	2,959	7.43	197	37.17	16.56	20.61
木布野村	22.52	3,052	3,028	7.93	136	29.39	23.12	6.27
吉野村	12.89	7,454	7,267	25.73	578	35.37	16.51	18.86
吉野村	11.75	3,281	3,146	42.91	279	32.42	20.03	12.39
三古水村	21.28	3,876	3,912	9.20	182	34.25	19.68	14.57
古水村	40.35	3,514	3,264	76.59	87	41.36	23.28	18.08
小河村	135.11	5,749	4,024	428.68	43	29.82	17.40	12.42
小河村	53.91	3,280	3,182	30.80	61	45.57	22.31	23.26
南多摩郡	116.72	21,460	21,016	21.13	184	32.88	15.37	17.51
淺元川加	25.83	4,835	4,615	47.67	187	30.77	20.59	10.18
八王子村	12.95	5,494	5,421	13.47	424	32.28	13.65	18.03
恩川村	37.73	4,064	4,128	15.50	108	33.19	14.53	18.66
加住村	24.80	4,217	4,086	32.06	170	35.73	11.99	23.74
加住村	15.41	2,850	2,766	30.37	185	32.90	16.27	16.63
大島	216.61	22,621	23,174	23.86	104	30.64	16.83	13.81
八丈島	82.27	9,346	9,646	31.10	114	30.17	14.00	16.17
小笠原島	102.94	7,361	6,729	242.53	72	27.64	9.51	18.13
2 神奈川縣	2,352.81	2,188,974	1,840,005	189.66	930	30.11	15.15	14.96
規制地域總數	885.57	1,537,849	1,220,006	260.53	1,737	29.77	15.17	14.60
5 市總數	604.57	1,395,942	1,098,112	271.22	2,309	29.35	15.07	14.28
13 町村總數	281.00	141,907	121,894	164.18	505	33.57	16.05	17.52
橫濱市	400.42	968,091	796,531	215.31	2,418	28.59	15.07	13.52
川崎市	128.62	300,777	191,700	569.00	2,338	33.12	15.10	18.02
平塚市	10.87	43,148	38,348	125.17	3,969	30.38	15.80	14.53
鎌倉市	18.75	40,151	34,935	169.39	2,141	23.70	15.40	8.30
藤澤市	45.91	43,775	36,548	190.54	953	30.43	13.95	16.47
鎌倉郡	23.36	22,942	18,396	247.12	982	26.85	15.71	11.14
大船町	12.88	13,110	9,907	323.31	1,018	27.66	15.44	12.22
深澤村	2.81	6,495	5,650	149.56	2,311	23.36	15.75	7.61
深澤村	7.67	3,337	2,839	175.41	435	31.00	16.56	14.44
高座郡	257.64	118,965	103,493	149.44	462	34.76	16.12	18.65
茅ヶ崎町	28.19	29,567	25,078	179.00	1,049	30.07	17.35	12.72
寒川村	13.57	6,772	6,144	102.21	499	32.88	13.83	19.05
小御所村	13.26	3,785	3,568	60.82	285	40.64	14.29	26.35
御所村	11.92	4,291	4,091	30.48	360	35.20	13.93	21.27

第 13 表 工業規制地域市町村別人口統計表 (續)

地 域	面 積 (方 料)	現 在 人 口			人口密度 (1方料 =付)	人 口 動 態(昭10)		
		昭 1 5	昭 1 0	昭10-15 増 加 率		出生率	死亡率	自 然 増 加 率
有海相大綾 馬名原 老模和瀬 村	10.97	3,990	3,872	30.48	364	42.87	22.21	20.66
	14.74	6,562	6,312	39.61	445	32.79	14.58	18.21
	109.66	45,482	36,807	235.69	415	36.08	15.59	20.49
	19.88	6,134	5,694	77.27	309	38.81	15.98	22.83
22.69	5,966	5,758	36.12	263	33.34	16.15	17.19	
澁 谷 村	12.76	6,416	6,174	39.20	503	38.71	16.84	21.87
<b>非規制地域總數</b>	<b>1,467.24</b>	<b>651,125</b>	<b>619,999</b>	<b>50.20</b>	<b>444</b>	<b>30.78</b>	<b>15.11</b>	<b>15.67</b>
横 須 賀 市	41.80	193,358	187,188	29.31	4,626	26.86	12.69	14.17
三 浦 郡	115.49	106,082	94,088	127.48	919	30.92	15.97	14.94
浦葉逗北南 賀山子 下下浦 町	13.74	28,073	23,198	210.15	2,043	32.85	15.60	17.25
	17.23	9,986	9,383	64.27	574	25.15	13.85	11.30
	17.14	24,119	18,393	311.31	1,407	28.76	13.81	14.95
	9.79	4,231	3,940	73.86	432	40.10	17.51	22.59
12.93	7,213	7,195	2.50	558	35.58	20.01	15.57	
三初長武大 崎聲井山楠 町	7.34	14,813	14,789	8.38	203	29.08	15.82	13.26
	10.29	3,689	3,725	9.66	359	27.38	18.52	8.86
	3.70	5,686	5,326	67.59	1,537	36.05	17.84	18.21
	8.62	2,423	2,383	16.79	281	34.41	16.79	17.62
14.71	5,749	5,756	1.22	609	28.14	18.42	9.72	
中 郡	232.00	107,595	102,869	45.94	464	34.62	16.84	17.78
大國二大神 磯府宮野田 村	6.39	10,586	9,733	8.76	1,657	30.21	19.83	10.38
	10.06	4,920	4,663	55.11	489	34.74	13.08	21.66
	9.30	8,711	8,248	56.11	937	34.43	17.58	16.85
	10.35	7,844	7,069	109.63	758	30.84	15.14	15.70
6.79	2,838	2,605	89.44	418	42.61	26.10	16.51	
相成太城岡 川瀬田島崎 村	6.51	2,494	2,409	35.28	383	36.53	20.76	15.77
	8.48	2,964	2,832	46.61	455	44.49	13.42	31.07
	6.01	2,496	2,361	57.18	415	44.90	16.94	27.96
	3.76	1,698	1,609	55.31	452	39.78	16.78	23.00
4.72	1,801	1,677	73.94	382	41.74	11.93	29.81	
豐金旭土金 田田澤目 村	3.19	1,697	1,624	44.95	532	37.56	14.16	23.40
	2.88	1,360	1,261	78.51	472	33.31	19.03	14.28
	6.34	2,886	2,806	28.51	455	37.78	15.32	22.46
	11.51	3,457	3,378	23.39	300	39.96	15.10	24.86
6.12	3,116	3,063	17.30	509	32.65	16.65	16.00	
伊勢部々々 原屋山多根 町	4.38	5,206	5,045	31.91	1,189	32.71	14.87	17.84
	14.10	3,894	3,742	40.62	276	39.82	16.30	23.52
	9.44	1,590	1,615	15.48	168	30.34	14.24	16.10
	11.31	3,422	3,316	31.97	302	35.59	18.70	16.89
9.67	4,002	3,793	55.10	414	36.12	14.24	21.88	
秦東西南北 野野野野 野野野野 村	6.18	11,916	11,929	1.09	1,928	29.26	16.77	12.49
	28.90	4,861	4,379	110.07	168	32.43	15.30	17.13
	17.63	5,101	5,106	0.97	289	35.64	17.63	18.01
	8.48	5,384	5,287	18.35	635	32.72	17.79	14.93
19.50	3,351	3,319	9.64	172	39.17	19.58	19.59	
愛 甲 郡	190.39	46,250	44,593	37.16	243	35.16	15.47	19.69
厚 依 町	3.02	7,972	7,302	91.76	2,640	32.46	14.79	17.67
	10.73	3,735	3,663	19.66	348	34.13	16.38	17.75

工業規制地域人口現象概要(一)

第 13 表 工業規制地域市町村別人口統計表 (續)

地 域	面 積 (方 料)	現 在 人 口			人口密度 ( $\frac{1}{\text{方料}}$ = 付)	人 口 動 態 (昭10)		
		昭 1 5	昭 1 0	昭10-15 増 加 率		出生率	死亡率	自 然 増 加 率
中 津 村 高 峰 村 愛 川 町	9.04	3,967	3,464	145.21	439	39.26	15.88	23.38
	10.73	2,965	2,946	6.45	276	32.59	15.95	16.64
	14.27	5,976	5,803	29.81	419	34.46	17.23	17.23
荻 野 村 三 田 村 棚 入 村 下 澤 村 妻 川 村	17.37	4,072	4,036	8.92	234	40.63	17.59	23.04
	4.12	1,119	1,067	48.73	272	40.30	19.68	20.62
	1.63	319	320	3.12	196	53.13	6.25	46.88
	0.63	826	805	26.09	1,311	37.27	7.45	29.82
2.44	825	868	49.54	338	29.95	26.50	3.45	
及 川 村 林 鮎 谷 村 小 ヶ 瀬 村 煤 宮 村	1.11	474	470	8.51	427	44.68	14.89	29.79
	1.19	561	545	29.36	471	45.87	9.17	36.70
	13.73	3,909	3,768	37.42	285	35.03	13.54	21.49
	31.34	2,037	2,122	40.06	65	35.82	12.72	23.10
40.75	818	926	111.63	201	23.76	7.56	16.20	
玉 川 村 南 毛 利 村	17.37	2,570	2,479	36.71	148	36.30	18.56	17.74
	10.92	4,105	4,009	23.95	376	31.93	13.47	18.46
津 久 井 郡	238.38	30,913	30,532	12.48	130	32.82	17.52	15.30
川 尻 村 湘 南 澤 村 三 野 野 村 中 川 村 串 川 村	7.48	2,565	2,265	132.45	343	31.35	14.57	16.78
	9.45	896	906	11.04	95	26.49	17.66	8.83
	5.43	867	822	54.74	160	25.55	14.60	10.95
	8.05	3,737	3,713	6.46	464	29.09	14.54	14.55
20.81	4,504	4,460	9.87	42	31.17	18.16	13.01	
鳥 屋 村 青 野 根 村 青 根 郷 村 内 木 良 村 千 木 良 村	39.56	1,661	1,693	18.90	42	28.35	15.36	12.99
	10.98	1,805	1,830	13.66	164	29.51	20.22	9.29
	35.89	1,197	1,236	31.55	33	42.07	14.56	27.51
	22.19	2,215	2,223	3.60	100	46.78	27.44	19.34
	6.79	1,226	1,250	19.20	181	31.20	22.40	8.80
小 原 町 與 野 野 町 吉 野 野 村 小 淵 井 村 澤 井 村	5.54	425	484	121.90	77	35.12	12.40	22.72
	3.47	1,750	1,466	193.72	504	25.92	14.32	11.60
	4.77	779	830	61.45	163	54.22	20.48	33.74
	3.55	734	761	35.48	207	28.91	11.83	17.08
	5.72	797	805	99.38	139	34.78	18.63	16.15
日 連 村 名 倉 野 村 牧 野 川 村 佐 野 川 村	5.01	986	948	40.08	197	37.97	10.55	27.42
	4.35	790	813	28.29	182	36.90	23.37	13.53
	27.62	2,599	2,642	16.28	94	31.79	18.55	13.24
11.72	1,380	1,385	3.61	118	30.32	16.61	13.71	
足 柄 上 郡	403.25	54,980	53,046	36.46	136	34.59	14.99	19.61
足 柄 下 郡	245.93	111,947	107,683	39.60	455	29.54	16.13	13.41
3 埼 玉 縣	3,802.68	1,608,039	1,528,854	51.79	423	35.11	18.31	16.80
規 制 地 域 總 數	683.97	557,312	496,139	123.30	815	33.22	16.82	16.41
4 市 總 數	141.34	262,817	222,556	180.90	1,859	30.60	14.58	16.02
72 町 村 總 數	542.63	294,495	273,583	76.44	543	35.36	18.64	16.72
川 越 市	17.17	38,407	38,554	4.01	2,237	29.85	17.12	12.73
川 口 市	48.62	97,115	76,319	222.49	1,997	32.82	15.37	17.45
浦 和 市	37.59	67,555	55,667	213.56	1,795	28.40	12.77	15.63
大 宮 市	37.96	59,740	52,016	148.49	1,574	30.24	13.45	16.78

第 13 表 工業規制地域市町村別人口統計表 (續)

地 域	面 積 (方 料)	現 在 人 口			人口密度 (1 方料 = 付)	人 口 動 態 (昭10)		
		昭 1 5	昭 1 0	昭10-15 増 加 率		出生率	死亡率	自 然 増 加 率
北 足 立 郡	205.70	123,393	107,567	147.13%	600	35.09%	18.55%	16.54%
土美笹戸	10.36	4,357	4,083	67.11	421	33.55	18.61	14.94
谷 目 田 村	7.37	2,759	2,640	45.08	374	34.47	25.00	9.47
合 本 村	4.18	1,749	1,695	31.86	418	33.04	17.11	15.93
谷 目 田 村	8.82	6,942	5,243	324.05	787	29.18	20.79	8.39
土美笹戸	5.06	14,178	10,145	397.54	2,802	35.58	15.57	20.01
谷 草 新 安 戸 村	5.97	4,633	3,995	159.70	776	31.04	15.27	15.77
塚 加 田 行 塚 村	6.42	9,200	7,605	209.73	1,433	35.77	17.23	18.54
谷 草 新 安 戸 村	6.46	2,770	2,715	20.26	429	44.94	19.89	25.05
塚 加 田 行 塚 村	8.07	3,502	3,505	0.09	434	37.38	18.26	19.12
塚 加 田 行 塚 村	5.54	2,247	2,152	44.14	406	33.92	18.59	15.33
大 野 片 與 大 久 保 村	7.36	2,917	2,805	39.93	396	37.79	18.18	19.61
門 田 柳 野 村	6.66	2,692	2,647	17.00	404	33.25	15.87	17.38
大 野 片 與 大 久 保 村	10.87	4,069	4,029	9.93	374	38.22	18.37	19.85
大 野 片 與 大 久 保 村	8.30	14,622	10,408	404.88	1,761	31.71	21.52	10.19
大 野 片 與 大 久 保 村	10.50	3,363	3,513	42.70	320	35.58	15.66	19.92
馬 植 指 七 春 村	8.58	3,467	3,128	108.38	404	43.80	26.85	16.94
宮 水 扇 里 岡 村	5.26	2,919	2,853	23.13	555	35.75	18.58	17.17
馬 植 指 七 春 村	10.27	4,472	4,302	39.52	354	37.89	21.15	16.74
宮 水 扇 里 岡 村	7.08	2,912	2,792	31.50	408	37.97	21.85	16.12
馬 植 指 七 春 村	6.74	2,751	2,667	76.47	1,527	40.12	21.75	18.37
志 大 朝 内 新 間 倉 村	3.08	4,702	4,368	46.93	350	33.42	18.77	14.65
木 田 霞 木 村	13.88	4,863	4,645	141.87	550	35.52	14.21	21.31
志 大 朝 内 新 間 倉 村	10.80	5,940	5,202	1.92	319	35.37	17.88	17.49
志 大 朝 内 新 間 倉 村	8.14	2,596	2,601	241.13	497	30.37	24.22	6.15
志 大 朝 内 新 間 倉 村	4.15	2,064	1,663	104.19	516	32.47	12.03	20.44
白 片 子 山 村	6.80	3,508	3,177	70.26	356	30.22	13.53	16.69
白 片 子 山 村	8.98	3,199	2,989	70.26	356	37.47	15.72	21.75
入 間 郡	233.02	118,071	114,527	30.94	507	34.15	17.71	16.44
古 南 高 福 大 村	12.33	4,466	4,562	21.04	362	37.77	19.36	18.41
古 階 岡 井 村	8.78	4,496	4,133	87.83	512	40.41	20.32	20.09
古 階 岡 井 村	5.91	4,363	4,381	4.11	738	35.15	17.80	17.35
古 階 岡 井 村	6.79	3,985	3,192	248.43	587	37.28	18.80	18.48
古 階 岡 井 村	8.14	3,424	3,355	20.57	421	35.77	18.48	17.29
鶴 南 水 宗 三 村	7.23	3,079	2,959	40.55	426	32.11	18.93	13.18
鶴 南 水 宗 三 村	7.85	3,156	3,122	10.89	402	31.39	18.26	13.13
鶴 南 水 宗 三 村	4.58	2,247	2,193	24.62	491	39.22	14.59	24.63
鶴 南 水 宗 三 村	5.74	2,345	2,308	16.03	409	32.06	23.40	8.66
鶴 南 水 宗 三 村	15.42	3,711	3,684	7.33	241	33.66	15.74	17.92
柳 松 富 所 山 村	9.49	3,334	3,244	30.83	351	32.26	18.80	13.46
柳 松 富 所 山 村	8.34	3,928	4,124	47.53	471	35.16	16.00	19.16
柳 松 富 所 山 村	13.09	4,703	4,489	47.17	359	37.20	15.82	21.38
柳 松 富 所 山 村	6.12	11,972	11,801	14.49	1,956	32.37	16.61	15.76
柳 松 富 所 山 村	10.10	3,780	3,637	39.32	374	30.52	18.42	12.10
吾 小 三 宮 野 村	5.41	3,692	3,423	78.59	682	35.06	16.36	18.70
吾 小 三 宮 野 村	9.41	5,533	5,303	43.27	588	36.96	16.78	20.18
吾 小 三 宮 野 村	10.01	4,932	4,802	27.07	495	34.36	12.70	21.66
吾 小 三 宮 野 村	7.20	3,110	3,076	11.05	432	37.71	21.13	16.58
吾 小 三 宮 野 村	7.50	7,237	6,896	49.45	965	30.31	16.24	14.07
藤 入 堀 福 興 村	5.04	2,304	2,204	45.37	457	35.84	19.51	16.33
藤 入 堀 福 興 村	7.67	3,092	3,023	22.83	403	32.75	13.89	18.86
藤 入 堀 福 興 村	13.02	3,682	3,668	3.82	283	35.17	20.99	14.18
藤 入 堀 福 興 村	11.92	4,124	4,100	5.85	346	35.37	17.07	18.30
藤 入 堀 福 興 村	4.57	2,561	2,550	4.31	560	34.51	17.65	16.86

工業規制地域人口現象概要(一)

第 13 表 工業規制地域市町村別人口統計表 (續)

地 域	面 積 (方 料)	現 在 人 口			人口密度 ( $\frac{1}{\text{方料}}$ =付)	人 口 動 態 (昭10)		
		昭 1 5	昭 1 0	昭10-15 增 加 率		出生率	死亡率	自 然 增 加 率
入 間 川 町	9.81	8,997	8,527	55.12	917	31.20	18.06	13.14
大 東 田 村	4.86	2,614	2,570	17.12	538	35.41	19.84	15.57
	6.69	3,204	3,201	0.94	479	28.43	22.81	5.62
南 埼 玉 郡	93.96	47,639	46,328	28.30	507	38.51	21.15	17.36
川 通 村	7.05	2,568	2,521	8.64	364	40.06	18.25	21.81
大 袋 村	7.14	2,967	2,963	1.35	416	48.60	24.30	24.30
荻 島 村	7.23	2,603	2,541	24.40	360	38.57	22.43	16.14
柏 崎 村	6.17	2,644	2,619	9.55	429	45.82	19.85	25.97
和 士 村	7.25	2,733	2,764	11.22	377	33.65	21.35	12.30
新 和 村	8.34	3,001	2,969	10.78	360	34.02	23.24	10.78
出 羽 村	7.16	2,958	2,861	34.25	413	42.29	28.66	13.63
蒲 生 村	4.53	2,996	2,875	42.43	661	37.22	19.83	17.39
川 柳 村	6.88	2,864	2,791	26.16	416	45.50	26.82	18.68
八 條 村	6.65	3,419	3,297	37.00	514	38.82	19.11	19.71
入 幡 村	5.61	3,500	3,355	43.22	624	34.58	17.88	16.70
潮 止 村	7.08	3,812	3,592	61.25	538	33.41	16.15	17.26
大 相 模 村	8.11	3,252	3,192	18.80	401	43.23	23.50	19.73
越 ヶ 谷 町	2.42	4,775	4,634	30.43	1,973	31.29	17.48	13.81
	2.34	3,547	3,354	57.54	1,516	37.27	22.06	15.21
北 葛 飾 郡	9.95	5,392	5,161	44.76	542	39.53	18.60	20.93
戸 ヶ 崎 村	4.61	2,980	2,743	86.40	646	40.47	18.23	22.24
八 木 郷 村	5.34	2,412	2,418	2.48	452	38.46	19.02	19.44
<b>非 規 制 地 域 總 數</b>	<b>3,118.71</b>	<b>1,050,727</b>	<b>1,032,715</b>	<b>17.44</b>	<b>331</b>	<b>36.02</b>	<b>19.03</b>	<b>16.99</b>
熊 谷 市	20.16	39,412	37,649	46.83	1,955	29.22	17.24	11.98
北 足 立 郡	144.34	75,588	72,359	44.62	524	36.71	17.76	18.95
平 方 町	5.69	3,322	3,273	14.97	584	43.39	19.36	23.53
大 谷 村	7.16	2,825	2,735	32.91	395	39.12	17.55	21.57
大 石 村	12.23	4,686	4,464	49.73	383	39.20	19.27	19.93
上 尾 村	7.51	6,528	5,092	282.01	879	31.03	12.57	18.46
上 平 村	7.67	3,019	2,912	36.74	394	40.52	16.48	24.04
小 室 村	9.38	3,700	3,640	16.48	394	38.46	16.48	21.98
小 加 村	5.57	2,391	2,324	28.82	429	38.30	20.65	17.65
桶 納 村	8.28	3,282	3,219	19.57	396	36.04	18.64	17.40
川 谷 村	6.29	5,177	4,814	75.41	823	37.60	14.13	23.47
	10.47	3,958	3,845	29.39	378	40.83	17.17	23.66
石 戸 村	10.70	4,500	4,477	5.14	421	35.74	18.99	16.75
馬 室 村	6.79	3,276	3,223	16.44	482	38.16	19.55	18.61
中 丸 村	9.07	3,866	3,668	53.98	426	36.53	20.72	15.81
常 光 村	5.38	2,128	2,063	31.51	396	31.02	19.39	11.63
鴻 巢 町	4.38	8,695	8,558	16.01	1,985	31.20	16.83	14.37
田 間 宮 村	5.66	2,385	2,443	23.74	421	44.62	19.24	25.38
箕 田 村	6.82	2,830	2,753	27.96	415	46.49	17.07	29.42
小 谷 村	4.97	1,997	2,077	38.52	402	35.15	18.78	16.37
吹 上 町	4.67	3,852	3,641	57.95	825	34.61	21.42	13.19
原 市 町	5.65	3,171	3,138	10.52	561	28.36	16.89	11.47
入 間 郡	458.51	124,081	122,396	13.77	271	34.92	19.61	15.31
芳 野 村	10.46	3,906	3,968	15.63	373	38.50	13.86	24.64
元 狹 山 村	5.65	2,845	2,812	11.74	504	31.29	18.49	12.70
金 子 村	12.57	4,243	4,128	27.86	338	29.07	20.83	8.24
東 山 田 村	5.80	2,718	2,597	46.59	469	28.11	14.63	13.48
	6.26	2,999	2,939	20.42	479	47.29	19.73	27.56

第 13 表 工業規制地域市町村別人口統計表 (續)

地 域	面 積 (方 料)	現 在 人 口			人口密度 ( <sup>1</sup> 方料 =付)	人 口 動 態 (昭10)		
		昭 15	昭 10	昭10-15 増 加 率		出生率	死亡率	自 然 増 加 率
三 勝 坂 入 大 芳 野 村	8.10	2,956	3,022	21.84	365	40.37	20.19	20.18
	8.82	3,235	3,183	16.34	367	31.73	19.48	12.25
	9.25	5,208	5,046	32.10	563	32.30	18.43	13.87
	7.40	3,350	3,319	9.34	453	36.46	21.09	15.37
川 手 越 梅 名 呂 山 村	6.88	3,381	3,461	23.11	491	38.14	19.36	18.78
	8.71	2,745	2,749	1.46	315	29.83	20.73	9.10
	25.95	5,711	5,997	47.69	228	34.85	20.34	14.51
	13.96	4,856	5,002	29.19	348	33.39	22.99	10.40
鶴 高 高 東 ケ 島 村	26.47	3,025	3,127	32.62	114	30.38	22.07	8.31
	12.32	4,510	4,416	21.29	366	38.95	18.12	20.83
	18.25	4,778	4,474	67.95	262	37.55	18.55	19.00
	17.49	4,607	4,394	48.78	263	36.64	22.30	14.34
霞 柏 水 元 加 ケ 關 村	12.89	4,181	3,897	72.88	324	35.93	22.58	13.35
	16.19	3,799	3,906	27.39	235	31.75	17.15	14.60
	19.76	2,469	2,532	24.88	125	36.73	20.93	15.80
	12.77	4,583	4,354	52.60	359	38.59	22.51	16.08
精 飯 原 南 名 市 高 栗 野 村	6.39	2,529	2,549	7.85	396	37.01	16.48	20.53
	7.74	3,354	3,415	17.86	433	30.45	19.32	11.13
	4.78	3,926	3,714	57.08	821	31.77	18.04	13.73
	8.70	3,929	3,942	3.30	452	33.49	18.26	15.23
比 企 郡	12.09	3,436	3,386	14.77	284	40.76	19.20	21.56
	14.00	12,750	11,918	69.81	911	33.14	17.20	15.94
	22.24	3,786	3,797	2.90	170	33.97	19.49	14.48
	15.89	2,338	2,356	7.64	147	32.26	20.80	11.46
松 大 福 宮 唐 山 岡 町	58.72	3,275	3,327	15.63	56	40.88	22.24	18.64
	42.01	4,653	4,669	3.43	111	34.70	23.35	11.35
	328.26	102,213	101,253	9.48	312	37.27	19.78	17.49
	12.46	9,853	9,740	11.60	791	32.34	16.84	15.50
菅 七 八 小 竹 和 谷 野 村	10.58	2,421	2,386	14.65	229	44.43	21.79	22.64
	14.48	3,448	3,351	28.95	238	48.34	28.35	19.99
	14.45	3,682	3,579	28.78	255	37.72	19.28	18.44
	15.01	4,187	4,111	18.49	279	46.95	19.70	27.25
大 平 明 玉 龜 河 覺 川 井 村	15.92	4,170	4,061	26.84	262	39.89	21.42	18.47
	14.11	3,339	3,268	21.73	237	35.19	17.14	18.05
	13.20	3,552	3,521	8.80	269	40.33	18.46	21.87
	10.84	7,700	7,535	21.90	710	28.27	16.32	11.95
今 高 野 中 伊 宿 坂 本 山 草 村	11.55	2,277	2,254	10.20	197	41.26	14.64	26.62
	23.72	5,514	5,516	0.36	232	36.98	19.94	17.04
	14.02	2,067	2,133	30.94	147	35.16	24.85	10.31
	9.08	2,774	2,760	5.07	306	35.14	20.29	14.85
三 出 八 小 東 保 丸 保 野 見 村	14.61	3,595	3,648	14.53	246	33.44	15.35	18.09
	13.23	2,271	2,266	2.21	172	30.45	15.89	14.56
	13.65	2,328	2,321	3.02	171	26.71	19.39	7.32
	14.14	4,676	4,607	14.98	331	39.29	22.36	16.93
南 西 北 吉 吉 吉 見 見 見 村	12.68	5,081	4,934	29.79	401	41.35	22.90	18.45
	7.99	3,251	3,276	7.63	407	35.71	18.62	17.09
	4.97	2,146	2,153	3.25	432	38.55	20.90	17.65
	6.83	2,554	2,548	2.35	374	38.46	15.70	22.76
三 出 八 小 東 保 丸 保 野 見 村	7.17	2,281	2,210	32.13	318	38.01	23.08	14.93
	6.35	2,726	2,634	34.93	429	38.72	15.19	23.53
	8.51	2,836	2,796	14.31	333	41.13	22.53	18.60
	9.53	3,537	3,567	8.41	371	39.25	18.73	20.52
南 西 北 吉 吉 吉 見 見 見 村	7.70	2,913	2,957	14.88	378	38.55	24.35	14.20
	12.09	3,622	3,592	8.35	300	38.98	24.50	14.48
	9.39	3,412	3,529	33.15	363	37.13	22.39	14.74

工業規制地域人口現象概要(一)

第 13 表 工業規制地域市町村別人口統計表 (續)

地 域	面 積 (方 料)	現 在 人 口			人口密度 ( $\frac{1}{\text{方料}}$ = 付)	人 口 動 態 (昭10)			
		昭 1 5	昭 1 0	昭10-15 增 加 率		出生率	死亡率	自 然 增 加 率	
				%		%	%	%	
大 里 郡	323.24	150,716	147,173	24.07	466	37.82	18.73	19.09	
久 下 村	4.83	1,939	2,009	-	34.84	401	35.84	20.41	15.43
佐 谷 田	5.06	2,590	2,535	-	21.70	412	30.77	15.78	14.99
吉 見 村	7.26	3,310	3,288	-	6.69	456	42.58	18.25	24.33
市 岡 村	8.14	3,321	3,364	-	12.78	408	37.46	22.59	14.87
吉 岡 村	7.70	2,948	2,811	-	48.74	283	37.00	22.06	14.94
御 正 村	10.12	4,031	3,923	-	27.53	398	42.31	25.24	17.07
大 麻 生 村	6.74	3,126	3,044	-	26.94	464	28.25	19.38	8.87
三 尻 井 村	8.81	3,615	3,522	-	26.41	410	32.08	13.63	18.45
奈 井 村	7.37	3,771	3,562	-	58.67	512	38.74	15.72	23.02
長 井 村	7.48	3,795	3,650	-	39.73	507	42.47	21.92	20.55
秦 妻 井 村	8.00	3,872	3,689	-	49.61	484	41.47	17.81	23.66
男 沼 村	6.76	3,186	3,135	-	16.27	471	42.42	15.63	26.79
太 沼 村	6.15	4,821	4,355	-	107.00	784	33.52	16.53	16.99
明 別 村	7.62	3,564	3,408	-	45.77	468	35.21	15.55	19.66
深 大 村	7.73	3,716	3,609	-	29.65	481	39.35	19.40	19.95
新 中 八 岡 村	8.75	6,120	5,936	-	31.00	699	41.95	21.90	20.05
大 寄 村	6.18	2,960	2,859	-	35.33	479	39.52	22.04	17.48
會 瀨 基 部 澤 村	11.06	4,598	4,324	-	63.37	416	34.92	18.04	16.88
本 藤 武 花 用 村	4.07	13,863	13,498	-	27.40	3,406	31.78	16.30	15.48
寄 櫻 男 折 鉢 村	6.59	4,212	4,055	-	38.72	639	45.13	23.92	21.21
小 本 原 島 村	4.95	3,515	3,515	0	710	35.28	17.07	18.21	
北 玉 郡	3.12	2,125	2,200	-	34.10	681	30.45	20.91	9.54
忍 町	5.86	4,127	4,043	-	20.78	704	37.35	17.81	19.54
羽 加 騎 中 南 河 原 村	13.48	6,277	6,086	-	31.38	466	45.68	16.92	28.76
須 新 大 埜 屈 村	8.28	3,335	3,387	-	15.35	402	40.45	19.19	21.26
北 玉 郡	12.22	2,770	2,632	-	52.43	227	37.61	20.90	16.71
忍 町	21.30	7,929	7,791	-	17.71	372	40.56	19.64	20.92
羽 加 騎 中 南 河 原 村	8.65	3,974	3,953	-	5.31	459	42.50	21.25	21.25
須 新 大 埜 屈 村	15.70	6,569	6,489	-	12.33	318	36.06	18.34	17.72
北 玉 郡	6.97	2,561	2,444	-	47.87	368	42.14	21.69	20.45
忍 町	6.15	5,503	5,561	-	10.43	895	34.17	14.39	19.78
羽 加 騎 中 南 河 原 村	4.70	2,548	2,600	-	20.00	542	36.92	13.46	23.46
須 新 大 埜 屈 村	18.01	4,028	3,939	-	2.26	224	41.63	23.36	18.27
北 玉 郡	15.50	2,727	2,706	-	0.78	176	36.59	20.69	15.90
忍 町	6.37	2,635	2,619	-	0.61	414	34.36	20.62	13.74
北 玉 郡	11.94	2,459	2,376	-	3.49	206	38.30	14.74	23.56
忍 町	13.62	4,276	4,256	-	0.47	314	38.06	17.62	20.44
北 玉 郡	300.19	162,628	162,153	2.93	542	35.49	19.36	16.13	
忍 町	18.58	25,355	24,892	18.60	1,365	30.38	16.37	14.01	
羽 加 騎 中 南 河 原 村	3.98	8,661	8,409	-	29.97	2,176	33.89	15.46	18.43
須 新 大 埜 屈 村	2.92	5,589	5,436	-	28.15	1,914	32.01	19.13	12.88
北 玉 郡	3.29	2,497	2,582	-	32.92	759	26.72	22.46	4.26
忍 町	8.30	3,573	3,523	-	14.19	430	45.98	20.44	25.54
北 玉 郡	5.75	2,885	2,807	-	27.79	502	39.19	22.09	17.10
忍 町	3.95	1,419	1,420	-	0.70	359	42.96	21.12	21.84
北 玉 郡	7.59	2,765	2,755	-	3.63	364	37.75	21.05	16.70
忍 町	3.42	1,457	1,468	-	7.49	426	43.60	19.07	24.53
北 玉 郡	7.00	3,075	3,026	-	16.19	439	42.30	15.20	27.10
忍 町	5.31	2,796	2,823	-	9.56	527	37.55	17.71	19.84
北 玉 郡	5.07	2,405	2,365	-	16.91	474	29.18	18.60	10.58
忍 町	8.39	3,664	3,700	-	9.73	437	34.32	15.95	18.37
北 玉 郡	11.00	4,597	4,607	-	2.17	418	33.64	23.44	10.20
忍 町	8.19	4,232	4,231	-	0.24	517	33.56	21.95	11.61
北 玉 郡	5.61	2,427	2,377	-	21.03	433	37.44	26.92	10.52

第 13 表 工業規制地域市町村別人口統計表 (續)

地 域	面 積 (方 料)	現 在 人 口			人口密度 (1 方料 = 付)	人 口 動 態 (昭10)			
		昭 1 5	昭 1 0	昭10-15 増 加 率		出生率	死亡率	自 然 増 加 率	
廣須岩川井	田影瀬侯泉	5.94	2,683	2,600	31.92%	452	35.77%	25.00%	10.77%
		6.45	3,168	3,220	16.15	491	31.06	22.98	8.08
		4.98	2,672	2,652	7.54	537	31.30	18.48	12.82
		5.15	2,206	2,230	10.76	428	37.22	23.32	13.90
		7.53	3,390	3,433	12.53	450	31.46	19.52	11.94
中手志田共	島 林見谷	2.44	1,096	1,112	14.39	449	40.47	18.88	21.59
	子多ヶ	5.88	3,095	3,117	7.06	526	33.04	20.85	12.19
	和	6.85	3,253	3,244	2.77	475	36.37	19.42	16.95
		4.87	2,942	2,872	24.37	604	43.52	18.45	25.07
笠種高禮不	原足柳羽	4.95	1,972	1,919	27.62	398	36.48	28.14	8.34
	動 岡	6.88	3,116	3,082	11.03	453	38.61	16.55	22.06
		7.99	3,436	3,490	15.48	430	38.11	22.64	15.47
		5.51	2,397	2,394	1.25	435	38.01	20.05	17.96
		2.99	2,205	2,240	15.62	737	37.50	16.07	21.43
樋三村大和	川谷	5.61	3,467	3,460	2.02	618	40.17	21.68	18.49
	遣ヶ君越島	8.13	3,706	3,780	19.58	456	40.74	21.16	19.58
		7.73	3,245	3,269	7.34	420	32.73	18.97	13.76
		6.97	2,373	2,478	42.37	340	31.88	18.16	13.72
川東原元豊	邊 道和野	6.76	3,003	3,067	20.87	444	37.82	19.24	18.58
		9.44	3,672	3,732	16.08	389	38.32	18.49	19.83
		11.54	2,906	2,948	14.25	252	39.01	18.32	20.69
		5.85	2,047	2,038	4.42	350	36.80	23.06	13.74
		7.03	2,764	2,883	41.28	393	34.69	21.16	13.53
三大水鴻	賀間田喜宮	5.72	2,266	2,259	3.10	396	39.40	19.92	19.48
		6.17	2,995	3,055	19.63	485	38.30	18.66	19.64
		8.24	4,666	4,778	23.44	566	31.81	17.58	14.22
		8.17	3,644	3,567	21.59	446	36.73	18.21	18.52
南 埼 玉 郡	岩豊内粕武	9.73	4,038	4,038	0	415	35.41	21.05	14.36
		6.34	2,808	2,775	18.92	443	37.84	13.69	24.15
	槻春牧壁里	193.00	104,974	101,932	29.84	544	37.97	19.87	18.10
		6.06	8,546	8,329	26.05	1,410	33.98	17.05	16.93
		7.60	2,516	2,507	3.59	331	37.50	26.33	11.17
櫻新増慈日	井方林 寺	5.44	2,030	1,989	20.61	373	42.74	25.64	17.10
		5.06	8,179	8,010	21.10	1,616	34.08	16.73	17.35
		7.34	3,331	3,185	45.84	454	42.70	23.86	18.84
		5.51	2,356	2,334	9.43	428	49.27	17.99	31.28
須百太久鷺	賀間田喜宮	5.38	2,096	2,067	14.03	390	42.09	20.80	21.29
		8.62	4,000	3,937	16.00	464	45.47	23.88	21.59
		9.30	3,869	3,885	4.12	416	41.44	22.39	19.05
		11.61	5,146	4,886	53.21	443	37.66	20.06	17.60
		7.11	3,102	3,090	3.88	436	37.86	18.77	19.09
清江河黒蓮	賀間田喜宮	8.88	4,482	4,269	49.89	505	40.29	20.38	19.91
		5.91	3,098	2,993	35.08	524	40.76	23.72	17.04
		3.53	5,200	4,790	85.60	1,473	34.24	16.49	17.75
		6.65	3,770	3,678	25.01	567	38.34	16.04	22.30
		6.03	2,927	2,862	22.71	485	36.34	17.12	19.22
平栢小菫三	久面合濱田	9.61	4,167	4,127	9.69	434	33.92	18.42	15.50
		6.57	2,588	2,521	26.58	394	40.46	21.42	19.04
		10.43	3,683	3,467	62.30	353	39.23	28.55	10.68
		8.08	5,731	5,248	92.04	709	35.25	20.77	14.48
		7.45	3,302	3,249	16.31	443	40.94	16.00	24.94
野間林蒲節		6.48	2,939	2,949	3.39	454	29.50	18.65	10.85
		6.51	2,803	2,810	2.49	431	39.50	24.20	15.30
		6.29	4,712	4,664	10.29	749	36.23	18.01	18.22
		6.88	3,405	3,327	23.44	495	40.58	18.33	22.25

工業規制地域人口現象概要(一)



第 13 表 工業規制地域市町村別人口統計表 (續)

地 域	面 積 (方 料)	現 在 人 口			人口密度 (1方料 =付)	人 口 動 態 (昭10)			
		昭 1 0	昭 1 5	昭10—15 增加率		出生率	死亡率	自 然 增加率	
篠 津 村	8.07	4,351	4,142	50.46%	539	36.70	18.11	18.59	
大 山 村	6.60	2,645	2,617	10.70	401	39.36	21.40	17.96	
北 葛 飾 郡	195.29	89,084	87,568	17.31	456	37.60	20.73	16.87	
栗 橋 町	2.45	2,977	2,914	21.62	1,223	27.80	18.19	9.61	
靜 橋 村	6.88	3,379	3,276	31.44	506	29.61	25.64	3.97	
豊 田 村	6.54	2,274	2,222	23.40	348	42.75	18.45	24.30	
櫻 田 村	8.67	3,737	3,568	47.37	431	41.76	18.50	23.26	
行 幸 村	3.69	1,703	1,644	35.89	462	27.37	23.72	3.65	
幸 手 町	4.13	5,892	5,938	7.75	1,427	32.84	18.69	14.15	
上 高 野 村	2.58	1,710	1,751	23.42	663	35.41	16.56	18.85	
高 野 村	4.33	1,737	1,711	15.20	401	40.33	26.88	13.45	
現 野 川 村	5.17	2,241	2,205	16.33	433	37.19	19.50	17.69	
吉 堂 田 村	6.66	2,815	2,856	14.36	423	35.71	23.81	11.90	
八 代 村	10.16	3,336	3,232	32.18	328	42.70	20.73	21.97	
田 杉 村	7.71	2,775	2,748	9.38	360	37.48	21.11	16.37	
杉 塚 村	5.18	3,885	3,770	30.50	750	33.16	20.16	13.00	
幸 郷 村	4.81	1,954	1,959	2.55	406	40.33	20.42	19.91	
松 幸 村	8.05	3,427	3,452	7.24	426	41.43	20.57	20.86	
豊 野 村	4.83	2,568	2,505	25.15	532	44.31	16.37	27.94	
松 伏 村	11.06	5,228	5,111	22.89	473	38.35	18.20	20.15	
旭 吉 三 輪 村	9.76	3,559	3,504	15.70	365	39.38	24.26	15.12	
野 江 村	9.78	5,615	5,521	17.03	574	41.66	22.64	19.02	
江 輪 村	11.17	3,910	3,847	16.38	350	37.69	21.84	15.85	
彦 成 村	10.30	5,298	5,078	43.32	514	35.64	14.38	21.26	
早 稻 田 村	9.69	3,786	3,622	45.28	391	42.24	19.33	22.91	
豊 岡 村	4.49	1,559	1,572	8.27	347	37.53	23.54	13.99	
櫻 井 村	5.58	2,007	1,983	12.10	360	37.32	22.19	15.13	
寶 珠 花 村	1.76	1,429	1,438	6.26	812	36.86	25.73	11.13	
富 多 村	7.42	2,100	2,078	10.59	283	38.02	28.39	9.63	
南 櫻 村	9.90	3,625	3,577	13.42	366	41.38	20.41	20.97	
川 邊 村	6.91	2,424	2,383	17.21	351	39.03	22.66	16.37	
金 杉 村	5.63	2,134	2,103	14.74	379	31.86	22.82	9.04	
秩 父 郡	971.31	116,920	116,118	6.91	120	34.11	19.03	15.08	
兒 玉 郡	184.41	85,111	84,114	11.85	462	35.06	16.33	18.72	
<b>4 千 葉 縣</b>	<b>5,062.09</b>	<b>1,588,425</b>	<b>1,546,394</b>	<b>27.18</b>	<b>314</b>	<b>32.93</b>	<b>18.79</b>	<b>14.14</b>	
<b>規制地域總數</b>	<b>283.63</b>	<b>295,800</b>	<b>262,428</b>	<b>127.17</b>	<b>1,043</b>	<b>30.44</b>	<b>16.27</b>	<b>14.16</b>	
3 市 總 數	131.54	201,028	175,282	146.88	1,528	29.35	15.91	13.44	
10 町 村 總 數	152.09	94,772	87,146	87.51	623	32.63	17.01	15.63	
千 葉 市	68.30	92,061	85,551	76.09	1,348	30.04	18.32	11.72	
市 川 市	22.95	58,060	46,711	242.96	2,530	26.42	12.31	14.11	
船 橋 市	40.29	50,907	43,020	183.33	1,264	31.15	15.04	16.11	
千 葉 郡	45.96	30,827	28,652	75.91	671	30.19	15.60	14.59	
幕 張 町	16.69	10,543	8,351	262.48	632	33.77	20.00	13.77	
津 田 町	10.97	12,986	12,143	69.42	1,184	31.21	14.74	16.47	
二 宮 町	18.30	7,298	8,158	104.98	399	25.01	12.38	12.63	
東 葛 飾 郡	106.13	63,945	58,494	93.19	603	33.83	17.69	16.14	

第 13 表 工業規制地域市町村別人口統計表 (續)

地 域	面 積 (方 料)	現 在 人 口			人口密度 ( <sup>1</sup> 方料 =付)	人 口 動 態 (昭10)			
		昭 1 0	昭 1 5	昭10—15 増 加 率		出生率	死亡率	自 然 増 加 率	
浦南行鎌大	安徳町	6.77	12,116	11,092	92.32	1,797	33.72	18.21	15.51
	徳谷町	6.60	4,907	4,457	100.96	743	31.64	17.95	13.69
	徳谷村	14.37	9,185	8,309	105.42	639	33.70	18.41	15.29
	柏村	21.46	5,333	4,974	72.18	249	41.62	18.90	22.72
松高	戸木町	10.15	3,105	3,076	9.43	306	32.18	12.03	20.15
	戸木村	30.52	24,446	22,309	95.79	801	31.83	16.99	14.84
		16.26	4,853	4,277	134.67	298	39.28	21.04	18.24
<b>非規制地域總數</b>	<b>4,778.46</b>	<b>1,292,625</b>	<b>1,283,966</b>	<b>6.74</b>	<b>27</b>	<b>33.43</b>	<b>19.31</b>	<b>14.12</b>	
銚子市	38.71	61,198	60,712	8.01	1,581	34.41	21.81	12.60	
館山市	26.73	28,591	30,496	62.47	1,070	25.35	17.22	8.13	
千葉郡	194.40	37,896	36,029	51.82	195	35.61	17.35	18.26	
生椎馨白更	濱名田村	9.89	4,325	4,183	33.95	437	35.86	15.54	20.32
	田井村	7.85	1,988	2,017	14.38	253	33.22	14.38	18.84
	井科村	23.99	4,656	4,368	65.93	194	31.14	15.80	15.34
	井科村	23.76	4,144	4,093	12.46	174	33.96	18.81	15.15
千鶴大陸豊	城橋村	25.57	3,595	3,429	48.41	141	32.37	20.71	11.66
	和村	19.45	4,522	3,635	244.02	232	31.91	18.71	13.20
	田町	28.39	3,611	3,802	50.24	127	39.19	15.26	23.93
	田村	17.39	4,234	3,833	104.62	143	37.57	14.61	22.96
東葛飾郡	富村	15.20	3,402	3,353	14.61	224	35.79	19.09	16.70
	富村	22.91	3,419	3,316	31.06	149	45.54	20.51	25.03
土柏小馬流	飾村	311.91	116,765	112,435	38.51	374	36.62	21.85	14.76
	村	16.07	3,784	3,601	50.82	235	37.21	23.60	13.61
	町	18.69	9,669	8,650	117.80	517	34.34	21.04	13.30
	町	9.04	4,779	3,913	221.31	529	31.94	20.70	11.24
八田新梅福	金橋山	5.67	3,568	3,217	109.11	629	38.23	17.72	20.51
	山	7.21	5,274	5,184	17.36	731	35.49	19.48	16.01
	木中川村	14.30	3,629	3,264	111.83	254	42.59	20.22	22.37
	村	26.12	5,553	5,350	37.94	213	38.69	19.07	19.62
野旭七川木	郷田村	13.54	4,275	4,204	16.89	316	38.30	22.36	15.94
	郷田村	9.65	3,859	3,622	6.54	400	35.89	29.27	6.62
	福	17.96	4,190	4,153	8.91	233	42.62	20.95	21.67
	福	6.16	18,638	19,479	43.17	3,026	35.42	19.66	15.76
二關布湖我	田福間	12.51	4,249	3,935	79.80	340	37.61	18.04	19.57
	瀬	10.18	3,185	3,075	35.77	313	39.35	17.56	21.79
	瀬	17.91	5,378	5,240	26.34	300	36.83	23.09	13.74
	瀬	12.00	4,199	4,208	2.14	350	40.16	27.09	13.07
富風手	川宿北	9.85	4,770	4,719	10.81	484	39.20	21.83	17.38
	村	7.38	2,848	2,915	22.98	386	37.39	24.70	12.69
	村	7.36	2,955	2,919	12.29	401	34.26	22.95	11.31
	村	12.68	3,569	3,389	53.11	281	35.70	18.29	17.41
印旛郡	孫子村	18.84	6,277	5,554	130.18	333	28.99	17.10	11.89
	孫子村	15.41	3,538	3,399	40.89	230	35.60	19.71	15.89
川彌旭千	勢早賀	21.22	4,170	4,068	25.07	197	36.38	22.37	14.01
	村	22.16	4,409	4,377	7.31	199	39.75	21.93	17.82
	村	622.39	146,086	146,734	4.42	235	32.31	17.48	14.83
	村	20.71	3,291	3,193	30.69	159	30.07	15.03	15.04
川彌旭千	上富	13.94	2,706	2,719	4.78	194	25.38	13.98	11.40
	村	18.85	4,872	6,024	191.24	258	25.90	13.61	12.29
	代	22.56	7,162	7,506	45.83	317	31.84	15.05	16.79
	代								

工業規制地域人口現象概要(一)

第 13 表 工業規制地域市町村別人口統計表 (續)

地 域	面積 (方 料)	現 在 人 口			人口密度 (1方料 =村)	人 口 動 態 (昭10)			
		昭 1 5	昭 1 0	昭10-15 增加率		出生率	死亡率	自 然 增加率	
志阿白佐根	津蘇井倉郷	20.45	3,519	3,435	24.45	172	38.72	26.20	12.52
	村	17.30	3,791	3,687	28.21	219	32.82	16.00	16.82
	町	9.74	3,279	3,115	52.65	337	38.20	21.51	16.69
	村	18.44	9,030	10,480	138.36	490	23.86	15.94	7.92
	村	14.57	4,317	4,236	19.12	296	30.22	16.29	13.93
和酒八富公	田井	15.48	2,880	2,906	8.95	186	32.00	13.42	18.58
	街里津	19.29	4,611	4,599	2.61	239	40.88	20.44	20.44
	村	53.55	15,054	14,404	45.13	2,811	34.64	15.41	19.23
	村	54.17	8,944	8,859	9.59	165	33.75	14.22	19.53
	村	19.89	4,173	4,126	11.39	210	34.17	19.87	14.30
六宗船白大	合像穂井森	27.90	4,080	4,207	30.19	146	32.80	24.25	8.55
	村	18.90	3,064	3,069	1.63	162	29.98	16.29	13.69
	村	23.06	3,403	3,218	57.59	148	36.36	18.96	17.40
	町	26.95	4,837	4,614	48.33	179	35.33	16.91	18.42
	町	10.14	3,969	3,939	7.62	391	33.55	20.82	12.73
永木本布安	治下替鎌食	15.63	3,683	3,663	5.46	236	33.85	17.20	16.65
	村	12.89	3,885	3,717	45.20	301	34.44	22.87	11.57
	村	23.10	4,236	4,181	13.15	183	36.35	17.94	18.41
	町	10.17	2,259	2,229	13.46	222	37.69	18.84	18.85
	町	21.35	5,160	5,205	8.65	242	34.58	21.33	13.25
豐久八中成遠	佳佳生郷田山	15.57	3,089	3,163	23.40	198	32.56	21.18	11.38
	村	21.25	3,494	3,390	30.68	164	35.69	15.63	20.06
	村	88	3,941	3,939	0.51	221	35.03	20.31	14.72
	村	13.69	2,304	2,324	8.61	168	30.98	18.07	12.91
	村	6.19	11,025	10,600	38.55	1,781	26.70	17.74	8.96
38.78	6,023	5,987	6.85	155	30.57	15.03	15.54		
安 房 郡	539.44	129,128	132,339	24.26	239	27.51	20.67	6.85	
夷 隅 郡	415.25	91,909	92,952	11.22	221	32.33	20.14	12.19	
長 生 郡	322.48	92,091	90,692	15.43	286	33.65	18.13	15.52	
山 武 郡	422.63	127,515	127,193	2.53	302	32.12	18.62	13.50	
市 原 郡	355.46	75,069	73,648	19.29	211	34.30	17.60	16.70	
香 取 郡	559.17	153,292	150,769	16.73	274	38.15	19.45	18.70	
海 上 郡	112.76	45,492	44,547	21.21	403	38.50	21.68	16.81	
匝 瑳 郡	120.18	46,560	46,343	4.68	387	36.86	18.62	18.24	
君 津 郡	736.95	141,033	139,077	14.06	191	31.93	19.55	12.38	
5 愛 知 縣	5,081.14	3,166,592	2,862,701	106.16	623	31.29	15.68	15.61	
規 制 地 域 總 數	473.64	1,544,521	1,300,621	187.53	3,261	29.95	14.56	15.39	
1 市	158.79	1,328,084	1,110,314	196.13	8,364	29.61	14.22	15.39	
29 町 村 總 數	314.85	216,437	190,307	137.30	687	31.95	16.57	15.38	
名 古 屋 市	158.79	1,328,084	1,110,314	196.13	8,364	29.61	14.22	15.39	
愛 知 郡	70.32	28,219	23,919	179.77	401	31.40	15.72	15.68	
鳴 天 猪	海 白 高 町 村	26.59	14,815	11,865	248.63	558	31.52	14.66	16.86
	村	23.49	8,097	7,172	128.97	345	30.67	18.13	12.54
	村	20.24	5,307	4,882	87.05	262	32.16	14.75	17.41

第 13 表 工業規制地域市町村別人口統計表 (續)

地 域	面 積 (方 料)	現 在 人 口			人口密度 (1方料) (=付)	人 口 動 態 (昭10)		
		昭 1 5	昭 1 0	昭10-15 增 加 率		出生率	死亡率	自 然 增 加 率
東 春 日 井 郡	67.55	48,523	37,912	279.88%	718	30.44%	15.38%	15.06%
勝 川 町	14.28	11,032	10,080	94.44	773	29.96	18.45	11.51
勝 來 木 村	7.40	3,138	2,992	48.80	424	35.76	15.71	20.05
勝 篠 島 守 居 山 村	17.66	8,186	6,841	196.61	464	34.50	18.86	15.64
	8.39	6,231	4,750	311.79	743	32.42	15.16	17.26
	19.82	19,936	13,249	504.72	1,006	26.79	11.25	15.54
西 春 日 井 郡	64.58	57,323	52,933	82.94	888	33.19	17.72	15.47
西 山 村	3.19	8,700	8,316	46.18	2,727	34.99	21.77	13.22
西 杷 田 村	8.95	5,981	5,664	55.97	668	29.84	16.60	13.24
西 山 村	6.20	2,627	2,397	95.95	424	34.63	17.10	17.53
西 山 村	6.18	3,713	3,705	2.16	601	39.14	17.81	21.33
西 山 村	9.01	4,535	4,544	1.98	503	36.75	18.93	17.82
師 勝 村	8.41	5,428	5,196	44.65	645	32.72	17.90	14.82
師 勝 村	10.02	6,535	5,978	93.17	652	31.28	19.74	11.54
師 勝 村	4.09	2,362	2,283	34.60	578	34.60	15.33	19.27
師 勝 村	3.75	4,866	4,566	65.70	1,298	32.19	14.24	17.95
師 勝 村	4.78	12,576	10,284	222.87	3,327	31.02	15.46	15.56
中 島 郡	9.66	6,134	5,992	23.70	635	38.05	19.36	18.69
大 里 村	9.66	6,134	5,992	23.70	635	38.05	19.36	18.69
海 部 郡	73.99	55,237	52,444	53.26	747	32.61	16.74	15.86
七 寶 村	8.62	5,395	5,269	23.91	626	40.05	20.31	19.74
七 寶 村	9.76	6,024	5,889	22.92	617	31.92	19.87	12.05
七 寶 村	10.58	9,111	8,415	82.71	861	31.37	15.21	16.16
七 寶 村	6.49	5,068	4,904	33.44	781	27.73	16.11	11.62
七 寶 村	12.60	9,244	8,916	36.79	734	33.31	16.04	17.27
南 陽 村	15.19	8,539	7,983	69.65	562	29.19	17.16	12.03
南 陽 村	10.75	11,856	11,068	71.20	1,103	34.42	15.09	19.33
知 多 郡	28.75	21,001	17,107	227.63	730	28.06	15.32	12.74
有 松 町	2.98	2,747	2,407	141.25	923	30.74	18.28	12.46
有 松 町	8.57	7,075	5,451	297.93	826	28.07	15.23	12.84
有 松 町	17.20	11,179	9,249	208.67	650	27.35	14.60	12.75
<b>非 規 制 地 域 總 數</b>	<b>4,607.50</b>	<b>1,622,071</b>	<b>1,562,080</b>	<b>38.40</b>	<b>352</b>	<b>32.41</b>	<b>16.60</b>	<b>15.81</b>
豐 橋 市	115.89	142,716	140,735	14.08	1,231	28.48	15.10	13.38
岡 崎 市	47.37	84,073	77,195	89.10	1,775	27.66	14.41	13.25
一 宮 市	27.69	70,792	66,673	61.78	2,557	28.06	14.32	13.74
瀨 戶 市	24.25	45,775	47,553	37.39	1,888	30.35	12.91	17.43
半 田 市	40.84	49,153	47,814	28.00	1,204	31.48	14.95	16.52
愛 知 郡	118.11	29,394	27,487	69.38	249	34.38	19.06	15.32
豐 東 日 長 幡 明 鄉 進 久 手 山 村	23.51	7,872	7,170	97.91	335	31.66	17.57	14.09
	17.55	4,241	4,037	50.53	242	33.94	17.09	16.85
	34.70	8,055	7,736	41.24	232	38.91	19.00	19.21
	21.53	5,138	4,985	30.69	239	32.70	20.66	12.04
	20.82	4,088	3,559	148.64	196	32.87	22.20	10.67
東 春 日 井 郡	201.02	59,914	55,264	84.14	298	32.52	17.30	15.22

工業規制地域人口現象概要(一)

第 18 表 工業規制地域市町村別人口統計表 (續)

地 域	面 積 (方 料)	現 在 人 口			人口密度 (1 方料 = 付)	人 口 動 態 (昭10)		
		昭 1 5	昭 1 0	昭10-15 増 加 率		出生率	死亡率	自 然 増 加 率
小味 牧岡 町	17.54	13,528	12,799	56.96	771	31.17	16.33	14.84
篠坂 高 藏寺 町	9.38	4,145	4,076	41.46	442	43.18	20.61	22.57
志旭 水品 段味 村	27.93	5,207	5,062	28.64	186	35.95	21.93	14.02
羽 野 野 村	21.11	3,878	3,922	11.22	184	28.81	19.89	8.92
丹 郡	23.88	7,479	6,518	147.44	313	28.54	16.42	12.12
布大 袋口 町	14.74	2,665	2,537	50.45	181	30.35	21.68	8.67
大 田 黒野 村	24.79	8,082	7,020	151.28	326	38.18	16.95	21.23
羽 池 野 村	22.64	7,310	5,663	290.84	323	29.31	11.30	18.01
城 犬 扶 古 千 知 秋 村	39.01	7,620	7,667	6.13	195	30.00	16.83	13.17
丹 郡	146.61	86,506	84,639	22.06	590	32.75	17.65	15.10
布大 袋口 町	7.16	8,006	8,020	1.75	1,118	30.30	16.97	13.34
大 田 黒野 村	13.59	7,206	7,226	2.77	530	34.87	17.16	17.71
羽 池 野 村	10.84	3,453	3,404	14.40	319	36.72	21.74	14.98
城 犬 扶 古 千 知 秋 村	7.65	3,363	3,370	2.08	440	30.56	17.51	13.05
城 犬 扶 古 千 知 秋 村	18.17	899	903	0.44	49	36.54	21.04	15.50
城 犬 扶 古 千 知 秋 村	28.81	4,014	3,940	18.78	139	40.10	22.59	17.51
城 犬 扶 古 千 知 秋 村	9.10	14,350	13,325	76.92	1,577	31.44	17.11	14.33
城 犬 扶 古 千 知 秋 村	10.92	8,246	8,343	11.63	755	38.24	17.02	21.22
城 犬 扶 古 千 知 秋 村	12.54	16,620	15,925	43.64	1,325	29.32	16.95	12.37
城 犬 扶 古 千 知 秋 村	8.37	5,791	5,802	1.90	692	30.24	18.53	11.71
丹 岩 陽倉 村	9.02	5,037	4,989	9.62	558	28.96	16.72	12.24
丹 岩 陽倉 村	10.44	9,521	9,392	13.74	91	34.07	18.84	15.23
葉 栗 郡	30.69	32,101	32,043	1.81	105	30.18	16.60	13.58
草宮 井田 村	5.83	4,220	4,407	42.43	724	28.36	16.11	12.25
宮 淺 北 木 井方 村	5.18	4,818	4,923	21.33	930	34.53	21.33	13.20
宮 淺 北 木 井方 村	6.09	5,297	5,326	5.44	870	31.01	15.90	15.11
宮 淺 北 木 井方 村	4.09	4,669	4,782	23.63	1,142	34.30	15.89	18.41
宮 淺 北 木 井方 村	9.50	13,097	12,605	39.03	1,379	28.71	15.31	13.40
中 島 郡	117.52	108,103	103,816	41.29	920	32.01	16.43	15.58
稻大 澤和 町	16.98	16,883	14,623	154.55	994	32.89	16.14	16.75
大 今 興 起 伊 勢 町	10.47	7,135	6,663	70.84	681	32.27	19.21	13.06
大 今 興 起 伊 勢 町	7.57	9,885	8,801	123.17	1,306	27.16	14.54	12.62
大 今 興 起 伊 勢 町	2.87	7,397	6,993	57.77	2,577	29.74	11.87	17.87
大 今 興 起 伊 勢 町	8.79	20,015	20,647	30.61	2,277	26.83	12.98	13.85
萩朝 原日 町	8.99	7,455	7,162	40.91	829	41.61	15.64	25.97
朝 明 祖 長 父 岡 江 村	9.98	6,029	5,963	11.07	604	33.37	22.30	11.07
朝 明 祖 長 父 岡 江 村	11.47	7,125	7,090	4.94	621	36.95	17.77	19.18
朝 明 祖 長 父 岡 江 村	16.23	12,079	11,863	18.21	744	34.98	20.15	14.83
朝 明 祖 長 父 岡 江 村	5.11	1,799	1,776	12.95	352	34.91	16.33	18.58
平 千 代 田 村	8.76	7,134	7,113	2.95	814	33.74	18.14	15.60
平 千 代 田 村	10.30	5,167	5,122	8.79	502	29.29	18.55	10.74
海 部 郡	157.39	79,511	78,760	9.54	505	31.21	15.57	15.64
津神 島守 町	8.99	22,733	22,166	25.58	2,529	28.20	14.71	13.49
神 永 十 飛 四 山 村	11.26	5,749	5,777	4.85	511	30.64	14.89	15.75
神 永 十 飛 四 山 村	22.21	4,436	4,400	8.18	200	29.55	15.45	14.10
神 永 十 飛 四 山 村	9.78	4,451	4,424	6.10	455	31.65	15.14	16.51
神 永 十 飛 四 山 村	13.70	3,831	3,717	30.67	2,796	37.13	18.29	18.84
鍋彌 田富 村	18.63	4,304	4,268	8.43	231	46.63	18.04	28.59
彌 市 佐 立 江 屋 田 村	8.11	6,670	6,868	28.83	822	28.39	12.23	16.16
彌 市 佐 立 江 屋 田 村	8.56	2,882	2,856	9.10	337	37.46	12.96	24.50
彌 市 佐 立 江 屋 田 村	7.74	4,134	4,077	13.98	534	27.23	16.68	10.55
彌 市 佐 立 江 屋 田 村	25.05	6,432	6,385	7.36	257	32.89	17.54	15.35



第 13 表 工業規制地域市町村別人口統計表 (續)

地 域	面 積 (方 料)	現 在 人 口			人口密度 ( $\frac{1}{\text{方料}}$ = 付)	人 口 動 態 (昭10)		
		昭 15	昭 10	昭10-15 增 加 率		出生率	死亡率	自 然 增 加 率
幡豆町	25.74	9,255	8,961	32.82%	360	35.26%	20.42%	14.84%
佐久島村	1.71	1,071	1,128	50.53	626	48.76	19.50	29.26
西加茂郡	357.69	58,815	51,475	142.59	164	35.47	19.00	16.47
舉母町	38.65	20,629	14,256	447.04	533	34.51	14.73	19.78
三好村	32.31	6,833	6,332	79.12	211	37.90	18.79	19.11
保見村	34.72	3,910	3,668	65.98	113	41.17	17.45	23.72
猿投村	45.93	6,975	6,581	59.87	152	37.68	22.03	15.65
藤岡村	65.06	4,794	4,827	6.84	71	34.80	25.27	9.53
小原村	74.71	6,249	6,466	33.56	84	33.87	22.89	10.98
石野村	37.00	3,581	3,703	32.95	97	32.95	18.90	14.05
高橋村	29.31	5,844	5,642	35.80	199	33.14	17.72	15.42
額田郡	348.65	44,403	42,860	36.00	127	34.97	18.64	16.33
東加茂郡	415.59	31,507	33,841	68.97	76	34.37	19.41	14.95
北設樂郡	688.01	35,309	35,069	6.84	51	34.96	17.00	17.96
南設樂郡	299.35	32,338	33,136	24.08	108	34.52	17.93	16.60
寶飯郡	205.75	103,673	97,551	62.76	504	33.43	17.21	16.22
渥美郡	278.31	67,319	66,719	8.99	242	35.09	16.74	18.35
八名郡	219.83	26,907	27,185	10.23	122	36.09	18.43	17.66
<b>6 京 都 府</b>	<b>4,614.92</b>	<b>1,729,993</b>	<b>1,702,508</b>	<b>16.14</b>	<b>374</b>	<b>26.11</b>	<b>15.43</b>	<b>10.68</b>
<b>規制地域總數</b>	<b>464.26</b>	<b>1,177,288</b>	<b>1,161,886</b>	<b>13.26</b>	<b>2,536</b>	<b>24.65</b>	<b>14.07</b>	<b>10.59</b>
1 市	288.65	1,089,726	1,080,593	8.45	3,775	24.39	13.91	10.48
21 町村總數	175.61	87,562	81,293	77.12	499	28.17	16.23	11.94
京 都 市	288.65	1,089,726	1,080,593	8.45	3,775	24.39	13.91	10.48
乙 訓 郡	28.23	21,736	18,802	156.05	770	29.62	16.81	12.82
向久日町	7.73	8,072	6,874	174.28	1,044	26.04	16.58	9.46
久久世村	3.53	3,930	3,479	192.63	1,113	33.06	15.23	17.83
久羽我村	2.27	1,140	1,120	17.86	502	26.79	19.64	7.15
東山師村	2.60	967	940	28.72	372	27.66	17.02	10.64
羽大新神村	6.38	2,674	2,546	50.27	419	30.64	15.71	14.93
久大新神村	5.72	4,953	3,843	288.84	866	33.57	18.48	15.09
宇 治 郡	39.19	9,157	7,781	176.84	234	30.20	22.49	7.71
宇 治 町	39.19	9,157	7,781	176.84	234	30.20	22.49	7.71
久 世 郡	64.39	36,609	34,784	52.47	569	26.85	14.26	12.59
宇 治 町	10.81	12,064	11,766	25.33	1,116	27.54	12.41	15.13
宇 治 村	6.54	1,631	1,480	102.03	249	28.38	17.57	10.81
宇 治 村	3.13	2,441	2,161	129.57	780	30.08	13.42	16.66
宇 治 村	4.49	2,455	2,087	176.33	547	28.75	16.29	12.46
宇 治 村	3.89	1,702	1,554	95.24	438	20.59	11.58	9.01
宇 治 村	10.42	3,576	3,382	57.36	343	22.18	12.72	9.46
宇 治 村	7.86	3,051	2,944	36.35	388	27.51	18.68	8.83
宇 治 村	6.17	2,506	2,570	24.90	406	26.85	18.29	8.56
宇 治 村	5.88	2,901	2,746	56.45	493	29.50	12.75	16.75
宇 治 村	5.20	4,282	4,094	45.92	823	25.65	15.39	10.26

第 13 表 工業規制地域市町村別人口統計表 (續)

地 域	面 積 (方 料)	現 在 人 口			人口密度 ( $\frac{1}{\text{方料}}$ ) (=付)	人 口 動 態 (昭 <sup>10</sup> )		
		昭 15	昭 10	昭 <sup>10</sup> -15 增 加 率		出生率	死亡率	自 然 增 加 率
綴 喜 郡	43.80	20,060	19,926	6.72	458	28.30	16.66	11.64
八 幡 町	12.43	9,525	9,540	1.57	766	29.04	14.78	14.26
都 智 城 郷	4.84	2,159	2,207	21.75	466	30.36	26.73	3.63
大 智 住 邊	6.00	1,892	1,954	31.73	315	27.12	19.96	7.16
大 田 住 邊	9.95	2,417	2,310	46.32	243	23.38	16.02	7.36
大 田 住 邊	10.58	4,067	3,915	38.83	384	28.86	14.30	14.56
<b>非 規 制 地 域 總 數</b>	<b>4,150.66</b>	<b>552,705</b>	<b>540,622</b>	<b>22.35</b>	<b>133</b>	<b>29.23</b>	<b>18.34</b>	<b>10.89</b>
福 知 山 市	61.71	31,848	32,451	18.58	516	26.56	16.12	10.44
舞 鶴 市	91.48	29,903	25,992	150.47	327	29.39	17.74	11.66
東 舞 鶴 市	60.05	49,810	37,055	344.22	829	29.85	16.00	13.84
愛 岩 郡	209.85	11,691	11,252	39.02	56	27.37	19.29	8.09
雲 ヶ 畑 村	20.16	503	463	86.39	25	34.56	17.20	17.36
岩 倉 瀬 村	14.33	4,201	4,110	22.14	293	23.11	24.33	1.22
大 瀬 原 村	10.07	944	962	18.71	94	28.07	10.40	17.67
大 瀬 原 市	50.73	2,226	2,098	61.01	44	30.98	19.54	11.44
大 瀬 原 市	16.36	1,172	1,133	34.42	72	32.66	9.71	22.95
鞍 馬 村	24.48	1,101	1,136	30.81	45	26.41	15.85	10.56
花 音 村	39.34	982	977	5.12	25	26.61	22.52	4.09
久 多 村	34.38	562	373	506.70	16	32.17	18.77	13.40
葛 野 郡	36.66	1,704	1,638	40.29	46	36.02	12.21	23.81
小 野 郷 村	31.23	1,008	994	14.08	32	37.22	17.10	20.12
中 野 川 村	5.43	696	644	80.75	128	34.16	21.47	12.69
乙 訓 郡	47.48	7,988	7,792	87.16	383	29.26	17.33	11.93
海 印 寺 村	7.99	1,166	1,165	0.86	146	26.61	13.73	12.88
乙 訓 野 村	5.43	1,971	1,808	90.15	363	26.55	16.59	9.96
大 原 野 村	25.59	3,573	3,547	10.15	140	32.42	18.33	14.09
大 原 野 村	8.47	1,278	1,272	4.72	151	26.73	18.87	7.86
綴 喜 郡	109.65	21,462	20,443	28.56	266	34.58	17.95	16.63
草 内 村	4.54	1,756	1,673	49.61	387	32.28	22.12	10.16
三 山 木 寺 村	5.34	2,417	2,283	58.69	453	25.41	12.70	12.71
普 賢 山 木 寺 村	13.22	1,848	1,837	5.99	140	28.31	22.31	6.00
井 手 賀 村	6.60	4,469	4,286	42.70	677	38.96	16.80	22.16
多 賀 村	11.24	1,952	1,877	39.96	174	36.23	12.25	23.98
青 谷 村	10.16	2,634	2,025	300.74	259	34.07	18.77	15.30
田 治 原 村	19.68	3,017	3,050	10.82	153	36.39	15.74	20.65
宇 治 原 村	38.87	3,369	3,412	12.60	87	37.51	23.15	14.36

工業規制地域人口現象概要(一)



第 13 表 工業規制地域市町村別人口統計表 (續)

地 域	面 積 (方 料)	現 在 人 口			人口密度 (1 方料 = 付)	人 口 動 態 (昭10)		
		昭 1 5	昭 1 0	昭10-15 增 加 率		出生率	死亡率	自 然 增 加 率
相 樂 郡	262.45	44,403	43,933	10.70%	169	28.73%	17.28%	11.45%
棚倉	12.32	2,538	2,519	7.54%	206	34.14%	13.89%	20.25%
高上	7.87	1,458	1,452	4.13%	185	28.93%	17.90%	11.03%
川上	4.40	3,266	3,196	21.90%	742	25.03%	18.46%	6.57%
山田	16.24	5,500	4,855	132.85%	339	22.44%	13.80%	8.64%
田莊	9.35	2,665	2,572	36.16%	285	34.21%	13.61%	20.60%
相木	6.37	1,915	1,844	38.50%	301	33.62%	18.98%	14.64%
加常	16.93	6,733	6,916	26.46%	398	27.90%	17.06%	10.84%
瓶	17.67	4,397	4,577	39.33%	249	30.37%	14.42%	15.95%
茂尾	10.40	1,282	1,285	2.33%	123	24.12%	22.57%	1.55%
原	8.44	2,269	2,389	50.23%	269	23.86%	14.65%	9.21%
西中	10.33	1,372	1,363	6.60%	133	26.41%	19.08%	7.33%
東東	16.09	2,189	2,100	42.38%	136	31.43%	16.19%	15.24%
東東	14.17	1,663	1,613	31.00%	117	34.10%	27.28%	6.82%
湯笠	24.03	962	940	23.40%	40	25.53%	23.40%	2.13%
船置	24.01	2,595	2,622	10.30%	108	34.71%	19.83%	14.88%
大河	39.21	1,970	1,975	2.53%	50	33.92%	18.73%	15.19%
高	24.62	1,629	1,715	50.15%	66	20.99%	22.74%	1.75%
南 桑 田 郡	237.61	36,391	35,992	11.09%	153	31.01%	18.64%	12.36%
龜篠	13.03	7,976	8,243	32.39%	612	27.42%	18.80%	8.62%
櫻田	25.06	3,272	3,392	35.38%	131	35.97%	17.39%	18.58%
東西	18.00	849	862	15.08%	47	23.20%	9.28%	13.92%
別院	23.78	1,198	1,300	78.46%	50	28.46%	20.00%	8.46%
西	20.56	1,402	1,489	58.43%	68	22.83%	20.15%	2.68%
曾吉	21.67	3,000	3,001	0.33%	138	30.99%	17.33%	13.66%
稗本	1.11	778	759	25.03%	701	30.30%	13.17%	17.13%
知	14.17	2,930	2,239	308.62%	207	41.54%	20.99%	20.55%
梅野	14.78	1,480	1,437	29.92%	100	29.23%	18.79%	10.44%
知	15.44	510	410	243.90%	33	29.27%	26.83%	2.44%
宮大	14.91	1,650	1,652	1.21%	111	23.00%	15.74%	7.26%
千馬	4.32	1,531	1,450	55.86%	354	33.10%	27.59%	5.51%
旭	6.59	1,871	1,875	2.13%	284	26.13%	13.33%	12.80%
旭	6.02	1,725	1,741	9.19%	287	35.61%	22.40%	13.21%
旭	9.70	1,230	1,245	12.05%	127	32.13%	18.47%	13.66%
千河	9.82	1,490	1,483	4.72%	152	31.69%	20.23%	11.46%
保	3.61	1,217	1,198	15.86%	337	37.56%	20.03%	17.53%
保	15.04	2,282	2,216	29.78%	152	38.36%	17.60%	20.76%
北 桑 田 郡	597.51	19,587	19,029	29.32%	33	32.69%	19.50%	13.19%
神細	13.03	883	898	16.70%	68	41.20%	27.84%	13.36%
宇周	34.63	769	759	13.18%	22	21.08%	10.54%	10.54%
山	19.37	939	955	16.75%	48	27.23%	24.08%	3.15%
山	21.33	1,836	1,803	18.30%	86	39.93%	15.53%	24.40%
山	49.49	2,305	2,302	1.30%	47	33.45%	20.42%	13.03%
黑弓	65.00	1,348	1,295	40.93%	21	27.03%	13.90%	13.13%
平知	54.42	2,382	2,390	3.35%	44	34.31%	15.48%	18.88%
宮	31.51	1,854	1,605	155.14%	59	34.89%	11.46%	23.43%
宮	143.81	2,269	2,126	67.26%	16	28.22%	12.23%	15.99%
宮	42.29	1,539	1,520	12.50%	36	35.53%	31.58%	3.95%
鶴大	78.01	1,797	1,799	1.11%	23	25.57%	14.45%	11.12%
船	44.62	1,666	1,577	56.44%	37	38.68%	28.54%	10.14%
船 井 郡	575.85	51,337	50,712	12.32%	89	31.12%	21.00%	10.12%

人口問題研究 第三卷 第十二號

第 13 表 工業規制地域市町村別人口統計表 (續)

地 域	面 積 (方 糎)	現 在 人 口			人口密度 (1方糎 =付)	人 口 動 態 (昭10)					
		昭 1 5	昭 1 0	昭10—15 增 加 率		出生率	死亡率	自 然 增 加 率			
園吉八富新	部	21.66	8,097	8,167	—	8.57	374	28.90	18.86	10.04	
	富	9.27	1,708	1,722	—	8.13	184	29.62	21.49	8.13	
	木	3.66	2,432	2,067	—	176.58	664	30.00	17.90	12.10	
	本	11.38	3,043	2,973	—	23.55	267	33.30	19.51	13.79	
	庄	12.06	1,529	1,562	—	21.13	127	31.37	17.29	14.08	
川世胡五摩	邊	13.79	1,148	1,147	—	0.87	83	30.51	25.28	5.23	
	木	40.16	2,445	2,479	—	13.72	61	35.90	20.17	15.73	
	郷	42.68	2,722	2,524	—	78.45	64	34.47	21.39	13.08	
	莊	40.84	2,537	2,381	—	65.52	62	33.18	25.62	7.56	
	氣	26.14	2,659	2,550	—	42.75	102	26.67	21.96	4.71	
東西竹須高	本	11.68	1,278	1,179	—	83.97	109	36.47	20.36	16.11	
	梅	39.24	1,557	1,521	—	23.67	40	32.22	19.07	13.15	
	野	17.41	1,301	1,236	—	52.59	75	31.55	23.46	8.09	
	知	21.28	2,555	2,638	—	31.46	120	26.91	23.88	3.03	
	原	35.09	3,132	3,136	—	1.28	89	33.80	21.05	12.75	
質檜梅三上	美	17.48	919	944	—	26.48	53	31.78	26.48	5.30	
	山	28.93	2,106	2,117	—	5.20	73	28.81	19.84	8.97	
	田	35.01	1,970	1,932	—	19.67	56	30.54	18.63	11.91	
	宮	28.67	1,657	1,661	—	2.41	58	30.10	30.70	60	
	知	74.09	3,259	3,383	—	36.65	44	28.08	17.74	10.34	
下	45.33	3,283	3,393	—	32.42	72	35.37	22.69	12.68		
天	田	郡	384.29	34,729	36,218	—	41.11	90	31.03	21.09	9.94
何	鹿	郡	357.49	46,882	48,048	—	24.27	131	27.10	17.98	9.12
加	佐	郡	292.88	27,773	27,353	—	15.35	95	30.12	19.67	10.46
興	謝	郡	365.62	62,943	66,641	—	55.49	172	25.75	17.98	7.77
中	野	郡	136.04	24,345	24,867	—	20.99	179	30.28	16.29	13.99
竹	野	郡	185.75	33,477	35,326	—	52.34	180	28.48	18.54	9.94
熊	野	郡	138.29	16,432	15,880	—	34.76	119	29.41	19.58	9.82
<b>7 大 阪 府</b>		<b>1,811.07</b>	<b>4,792,966</b>	<b>4,297,174</b>		<b>115.38</b>	<b>2,643</b>	<b>24.48</b>	<b>14.79</b>	<b>9.69</b>	
<b>規制地域總數</b>		<b>992.20</b>	<b>4,546,098</b>	<b>4,065,960</b>		<b>118.09</b>	<b>4,582</b>	<b>24.20</b>	<b>14.65</b>	<b>9.55</b>	
8 市 總 數		362.97	3,824,805	3,473,762		101.06	10,538	23.70	14.24	9.46	
97 町 村 總 數		629.23	721,293	592,198		217.99	1,146	27.11	17.02	10.09	
大 阪 市		185.12	3,252,340	2,989,874		87.78	17,569	23.41	13.90	9.52	
大 堺 市		31.33	182,147	160,268		136.52	5,814	23.46	15.77	7.69	
岸 和 田 市		52.79	81,475	80,534		11.68	1,543	26.57	17.23	9.34	
豐 中 市		21.74	45,013	36,688		226.91	2,071	23.90	25.48	1.58	
布 施 市		20.50	134,724	95,919		404.56	6,572	26.40	14.91	11.49	
池 田 市		21.99	35,494	31,457		128.33	1,614	24.16	14.75	9.41	
吹 田 市		20.46	65,812	54,665		203.91	3,217	28.92	13.24	15.68	
泉 大 津 市		9.04	27,800	24,357		141.36	3,075	27.38	18.93	8.45	
三 島 郡		159.52	94,468	83,484		131.57	592	26.26	21.48	4.79	

工業規制地域人口現象概要(一)

第 13 表 工業規制地域市町村別人口統計表 (續)

地 域	面 積 (方 料)	現 在 人 口			人口密度 (1方料) (=付)	人 口 動 態 (昭10)			
		昭 15	昭 10	昭10—15 增 加 率		出生率	死亡率	自 然 增加率	
富 高 三 五 島	田 町 村	2.76	5,219	4,550	147.03	1,891	36.04	15.16	20.88
	概 領 本	61.92	31,011	28,295	95.99	501	25.52	15.86	9.66
	筒 牧	7.40	3,079	3,123	14.09	416	28.18	15.37	12.81
	領 本	7.59	2,233	2,162	32.84	294	24.98	26.36	1.38
	島	16.84	6,015	6,385	57.95	357	19.89	12.22	7.67
茨 三 玉 春 三	木 島 日 宅	2.10	11,912	9,797	215.88	5,672	23.68	14.70	8.98
	村 村 村	6.49	4,228	3,726	134.73	651	30.60	17.98	12.62
	日 宅	4.84	2,322	2,400	32.50	480	26.67	16.25	10.42
	村 村 村	8.87	7,383	5,346	381.03	832	24.32	12.53	11.79
	三	3.07	2,165	1,594	358.22	705	33.88	13.17	20.71
玉 味 山 新 味 島	村 村 村	3.08	2,101	2,066	16.94	682	33.88	13.55	20.33
	村 村 村	3.13	3,311	2,344	412.54	1,058	33.28	18.77	14.51
	村 村 村	15.90	5,376	5,163	41.26	338	23.63	110.01	86.38
	村 村 村	5.37	1,605	1,536	44.92	299	23.44	13.67	9.77
	村 村 村	3.42	2,458	1,877	309.54	719	26.64	19.18	7.46
豐 能 郡	6.74	4,050	3,120	298.08	601	28.21	18.27	9.94	
中 南 庄 小	豐 島 村	11.00	34,588	21,809	585.95	3,144	27.88	15.77	12.11
	內 村	1.39	6,197	4,405	406.81	3,169	22.47	18.62	3.85
	會 根 村	2.13	8,618	6,841	259.76	3,212	28.07	15.79	12.28
	小	4.40	12,191	6,192	968.83	2,771	30.52	15.50	15.02
泉 北 郡	3.08	7,582	4,371	734.61	2,462	29.28	13.27	16.01	
鳳 踞 濱 高 取	尾 寺 石 村	58.75	104,016	92,076	129.68	1,770	25.92	15.70	10.21
	石 村	2.73	7,061	6,208	137.40	2,586	31.57	15.14	16.43
	村 村 村	2.21	5,226	4,494	162.88	2,365	27.59	13.57	14.02
	村 村 村	4.83	18,823	17,181	95.57	3,897	23.92	12.98	10.94
	村 村 村	3.84	16,232	14,393	127.77	4,227	22.58	19.38	3.20
福 東 深 八 信	2.34	2,654	2,482	69.30	1,134	38.28	18.94	19.34	
和 忠 南 北	泉 舌 井 村	8.66	8,239	6,386	290.17	951	29.75	17.69	12.06
	太 田 莊 村	3.02	3,486	3,289	59.90	1,154	33.14	18.24	14.90
	村 村 村	3.72	4,283	3,982	75.59	1,151	32.14	16.32	15.82
	村 村 村	3.66	2,793	2,708	31.19	763	27.33	18.46	8.87
	村 村 村	6.60	5,284	4,187	262.91	801	25.32	14.57	10.75
泉 南 郡	泉 岡 子 尾 村	9.85	13,180	11,493	146.78	1,338	23.67	14.36	9.31
	村 村 村	2.85	7,484	7,272	29.15	2,626	23.51	11.14	12.37
	村 村 村	0.26	6,010	4,958	212.18	23,115	21.38	21.78	0.40
	村 村 村	4.18	3,261	3,043	71.64	780	25.96	12.82	13.14
泉 南 郡	貝 佐 塚 野 町	52.48	70,326	66,274	61.14	1,340	25.09	15.81	9.28
	町	40.65	42,797	40,507	56.53	1,053	23.27	16.01	7.26
南 河 內 郡	南 河 內 郡	11.83	27,529	25,767	68.38	2,327	26.88	15.64	11.24
南 河 內 郡	下 下 莊 村	39.43	44,897	39,268	143.35	1,139	31.50	16.68	14.82
	八 八 置 村	3.32	3,233	3,077	50.70	974	22.75	10.07	12.68
	村 村 村	4.58	4,022	3,740	75.40	878	32.89	14.44	18.45
	村 村 村	2.56	4,530	3,259	390.00	1,770	29.76	17.80	11.96
	村 村 村	3.35	2,857	2,715	52.30	853	27.99	16.21	11.78
丹 埴 高 藤 道 志	山 南 村	2.33	1,814	1,720	53.49	779	27.91	16.86	11.05
	比 生 鷺 寺 村	3.70	2,417	2,275	62.42	653	26.37	14.51	11.86
	村 村 村	4.30	3,264	2,766	180.04	759	37.96	15.91	22.05
	村 村 村	2.95	4,873	3,951	233.36	1,652	35.94	15.69	20.25
	村 村 村	4.43	6,774	6,055	118.74	1,529	29.89	19.16	10.73
中 河 內 郡	井 明 紀 村	4.32	6,342	5,657	34.72	1,468	38.18	18.38	19.80
	村 村 村	3.59	4,771	4,053	177.15	1,329	29.36	19.73	9.63
	郡	126.98	206,452	163,055	266.16	1,626	28.66	16.29	12.37

第 13 表 工業規制地域市町村別人口統計表 (續)

地 域	面積 (方 料)	現 在 人 口			人口密度 (1 方料 = 付)	人 口 動 態 (昭10)				
		昭 1 5	昭 1 0	昭10-15 增加率		出生率	死亡率	自 然 增加率		
長瓜矢天布	吉破田美忍	村村村	3.75	5,604	5,083	102.50	1,494	28.33	16.13	12.20
			2.84	2,763	2,703	22.20	973	28.12	17.39	10.73
			2.36	8,756	7,049	242.16	3,710	27.66	17.87	9.79
			3.73	6,329	5,003	265.04	1,697	30.78	28.18	2.60
			1.63	4,575	3,933	163.23	2,807	35.34	12.46	22.88
松三惠高南	原宅我安	村村村	5.20	7,609	6,242	219.00	1,463	34.60	14.58	20.02
			2.34	2,529	2,361	71.16	1,081	30.07	13.55	16.52
			3.01	3,217	2,954	89.03	1,069	33.85	20.65	13.20
			9.13	6,213	5,888	55.20	681	31.56	19.19	12.37
			5.23	5,132	4,802	68.72	981	29.57	13.54	16.03
柏孔枚繩三	原 衛 舎 岡手 野 郷	町村町村	16.36	19,102	16,994	124.04	1,171	26.95	15.48	11.47
			3.90	3,377	2,919	156.90	866	29.46	18.50	10.96
			5.69	10,520	8,500	237.65	1,849	25.76	16.24	9.52
			9.39	10,511	8,396	251.91	1,119	32.52	15.48	17.04
			3.22	4,465	3,727	198.01	1,387	28.71	18.78	9.93
大英盾八曙	戸田津尾川	村村村	4.23	4,709	3,988	180.79	1,113	24.57	16.55	8.02
			3.27	5,242	4,420	185.97	1,603	30.77	16.29	14.48
			8.71	9,763	8,337	171.04	1,121	31.91	13.31	18.60
			7.36	16,977	14,040	209.19	2,307	25.00	18.30	6.70
			2.24	2,058	1,959	50.54	919	35.73	12.76	22.97
西若玉龍久	郡江川華	村村村	1.47	2,796	2,352	188.78	1,902	26.79	19.98	6.81
			2.27	4,220	2,678	575.80	1,859	33.98	13.44	20.54
			3.13	5,519	4,456	238.55	1,763	24.24	17.95	6.29
			4.58	16,761	11,071	513.96	3,660	24.66	13.19	11.47
			1.73	8,381	6,770	237.96	4,844	31.46	16.10	15.36
加巽大	美 正	村村村	3.50	12,813	7,088	807.70	3,661	27.65	13.54	14.11
			2.85	11,671	4,801	1,430.95	4,095	23.54	13.54	10.00
			3.86	4,840	4,541	65.84	1,254	28.41	18.50	9.91
			181.07	166,546	126,232	319.36	920	26.10	16.94	9.16
			40.75	32,610	24,166	349.79	800	23.71	16.92	6.79
枚友九庭大	方 岐 呂 個 窪 和 田	町村町村	5.55	7,127	5,514	292.53	1,284	21.22	20.49	0.73
			6.86	7,440	6,346	172.39	1,085	27.73	19.54	8.19
			7.39	6,273	5,691	102.27	849	30.40	18.98	11.42
			2.75	2,481	2,149	154.49	902	26.06	15.82	10.24
			3.67	2,942	2,791	54.10	802	28.66	25.44	3.22
四南二門茨	宮郷島眞田	村村村	3.60	4,446	3,824	162.66	1,235	30.33	17.00	13.33
			1.56	1,935	1,728	119.79	1,240	21.41	16.78	4.63
			4.43	7,009	5,522	269.29	1,582	28.07	15.57	12.50
			4.54	6,767	5,827	161.12	1,491	31.92	12.53	19.39
			3.93	14,700	8,813	667.99	3,740	27.80	13.28	14.52
三守水星津	郷日本田田	町村村	1.50	25,482	11,678	1,182.05	1,699	25.18	22.61	2.57
			3.83	3,648	3,285	110.50	952	33.79	19.79	14.00
			7.40	2,612	2,364	104.91	353	21.15	16.07	5.08
			24.05	6,687	6,427	40.45	278	24.27	16.49	7.78
			17.87	6,074	5,793	48.51	340	25.03	14.33	10.70
交往四四懸	野道條 巖	町村村	2.78	7,116	6,344	121.69	2,560	24.12	12.45	11.67
			11.55	6,994	6,220	124.44	605	26.05	16.24	9.81
			10.83	6,393	5,594	143.73	591	24.85	14.30	10.55
			4.54	4,007	2,574	556.72	883	26.42	16.32	10.10
			7.91	845	790	69.62	107	18.99	11.39	7.60
田 寢	原 川	村村	3.78	2,944	2,792	54.44	779	31.52	15.40	16.12
非 規 制 地 域 總 數			818.87	246,868	231,214	67.70	301	29.51	17.35	12.16

工業規制地域人口現象概要(一)

第 13 表 工業規制地域市町村別人口統計表 (續)

地 域	面 積 (方 料)	現 在 人 口			人口密度 ( <sup>1</sup> 方料 = 付)	人 口 動 態 (昭10)		
		昭 1 5	昭 1 0	昭10—15 増 加 率		出生率	死亡率	自 然 増 加 率
三 島 郡	73.01	13,636	13,114	39.80%	187	23.52%	17.92%	10.60%
阿安福	7.31	1,884	1,640	148.78	258	26.22	10.98	15.24
武野村	3.32	1,393	1,202	158.90	420	26.62	21.63	4.99
威井川村	3.69	1,328	1,204	102.99	360	22.43	16.61	5.82
石河村	21.41	4,907	4,911	0.81	229	26.67	16.25	10.42
見清	4.06	922	892	33.63	227	37.00	16.82	20.18
山溪村	16.84	1,604	1,670	39.52	952	32.34	24.55	7.79
豐 能 郡	160.90	27,935	25,838	81.16	174	29.68	16.95	12.73
止箕	14.85	598	635	58.27	403	25.20	15.75	9.45
呂美村	11.55	11,666	9,895	178.98	1,010	23.45	10.41	13.04
面野村	9.27	2,780	2,697	30.77	300	32.63	19.28	13.35
吉川村	8.93	652	568	147.88	73	22.89	22.89	0
東能勢村	17.49	2,205	2,190	6.85	126	32.88	20.09	12.79
東歌田	15.35	2,339	2,103	112.22	152	37.57	30.91	6.66
西能勢村	12.97	1,738	1,730	4.62	134	30.64	27.75	2.89
泉 北 郡	7.02	904	946	44.40	129	32.77	19.03	13.74
美上西	63.47	5,053	5,074	4.14	80	36.07	16.75	19.32
美上西	11.03	2,433	2,418	0.62	80	31.43	19.44	11.99
久東	19.14	3,664	3,638	7.15	191	30.51	19.24	11.27
北南	5.63	2,090	2,036	26.52	371	26.52	17.68	8.84
南横	4.89	4,052	3,989	15.79	829	27.58	19.55	8.03
南山	5.61	5,142	5,056	17.01	917	29.47	17.41	12.06
池田	4.72	3,570	3,626	15.44	756	25.65	15.72	9.93
南横	12.65	4,976	5,271	55.97	393	29.79	14.42	15.37
南山	15.99	1,327	1,388	43.95	83	31.70	20.17	11.53
松尾	20.74	4,991	4,749	50.96	241	28.64	18.32	10.32
南山	10.66	2,958	2,892	22.82	277	26.63	18.67	7.96
泉 南 郡	15.67	2,229	2,314	36.73	142	36.30	20.31	15.99
熊日長	186.47	70,460	65,605	74.00	378	29.34	17.71	11.63
上南	16.94	7,685	7,030	93.17	454	28.88	19.63	9.25
取野	10.57	3,637	3,416	64.70	344	28.10	16.69	11.41
根瀧	2.71	2,673	2,393	117.01	986	24.24	10.87	13.37
中	7.79	2,209	2,076	64.07	284	33.24	20.71	12.53
大田	2.33	2,621	2,389	97.11	1,125	28.89	16.32	12.57
新東	14.67	1,483	1,439	30.58	101	22.93	12.51	10.42
信	2.10	4,663	4,768	22.02	222	27.99	14.05	13.94
信	10.61	1,872	1,788	46.98	176	22.37	17.34	5.03
西	16.32	1,166	1,114	46.68	71	35.01	32.32	2.69
鳴	9.79	4,236	3,783	119.78	433	30.66	16.12	14.54
樽	2.42	4,075	4,056	4.68	1,684	29.09	18.74	10.35
雄	0.15	1,642	1,518	81.68	10,947	39.53	19.10	20.43
尾	1.91	4,460	4,313	34.08	2,335	22.95	16.46	6.49
東	3.41	1,873	1,652	133.78	549	35.11	18.16	16.95
西	1.28	4,628	4,552	16.70	3,616	27.68	11.64	16.04
孝	19.83	4,170	3,955	54.36	210	28.82	20.23	8.59
多	1.90	2,607	2,496	44.47	1,372	33.65	20.83	12.82
子	12.82	2,089	1,950	71.28	163	24.10	15.38	8.72
奈	13.60	3,638	3,274	111.18	268	28.10	25.66	2.44
川	7.85	3,412	3,074	109.95	435	32.53	15.61	16.92
孝	10.04	724	709	21.16	72	22.57	22.57	0
多	17.43	4,897	3,860	268.65	281	40.16	19.95	20.21

第 13 表 工業規制地域市町村別人口統計表 (續)

地 域	面 積 (方 料)	現 在 人 口			人口密度 (1方料 =付)	人 口 動 態 (昭10)		
		昭 1 5	昭 1 0	昭10—15 増 加 率		出生率	死亡率	自 然 増 加 率
南 河 内 郡	271.76	97,405	89,280	91.01%	357	29.86%	16.90%	12.96%
富田林町	1.13	5,274	4,728	115.48	4,667	30.67	14.81	15.86
新堂志村	4.52	4,332	4,168	39.35	958	31.67	19.91	11.76
新喜大石	4.69	3,044	2,605	168.52	649	33.40	14.59	18.81
伴川	3.35	2,773	2,569	7.94	828	29.97	19.07	10.90
磯山	3.25	1,870	1,834	1.96	575	29.44	29.99	0.55
長田内村	7.80	2,820	2,760	2.17	362	30.43	15.94	14.49
白河内村	6.35	1,898	1,840	3.15	299	32.61	11.96	20.65
河中	11.41	1,665	1,615	3.10	146	31.58	12.38	19.20
赤千東川	4.15	972	997	2.51	234	32.10	13.04	19.06
錦	3.73	2,688	2,684	0.15	721	28.69	17.51	11.18
阪早條西郡	19.40	2,219	2,127	3.76	114	33.85	13.16	20.69
方野向村	18.06	2,386	2,361	1.06	132	28.80	23.30	5.50
高三加	9.12	1,846	1,810	1.99	202	33.15	11.60	21.55
目賀市	7.93	2,272	2,132	6.57	287	28.61	17.35	11.26
田	3.64	2,164	1,922	12.59	595	30.70	24.97	5.73
彼長高三加	5.32	2,330	2,216	5.14	438	32.04	20.31	11.73
日賀市	18.21	11,413	10,399	97.51	627	29.01	17.89	11.15
見上市	36.52	3,058	2,916	4.87	84	27.78	16.12	11.66
ヶ	3.78	3,346	3,147	6.32	885	24.47	15.57	8.90
天川古駒西	12.82	1,472	1,425	3.30	115	29.47	11.93	17.54
浦	19.00	1,716	1,630	5.28	90	31.29	23.31	7.98
ヶ	19.25	1,518	1,534	1.04	79	27.38	25.42	1.96
西	6.09	5,852	4,876	20.01	961	31.17	17.23	13.94
國狹大野平	6.56	2,846	2,728	4.33	434	36.29	10.63	25.66
分山草田尾	4.21	2,631	2,474	6.35	624	31.93	16.57	15.36
村	8.56	5,124	4,251	20.54	599	27.29	18.58	8.71
村	11.63	6,361	5,912	7.59	547	25.88	15.39	10.49
村	1.67	4,178	3,121	33.87	1,502	29.48	13.46	16.02
村	3.10	4,936	4,168	18.43	1,592	24.71	14.16	10.55
尾	6.51	2,401	2,331	3.00	369	37.32	14.16	23.16
<b>8 兵 庫 縣</b>	<b>8,322.85</b>	<b>3,221,232</b>	<b>2,923,249</b>	<b>101.94</b>	<b>387</b>	<b>28.10</b>	<b>16.30</b>	<b>11.80</b>
<b>規 制 地 域 總 數</b>	<b>321.34</b>	<b>1,638,636</b>	<b>1,403,713</b>	<b>167.36</b>	<b>5,099</b>	<b>24.69</b>	<b>14.13</b>	<b>10.56</b>
5 市 總 數	223.71	1,450,338	1,259,726	151.31	6,483	24.64	14.24	10.40
12 町 村 總 數	97.63	188,298	143,987	307.74	1,929	25.16	13.16	11.99
神 戶 市	114.03	990,374	930,057	64.85	8,685	24.44	14.50	9.95
尼 崎 市	36.80	257,966	161,900	591.60	6,780	26.27	14.93	11.34
西 宮 市	40.07	129,282	105,317	227.55	3,226	26.38	12.86	13.51
蘆 屋 市	15.78	39,137	35,567	100.37	2,480	20.97	9.31	11.66
伊 丹 市	17.03	33,579	26,885	248.99	1,972	25.26	11.23	14.02
武 庫 郡	52.71	133,730	100,973	324.41	2,537	24.38	12.59	11.80
鳴 尾 村	7.51	34,261	18,799	822.49	4,562	23.72	12.08	11.64
良 元 村	17.40	12,278	8,934	374.30	706	26.53	13.54	12.99

工業規制地域人口現象概要(一)

第 13 表 工業規制地域市町村別人口統計表 (續)

地 域	面積 (方 料)	現 在 人 口			人口密度 ( $\frac{1}{\text{方料}}$ = 付)	人 口 動 態 (昭10)		
		昭 1 5	昭 1 0	昭10—15 增加率		出生率	死亡率	自然 增加率
本 本 庄 村 本 山 崎 村 魚 崎 吉 村 住 吉 影 村 御 影 村	1.85	13,739	11,141	233.19	7.426	24.50	13.10	11.40
	14.13	19,260	13,327	445.19	1,363	25.21	12.23	12.98
	1.47	13,360	10,797	237.38	9,088	25.56	11.39	14.17
	7.85	18,121	17,591	30.13	2,308	24.84	13.98	10.86
	2.50	22,711	20,384	114.16	9,084	22.42	12.02	10.40
川 邊 郡	44.92	54,568	43,014	268.61	1,215	26.97	14.51	12.46
神 津 村 園 田 村 小 濱 村 長 尾 西 村 川 西 村	4.72	4,151	2,688	544.27	879	27.53	14.51	13.02
	9.42	16,550	11,328	460.98	1,757	22.78	14.12	8.66
	10.75	11,439	9,887	156.97	1,064	26.80	14.46	12.34
	12.72	6,185	5,817	63.26	486	33.87	15.30	18.57
	7.31	16,243	13,294	221.83	2,222	27.53	14.52	13.01
<b>非 規 制 地 域 總 數</b>	<b>8,001.51</b>	<b>1,582,596</b>	<b>1,519,536</b>	<b>41.50</b>	<b>498</b>	<b>31.24</b>	<b>18.30</b>	<b>12.94</b>
姫 路 市	51.57	104,259	101,786	24.30	2,022	24.97	15.94	9.04
明 石 市	16.06	59,786	50,935	173.77	3,723	26.07	17.14	8.93
洲 本 市	58.21	29,461	31,565	66.66	506	26.39	17.20	9.20
飾 磨 市	18.34	35,061	26,255	335.40	1,912	28.91	18.55	10.36
武 庫 郡	98.69	8,162	6,970	171.02	83	25.68	17.36	8.32
山 田 村	98.69	8,162	6,970	171.02	83	25.68	17.36	8.32
川 邊 郡	200.46	16,693	15,921	48.49	83	32.72	17.40	15.32
多 田 村 東 谷 村 中 谷 村 六 谷 村 西 谷 村	20.67	3,341	2,812	188.12	162	29.87	11.38	18.49
	25.77	2,827	2,783	15.81	110	33.78	21.56	12.22
	37.77	3,240	3,268	8.57	86	35.19	15.30	19.89
	52.32	3,160	3,238	24.09	60	38.91	16.99	21.92
	63.93	4,125	3,820	79.84	65	26.70	20.94	5.76
有 馬 郡	371.22	44,990	43,445	35.56	121	29.37	17.47	11.90
三 田 町 有 馬 輪 場 村 道 輪 場 村 鹽 瀨 村	4.60	5,391	4,862	108.80	1,172	23.45	15.01	8.44
	8.31	2,214	2,078	65.45	266	16.84	15.88	0.96
	28.26	5,160	4,391	175.13	183	26.65	17.76	8.89
	21.45	2,924	2,768	56.36	136	32.15	20.95	11.20
	24.66	3,213	3,126	27.83	130	31.35	18.87	12.48
山 口 村 有 八 野 村 大 澤 村 長 尾 村	23.81	3,014	3,017	0.99	127	29.83	14.92	14.91
	30.20	3,245	3,125	38.40	107	32.32	14.40	17.92
	24.12	2,659	2,715	20.63	110	27.62	16.94	10.68
	13.71	1,779	1,757	12.52	130	35.86	18.78	17.08
	13.31	1,660	1,647	7.89	125	24.89	22.45	2.43
貴 志 村 藍 本 村 中 庄 村 小 野 村	23.24	2,523	2,647	46.85	109	37.02	16.24	20.78
	30.51	2,364	2,351	5.53	77	27.22	17.44	9.78
	24.69	2,141	2,167	12.00	87	32.76	20.77	11.99
	23.46	1,832	1,863	16.64	78	32.74	17.18	15.56
	43.02	1,946	1,961	7.65	45	29.07	15.30	13.77
高 平 村	33.87	2,925	2,970	15.15	86	34.33	20.54	13.79
明 石 郡	165.32	46,775	44,473	51.76	283	34.31	16.48	17.83
伊 川 谷 村 玉 津 谷 村 櫛 谷 村 押 野 村	30.95	4,362	4,281	18.93	141	28.50	14.72	13.78
	8.67	6,879	6,308	90.52	793	36.62	16.80	19.82
	21.52	2,451	2,496	18.03	114	32.85	17.23	15.62
	29.54	3,443	3,385	17.13	117	33.98	24.82	9.16
	16.18	3,173	3,186	4.08	196	32.96	13.81	19.15

人口問題研究 第三卷 第十二號

第 13 表 工業規制地域市町村別人口統計表 (續)

地 域	面積 (方 料)	現 在 人 口			人口密度 (1方料 =付)	人 口 動 態 (昭10)		
		昭 15	昭 10	昭10-15 增加率		出生率	死亡率	自 然 增加率
神 出 村 岩 岡 村 魚 住 町 大 久 保	19.90	5,129	5,220	17.43	258	36.02	16.86	19.16
	11.49	4,339	4,135	49.33	378	35.07	14.51	20.56
	10.69	6,929	6,316	97.06	648	38.95	19.63	19.32
	16.38	10,070	9,146	101.02	615	31.93	13.23	18.70
美 囊 郡	213.92	42,634	41,989	15.36	199	30.72	17.00	13.72
三 木 町 別 所 美 久 留 染 志 淡 河	6.76	11,199	10,126	105.96	1,657	29.03	14.32	14.71
	16.90	4,821	4,662	34.11	285	23.74	13.08	15.66
	13.80	3,984	3,955	7.33	289	39.19	20.99	18.20
	33.28	4,342	4,272	16.39	130	33.24	19.43	13.81
17.47	2,515	2,697	67.48	144	34.11	14.83	19.28	
上 淡 河 村 巽 吉 川 中 吉 川 北 吉 川	20.53	1,959	1,988	14.59	95	27.67	17.61	10.06
	19.42	3,142	3,241	30.55	162	35.79	18.51	17.28
	17.83	2,630	2,729	36.28	148	24.18	17.59	6.59
	18.74	2,184	2,271	38.31	117	26.42	19.37	7.05
18.65	2,721	2,851	45.60	146	23.50	17.54	5.96	
細 川 村	30.54	3,137	3,197	18.77	103	34.09	20.33	13.76
加 東 郡	251.11	55,686	54,613	19.65	222	32.01	17.67	14.34
社 茂 町 加 野 合 住 瀧 河 來 住	12.91	6,274	6,135	22.66	486	27.87	16.95	10.92
	4.41	1,953	1,923	15.60	443	29.12	19.24	9.88
	15.18	4,410	4,350	13.79	291	34.48	17.93	16.55
	16.03	4,804	4,724	16.93	300	33.45	16.72	16.73
11.41	2,999	2,877	42.40	263	34.76	16.34	18.42	
市 場 村 小 野 部 村 大 東 條 福 下 條	15.08	3,640	3,516	35.27	241	28.44	13.94	14.50
	21.39	8,057	6,982	153.97	377	32.23	17.47	14.76
	6.68	3,020	2,920	34.25	452	36.99	21.92	15.07
	11.23	4,262	4,421	35.96	380	31.44	17.19	14.25
20.44	4,172	4,312	32.47	204	38.27	20.18	18.09	
中 東 條 村 上 東 條 村 米 東 田 村 上 福 川 村	22.18	3,364	3,405	12.04	152	32.01	20.85	11.16
	27.85	3,351	3,431	23.32	120	27.98	18.07	9.91
	16.70	2,148	2,137	5.15	129	30.42	17.78	12.64
	28.38	2,394	2,580	72.09	84	27.52	14.34	13.18
21.24	838	900	68.89	39	38.89	15.56	23.33	
加 西 郡	184.80	41,551	42,101	13.06	225	31.79	17.81	13.97
北 條 町 富 田 茂 里 賀 下 里 會	7.68	6,483	6,540	8.72	844	25.99	20.80	5.19
	11.69	2,709	2,799	32.15	232	31.08	18.22	12.86
	16.38	3,796	3,888	23.66	232	34.47	17.75	16.72
	19.36	4,732	4,805	15.19	244	39.13	15.61	23.52
25.82	5,239	5,193	8.86	203	30.81	17.52	13.29	
富 合 野 村 多 加 田 村 芳 田 村 大 在 田 村	12.54	3,605	3,706	27.25	287	29.95	15.38	14.57
	21.58	4,787	4,824	7.67	222	33.17	19.07	14.10
	17.92	1,824	1,877	28.24	102	28.77	18.65	10.12
	15.99	1,085	1,079	5.56	68	28.73	10.19	18.54
18.20	2,938	3,007	20.99	161	31.99	19.33	12.66	
17.64	4,353	4,389	8.20	247	33.49	17.09	16.40	
加 古 郡	106.75	99,455	90,237	102.15	932	28.60	15.45	13.15
加 古 川 町 神 野 村 八 幡 新 加 古 里 村	10.88	21,702	20,265	70.91	1,995	25.18	13.86	11.32
	7.22	3,545	3,222	100.25	491	35.07	17.07	18.00
	9.52	3,513	3,404	32.02	369	29.67	15.57	14.10
	6.46	3,051	2,907	49.54	472	37.15	18.92	18.23
13.94	5,014	4,925	18.07	396	32.49	16.45	16.04	

工業規制地域人口現象概要(一)



第 13 表 工業規制地域市町村別人口統計表 (續)

地 域	面積 (方 料)	現 在 人 口			昭10—15 增加率 (%)	人口密度 (1方料 =付)	人 口 動 態 (昭10)		
		昭 15	昭 10	昭 10			出生率 (%)	死亡率 (%)	自然 增加率 (%)
天野平二阿	滿口	14.59	7,087	6,887	29.04	486	34.85	15.25	19.60
	岡見	7.90	4,613	4,351	60.22	584	32.64	18.85	13.79
	閑	8.59	4,867	4,529	74.63	567	30.47	13.47	17.00
	村	4.09	8,050	6,000	341.67	1,968	31.67	14.50	17.17
別尾高荒	府上	5.65	5,758	5,470	52.65	1,019	33.46	18.65	14.81
	砂井	4.09	5,111	4,927	37.35	1,250	28.01	13.60	14.41
	町	6.31	4,561	3,863	180.69	723	28.73	12.68	16.05
	村	3.42	15,466	14,359	77.09	4,522	18.73	16.71	2.02
印 南 郡	村	4.09	7,117	5,128	387.87	1,740	30.23	14.63	15.60
	郡	119.50	60,913	58,927	33.70	510	29.22	16.00	13.22
	根保田	3.10	4,073	3,815	67.63	1,314	31.72	18.09	13.63
	吉	6.40	5,874	5,148	141.03	918	31.47	18.45	13.02
會伊米東平	神	5.17	6,904	6,308	94.48	1,335	25.21	15.22	9.99
	莊	6.68	5,379	5,362	3.17	805	24.62	12.31	12.31
	村	15.45	4,335	4,370	8.01	281	32.72	16.02	16.70
	村	11.04	3,068	3,040	9.21	278	31.25	14.14	17.11
上東西志西	志	20.70	3,498	3,653	42.43	169	27.65	19.71	7.94
	志	13.47	3,002	3,110	34.73	223	25.40	15.76	9.64
	神	5.07	4,077	4,013	15.95	804	32.64	15.20	17.44
	村	4.33	3,405	3,407	0.59	786	27.30	15.26	12.04
阿別的北大	彌	8.78	3,418	3,380	11.24	389	31.07	16.57	14.50
	所	8.56	3,274	3,280	1.83	382	29.88	18.29	11.59
	形	4.78	3,429	3,244	57.03	717	28.05	17.26	10.79
	嶺	2.58	1,765	1,725	23.19	684	29.57	18.08	11.49
飾 磨 郡	村	3.39	5,412	5,072	67.03	1,596	31.74	13.21	18.53
	郡	252.68	66,021	57,181	154.60	261	35.10	17.52	17.58
	家白八系四	19.42	7,427	7,275	20.89	282	31.75	17.18	14.57
	島濱木引郷	4.52	5,250	4,823	88.53	1,161	30.48	23.84	6.64
御花谷谷會	村	2.17	2,462	2,431	12.75	2,135	29.21	17.28	11.93
	村	4.18	3,160	3,094	21.33	656	31.35	15.19	16.16
	村	6.69	5,752	5,453	54.83	860	36.49	17.97	18.52
	野	3.87	2,605	2,482	49.55	673	29.41	12.89	16.52
置鹿膏余廣	國	4.36	5,441	5,032	81.28	1,248	41.34	19.87	21.47
	田	9.67	2,583	2,568	5.84	267	30.37	15.97	14.40
	外	14.76	2,146	2,123	10.83	145	41.45	14.60	26.85
	左	11.81	2,159	2,110	23.22	83	35.07	16.11	18.96
多 可 郡	村	26.91	2,385	2,454	28.12	8,863	45.64	17.52	28.12
	村	76.45	5,449	5,556	19.26	71	37.44	17.28	20.16
	村	41.23	3,725	3,759	9.04	90	39.11	17.29	21.82
	町	14.47	3,586	3,371	63.78	248	33.82	15.43	18.39
多 神 揖 赤 佐 宍 城	町	12.17	11,891	4,650	1,557.20	977	34.41	17.42	16.99
	郡	283.49	49,693	46,593	66.53	175	28.61	16.53	12.08
	郡	421.20	55,594	54,906	12.53	132	35.15	18.87	16.28
	郡	291.50	96,275	89,171	79.67	330	33.87	19.49	14.38
多 神 揖 赤 佐 宍 城	郡	359.86	78,560	68,060	154.28	218	32.94	19.03	13.91
	郡	278.81	27,383	28,564	40.35	98	34.97	20.20	14.77
	郡	746.69	55,329	54,894	7.92	74	36.51	20.51	15.99
	郡	558.33	80,814	80,814	0	145	30.09	16.35	13.74

第 13 表 工業規制地域市町村別人口統計表 (續)

地 域	面 積 (方 料)	現 在 人 口			人口密度 (1方料 =付)	人 口 動 態 (昭10)		
		昭 15	昭 10	昭10-15 増 加 率		出生率	死亡率	自 然 増 加 率
出 石 郡	273.76	24,525	24,615	3.66%	90	29.66%	17.10%	12.55%
養 父 郡	456.42	50,465	48,771	34.73	111	31.45	19.85	11.60
朝 來 郡	319.61	34,799	34,332	13.60	109	29.42	18.85	10.57
美 方 郡	499.50	44,988	44,701	6.42	90	33.27	20.00	13.27
氷 上 郡	493.73	70,276	70,494	3.09	142	30.46	21.04	9.42
多 紀 郡	375.26	46,814	48,748	39.67	125	28.62	19.98	8.64
津 名 郡	287.63	92,934	95,241	24.22	323	35.12	21.86	13.26
三 原 郡	247.09	62,700	63,234	8.44	254	35.06	20.46	14.60
<b>9 山 口 縣</b>	<b>6,082.11</b>	<b>1,294,242</b>	<b>1,190,542</b>	<b>87.10</b>	<b>213</b>	<b>28.76</b>	<b>18.20</b>	<b>10.56</b>
規 制 地 域 總 數	42.44	167,795	144,225	163.43	3,954	24.04	15.14	8.90
下 關 市	42.44	167,795	144,225	163.43	3,954	24.04	15.14	8.90
非 規 制 地 域 總 數	6,039.67	1,126,447	1,046,317	76.58	187	29.41	18.62	10.79
下 關 市	111.70	28,227	27,065	42.93	253	32.33	19.10	13.23
宇 部 市	59.47	112,122	83,622	340.82	1,885	28.00	16.61	11.38
山 口 市	86.67	38,326	38,573	6.40	442	22.68	17.99	4.69
萩 市	79.34	32,270	32,587	9.73	407	27.74	18.50	9.24
德 山 市	23.78	38,419	32,062	198.27	1,616	25.17	17.56	7.61
防 府 市	72.59	58,890	55,389	63.21	811	26.92	17.03	9.89
下 松 市	62.87	33,212	28,283	174.27	528	27.86	15.52	12.34
岩 國 市	59.48	51,045	43,509	173.21	858	29.51	16.66	12.85
小 野 田 市	39.68	46,484	29,637	568.44	1,171	26.96	18.59	8.37
玖 珂 郡	919.08	103,158	106,308	29.63	112	29.60	20.28	9.32
小 和 藤 御 北 河 内 村	13.89	2,218	2,335	50.11	160	26.12	21.84	4.28
瀨 木 河 庄 内 村	10.23	2,346	2,255	40.35	229	35.03	19.51	15.52
河 内 村	15.29	1,816	1,863	25.23	119	22.54	31.13	8.59
河 内 村	7.12	1,374	1,555	116.40	193	24.44	19.29	5.15
河 内 村	53.17	2,706	2,888	63.02	51	39.47	21.81	17.66
南 師 通 由 日 津 宇 積 村	25.82	2,334	2,507	69.01	90	27.92	21.94	5.98
河 木 内 野 村	31.80	1,742	1,827	46.52	55	32.84	17.52	15.32
津 宇 積 村	15.93	2,720	2,772	18.76	171	25.61	20.56	5.05
津 宇 積 村	23.01	4,882	4,995	22.62	212	28.23	18.42	9.81
津 宇 積 村	24.49	3,200	3,342	42.48	131	29.62	25.43	4.19
神 鳴 柳 新 余 代 門 井 庄 田 村	13.59	3,470	3,462	2.31	255	21.95	21.95	0
伊 祖 陸 生 村	4.90	2,710	2,807	34.56	553	30.28	17.46	12.82
伊 祖 陸 生 村	23.32	16,017	16,373	21.74	687	24.14	17.04	7.10
伊 祖 陸 生 村	5.71	1,848	1,929	41.99	324	26.67	16.07	10.60
伊 祖 陸 生 村	8.58	1,715	1,758	24.46	200	23.32	18.77	4.55
伊 祖 陸 生 村	25.13	3,428	3,525	27.52	136	28.09	16.45	11.64
伊 祖 陸 生 村	32.68	3,088	3,169	25.56	94	32.19	20.83	11.36

工業規制地域人口現象概要(一)

第 13 表 工業規制地域市町村別人口統計表 (續)

地 域	面 積 (方 呎)	現 在 人 口			人口密度 (1方呎) (=付)	人 口 動 態 (昭10)				
		昭 1 5	昭 1 0	昭10—15 增加率		出生率	死亡率	自 然 增加率		
玖高米川桑	珂森川越根	町町村村	23.58	5,385	5,269	22.02	228	32.26	18.60	13.66
			45.72	6,991	6,940	7.35	153	32.56	19.74	12.82
			23.44	2,946	2,958	4.06	156	33.81	18.26	15.55
			37.36	2,541	2,719	65.47	68	34.20	14.34	19.86
			49.54	3,480	3,728	65.52	70	33.52	14.22	19.30
河廣深高秋	山瀬須根中	村町村村	36.08	2,319	2,208	50.27	64	34.42	25.82	8.60
			103.21	5,506	5,751	42.60	53	32.17	27.47	4.70
			28.13	2,076	2,135	27.63	74	37.94	26.70	11.24
			78.15	2,275	2,456	73.70	29	22.39	18.32	4.07
			37.76	1,925	2,033	53.12	51	34.92	21.15	13.77
本賀坂	郷見畑上	村町村村	31.73	3,148	3,349	60.02	99	31.65	21.50	10.15
			31.99	2,932	3,051	39.00	92	31.79	28.52	3.27
			57.73	4,020	4,349	75.65	70	31.73	22.30	9.43
熊 毛 郡	307.08	80,495	75,824	174.97	262	28.96	18.85	10.12		
伊阿室上佐	保月津關賀	村町村村	11.23	3,199	3,020	59.27	285	31.13	18.54	12.59
			11.24	2,039	2,058	9.23	181	29.64	19.44	10.20
			7.67	2,749	2,673	28.43	358	28.06	15.71	12.35
			28.67	7,793	7,865	9.15	272	29.75	18.56	11.19
			14.81	4,217	4,339	28.12	285	34.34	16.59	17.75
大平會麻	野生根里郷	村町村村	7.31	1,895	2,018	60.95	259	28.74	15.86	12.88
			8.67	4,220	4,413	43.73	487	24.70	20.85	3.85
			3.89	1,854	1,909	28.81	477	25.67	17.81	7.86
			5.94	1,107	1,114	6.28	186	28.73	19.75	8.98
			8.72	3,248	3,417	49.46	372	21.36	19.90	1.46
田鹽城三岩	布施田南輪田	町町村村	26.44	6,730	6,632	29.86	255	24.58	17.04	7.54
			11.41	1,778	1,795	9.47	156	28.97	22.84	6.13
			10.06	1,908	1,920	6.25	190	39.58	16.67	22.91
			4.63	1,524	1,448	52.49	329	24.86	14.50	10.36
			4.54	1,463	1,387	54.79	322	35.33	23.07	12.26
室光周東三	積防荷丘	町町村村	14.47	8,032	7,041	424.80	555	26.56	20.02	6.54
			34.04	13,754	9,977	378.58	404	32.47	22.15	10.32
			12.99	2,459	2,391	43.50	192	26.77	20.91	5.86
			10.13	1,433	1,418	10.58	141	28.91	14.81	14.10
			19.14	2,376	2,277	43.48	124	28.55	17.57	10.98
高勝八	水間代	村町村村	16.67	2,314	2,230	37.67	139	31.84	17.04	14.80
			15.55	2,715	2,711	1.48	175	27.67	12.54	15.13
			18.86	1,688	1,771	46.87	89	33.31	23.15	10.16
都 濃 郡	510.25	67,864	62,891	79.07	133	31.61	19.53	12.08		
米久櫛須中	川米濱々須	村町村村	24.45	2,035	2,058	11.18	83	30.13	18.46	11.67
			15.38	3,884	3,468	119.95	253	36.33	20.18	16.15
			17.14	9,162	8,642	60.17	535	28.81	15.62	13.19
			29.32	2,766	3,001	78.31	94	36.32	20.99	15.33
			37.56	2,701	2,882	62.80	72	32.27	18.39	13.88
須鹿向長加	金野道穗見	村町村村	74.87	4,190	4,514	71.78	56	40.98	27.47	13.51
			128.66	5,729	5,791	10.71	4,453	32.81	22.79	10.02
			34.55	2,159	2,240	36.16	62	31.25	21.88	9.37
			15.63	1,596	1,328	201.81	102	30.87	22.59	8.28
			28.75	2,579	2,355	95.12	90	33.12	17.41	15.71
富福夜大戸	田川市津島	町町村村	31.87	15,107	11,435	321.12	474	29.47	17.40	12.07
			6.16	6,486	6,017	77.95	1,053	31.08	19.28	11.80
			11.58	2,041	2,033	3.94	176	29.02	21.15	7.87
			8.79	2,615	2,295	139.43	287	31.81	15.69	16.12
			20.75	2,762	2,778	5.76	133	25.92	19.44	6.48

第 13 表 工業規制地域市町村別人口統計表 (續)

地 域	面 積 (方 料)	現 在 人 口			人口密度 (1方料) (=付)	人 口 動 態 (昭10)		
		昭 15	昭 10	昭10-15 增加率		出生率	死亡率	自 然 增加率
湯 野 村	24.79	2,052	2,054	0.97%	83	27.75%	21.91%	5.84%
佐 波 郡	440.21	32,802	33,534	21.83%	64	31.16	22.87	8.29
富右小出島	12.33	3,335	3,150	58.73%	270	35.24	23.81	11.43
海田野雲地	31.76	6,185	6,146	6.35%	195	31.08	18.87	12.21
田 坂野	43.90	3,705	3,709	1.08%	84	33.43	19.41	14.02
和串八柚	58.39	4,648	4,955	61.96%	80	34.11	29.06	5.05
村 村 村	25.60	3,433	3,662	62.53%	134	29.22	18.30	10.92
吉 敷 郡	41.09	3,159	3,220	18.94%	77	30.43	24.53	5.90
仁小大平	47.12	1,874	1,987	56.87%	40	25.16	27.18	2.02
保鱒内歳川	88.02	4,120	4,247	29.90%	47	30.85	24.49	6.36
道穂	92.00	2,343	2,458	46.79%	25	26.04	22.78	3.26
村 村 村	404.25	79,197	77,009	28.41%	196	30.87	17.67	13.19
大秋鑄秋名	65.66	4,170	4,364	44.45%	64	24.75	19.48	5.27
錢穂田	50.98	3,066	3,191	39.17%	60	31.65	16.92	14.73
司島	24.93	4,510	4,534	5.29%	181	26.03	16.98	9.06
須 山	11.00	2,525	2,610	32.57%	230	23.75	14.94	8.81
郡 川	19.81	2,705	2,916	72.36%	137	24.35	17.15	7.20
陶小嘉阿佐	23.77	4,274	4,222	12.32%	180	27.24	17.76	9.48
知 山	23.68	9,102	8,966	15.17%	384	37.92	17.06	20.86
東西 岐波	20.44	2,281	2,323	18.08%	112	26.69	18.94	7.75
厚 狹 郡	16.86	3,714	3,679	9.51%	220	36.97	17.67	19.30
東 瀨	7.37	2,133	2,142	4.20%	289	32.68	22.88	9.80
厚二小吉方	11.81	2,489	2,567	30.39%	211	31.94	18.31	13.63
船厚生王吉	32.31	10,856	9,762	112.07%	336	26.63	18.13	8.50
木狹田喜田	28.92	5,685	5,811	21.68%	197	32.35	16.35	16.00
東 瀨	24.31	6,570	6,410	24.96%	270	35.26	19.97	15.29
東 瀨	12.25	2,330	2,349	8.09%	190	28.10	18.73	9.37
厚 狹 郡	13.74	4,787	4,542	53.94%	348	38.97	16.51	22.46
東 瀨	16.41	8,000	6,621	208.28%	488	29.45	15.71	13.74
厚 狹 郡	315.29	44,817	40,438	108.29%	142	30.22	18.70	11.52
東 瀨	24.19	2,548	2,415	55.07%	105	32.71	14.08	18.63
東 瀨	30.15	1,623	1,600	14.38%	54	33.75	23.13	10.62
東 瀨	57.28	4,046	4,158	26.94%	71	31.02	18.28	12.74
東 瀨	30.42	2,813	2,786	9.69%	92	31.95	16.87	15.08
東 瀨	35.01	2,882	2,928	15.71%	82	29.37	18.10	11.27
船厚生王吉	16.30	6,330	4,499	406.98%	388	30.00	14.89	15.11
東 瀨	66.92	14,331	12,653	132.62%	214	28.69	20.07	8.62
東 瀨	23.43	5,199	4,483	159.71%	222	30.11	18.51	11.60
東 瀨	11.91	2,372	2,234	61.77%	199	24.62	23.28	1.34
東 瀨	19.68	2,673	2,682	3.36%	136	36.17	19.76	16.41
豐 浦 郡	559.65	63,389	62,565	13.17%	113	31.26	19.69	11.57
東 瀨	38.51	3,871	3,643	62.59%	101	31.02	21.41	9.61
東 瀨	18.79	2,799	2,421	156.13%	149	35.11	21.48	13.63
東 瀨	22.35	1,747	1,769	12.44%	78	29.40	22.05	7.35
東 瀨	34.12	2,963	2,954	3.05%	87	29.79	22.34	7.45
東 瀨	16.33	3,221	3,515	83.64%	197	32.43	15.36	17.07
東 瀨	19.85	3,451	3,572	33.87%	174	28.84	17.92	10.92
東 瀨	28.20	4,087	4,124	8.97%	145	28.13	18.67	9.46
東 瀨	5.75	3,361	3,429	19.83%	585	29.16	19.54	9.62
東 瀨	37.73	4,117	4,162	10.81%	109	36.76	18.98	17.78
東 瀨	20.82	4,770	5,081	61.21%	229	34.25	17.12	17.13

工業規制地域人口現象概要(一)

第 13 表 工業規制地域市町村別人口統計表 (續)

地 域	面 積 (方 料)	現 在 人 口			人口密度 (1方料 =付)	人 口 動 態 (昭10)		
		昭 1 5	昭 1 0	昭10-15 增 加 率		出生率	死亡率	自 然 增 加 率
角 島 村	4.10	1,631	1,612	11.79	398	32.26	13.03	19.23
神 田 村	12.72	3,426	3,771	91.49	269	26.25	19.09	7.16
阿 川 村	15.50	2,696	2,790	33.69	174	30.47	16.85	13.62
粟 野 部 村	40.63	2,605	2,620	5.73	64	32.82	24.43	8.39
瀧 部 村	14.21	2,183	2,217	15.34	154	34.73	18.94	15.79
田 耕 村	38.04	2,340	2,369	12.24	62	30.81	23.22	7.59
殿 市 中 村	52.36	2,043	2,172	59.39	39	29.47	22.10	7.37
西 市 下 村	38.67	2,978	2,934	15.00	77	25.90	24.20	1.70
豐 田 前 村	49.23	4,315	3,975	85.53	88	36.73	19.12	17.61
豐 田 前 村	24.66	1,878	1,912	17.78	76	27.72	20.91	6.81
美 禰 郡	27.08	2,907	1,523	908.74	107	30.86	21.67	9.19
大 田 町	443.16	44,716	41,259	83.79	101	28.43	18.49	9.94
綾 岩 伊 保 村	37.91	3,217	3,183	10.68	85	25.76	18.22	7.54
長 田 村	24.66	1,750	1,821	38.99	71	27.46	18.67	8.79
永 佐 村	29.37	2,333	2,358	10.60	79	30.53	21.63	8.90
厚 保 村	20.10	1,781	1,840	32.07	89	23.91	20.65	3.26
厚 保 村	40.80	4,290	4,371	18.53	105	30.43	17.62	12.81
東 厚 保 村	30.86	2,196	2,172	11.05	71	34.53	23.48	11.05
西 厚 保 村	27.66	2,100	2,096	1.91	76	28.15	17.65	10.50
大 於 秋 嶺 福 吉 村	62.48	13,723	10,252	338.57	220	26.92	16.78	10.14
別 共 赤 府 和 鄉 村	35.26	3,580	3,103	153.72	102	27.72	19.34	8.38
別 共 赤 府 和 鄉 村	95.30	2,098	2,167	31.84	78	28.60	18.00	10.60
別 共 赤 府 和 鄉 村	38.73	3,591	3,667	20.73	59	28.36	18.00	10.36
別 共 赤 府 和 鄉 村	38.73	2,275	2,336	26.11	59	32.96	18.41	14.55
大 島 郡	158.04	52,355	55,553	57.57	331	28.51	18.27	10.24
大 津 郡	359.60	50,776	50,753	0.45	141	32.92	19.68	13.24
阿 武 郡	1,027.48	67,883	69,456	22.65	66	32.41	19.48	12.93
<b>10 福 岡 縣</b>	<b>4,939.70</b>	<b>3,094,132</b>	<b>2,755,804</b>	<b>3,383.28</b>	<b>626</b>	<b>30.27</b>	<b>16.91</b>	<b>13.36</b>
<b>規 制 地 域 總 數</b>	<b>396.88</b>	<b>809,868</b>	<b>651,344</b>	<b>243.38</b>	<b>2,041</b>	<b>27.70</b>	<b>16.34</b>	<b>11.35</b>
5 市 總 數	366.14	772,102	628,578	228.33	2,109	27.79	16.37	11.42
2 町 總 數	30.74	37,766	22,766	658.88	1,229	25.26	15.76	9.49
若 松 市	56.06	88,901	73,345	212.09	1,586	24.50	16.62	7.88
八 幡 市	54.79	261,309	212,473	229.85	4,769	31.64	16.97	14.67
戶 畑 市	9.66	84,260	67,800	242.77	8,723	26.61	14.75	11.86
小 倉 市	179.86	190,939	145,302	314.08	1,062	26.96	16.90	10.05
門 司 市	65.77	146,693	129,658	131.38	2,230	24.89	15.48	9.41
遠 賀 郡	30.74	37,766	22,766	658.88	1,229	25.26	15.76	9.49
水 折 卷 尾 町	11.14	24,740	12,214	1,025.54	2,221	22.43	16.95	5.48
水 折 卷 尾 町	19.60	13,026	10,552	234.46	665	28.53	14.40	14.13
<b>非 規 制 地 域 總 數</b>	<b>4,542.82</b>	<b>2,284,264</b>	<b>2,104,460</b>	<b>85.44</b>	<b>503</b>	<b>31.07</b>	<b>17.09</b>	<b>13.98</b>
福 岡 市	121.83	330,377	312,998	55.52	2,712	26.36	16.33	10.03

第 13 表 工業規制地域市町村別人口統計表 (續)

地 域	面 積 (方 料)	現 在 人 口			昭10-15 增 加 率	人口密度 (1方料 =付)	人 口 動 態 (昭10)		
		昭 1 5	昭 1 0	%			出生率	死亡率	自 然 增 加 率
久 留 米 市	24.49	89,490	91,920	- 26.44	3,654	25.79	15.76	10.03	
大 牟 田 市	82.89	177,034	147,028	204.08	2,136	28.74	16.96	11.78	
直 方 市	56.50	47,026	43,943	70.16	832	31.27	16.91	14.36	
飯 塚 市	16.16	46,685	39,629	178.05	2,889	27.13	16.70	10.42	
糟 屋 郡	256.56	111,007	101,331	95.49	433	30.07	16.78	13.29	
大古勢志和	7.43	4,202	4,223	- 4.97	566	36.23	13.97	22.26	
川賀門免白	14.25	6,186	4,075	518.04	434	29.20	18.16	11.04	
立篠志須小	10.57	7,289	6,728	83.38	690	31.66	17.54	14.12	
花栗島	9.01	16,172	19,496	- 170.50	1,795	34.83	20.52	14.31	
賀 島	13.05	4,503	3,718	211.14	345	29.32	13.99	15.33	
原柳宮良	10.23	1,687	1,659	18.08	165	37.37	9.65	27.72	
仲青新多香	25.79	5,133	4,064	26.30	199	29.77	18.70	11.07	
宇久山	12.18	9,858	6,534	508.72	809	23.88	14.54	9.34	
宗 像 郡	16.38	12,248	10,583	157.33	748	31.47	16.16	15.31	
武間東郷郷	17.89	2,180	2,082	47.07	122	30.74	17.77	12.97	
興 郷 村	6.71	3,477	3,472	1.44	518	33.41	13.82	19.59	
西 間 崎 村	9.92	2,259	2,299	- 17.40	228	24.36	14.79	9.57	
浦 島 村	8.76	4,028	3,931	24.68	460	29.76	14.75	15.01	
湊 島 村	14.42	5,340	5,369	- 5.40	370	30.92	15.83	15.09	
田池岬神大	12.42	3,580	3,460	34.68	288	25.43	15.90	9.53	
遠 賀 郡	30.15	18,461	15,405	198.88	612	22.72	17.01	5.71	
阿遠中香蘆	15.30	2,597	2,497	40.05	170	36.44	15.22	21.22	
宮小植木劍	22.10	1,807	1,736	40.90	82	31.11	12.67	18.44	
鞍 手 郡	174.47	44,054	43,603	10.34	2,525	31.74	18.00	13.74	
吉赤河南東	11.07	1,923	1,756	95.10	174	27.90	13.10	14.80	
神上福津勝	16.18	4,554	4,358	44.97	281	29.37	16.75	12.62	
興 郷 村	15.07	2,188	2,068	58.03	145	34.33	20.79	13.54	
浦 島 村	21.28	3,665	3,403	76.99	172	34.38	19.10	15.28	
西 間 崎 村	11.23	3,755	3,411	100.85	334	36.06	14.66	21.40	
田池岬神大	11.75	2,182	2,129	24.89	186	34.29	21.14	13.15	
遠 賀 郡	14.19	2,560	2,656	- 36.14	180	28.99	18.45	10.54	
阿遠中香蘆	5.89	4,312	3,900	105.64	732	30.26	21.03	9.23	
宮小植木劍	16.01	6,260	6,238	3.53	391	33.18	21.32	11.86	
浦 島 村	7.76	2,253	2,137	54.28	290	36.50	15.91	20.59	
遠 賀 郡	11.63	2,193	2,150	20.00	188	34.88	20.00	14.88	
阿遠中香蘆	12.11	2,399	3,320	- 277.41	198	24.10	12.05	12.05	
宮小植木劍	6.40	2,528	2,620	- 35.11	395	30.53	22.90	7.63	
浦 島 村	5.17	1,671	1,816	- 79.85	323	26.43	9.91	16.52	
遠 賀 郡	8.73	1,611	1,641	- 18.28	184	36.56	16.45	20.11	
遠 賀 郡	121.56	79,005	65,685	202.79	650	29.41	18.31	11.10	
阿遠中香蘆	48.97	11,635	8,149	427.78	238	31.66	19.14	12.52	
宮小植木劍	22.60	9,553	5,986	595.89	423	28.57	14.53	14.04	
浦 島 村	15.72	31,578	27,654	141.90	2,009	26.69	19.56	7.13	
阿遠中香蘆	23.04	19,895	17,863	113.75	863	31.52	17.91	13.61	
宮小植木劍	11.23	6,344	6,033	51.55	565	50.06	16.41	33.65	
鞍 手 郡	203.49	110,838	93,977	179.42	545	30.38	17.48	12.90	
宮小植木劍	31.32	36,989	29,778	242.16	1,181	31.33	17.70	13.63	
浦 島 村	14.59	14,321	13,140	89.88	981	31.20	17.66	13.54	
宮小植木劍	5.04	4,183	3,675	138.23	830	32.38	19.32	13.06	
浦 島 村	8.73	9,252	7,782	188.90	1,060	24.93	20.17	4.76	
宮小植木劍	8.34	11,256	8,497	324.70	1,350	37.54	15.89	21.65	

工業規制地域人口現象概要(一)

第 13 表 工業規制地域市町村別人口統計表 (續)

地 域	面 積 (方 料)	現 在 人 口			人口密度 (1 方料 = 付)	人 口 動 態 (昭10)			
		昭 1 5	昭 1 0	昭10-15 增 加 率		出生率	死亡率	自 然 增 加 率	
西 笠 山 古 中	川 村	19.05	14,251	12,610	130.13	748	24.66	17.29	7.37
	松 村	20.65	4,854	3,983	218.68	235	27.37	17.57	9.80
	口 村	15.28	1,745	1,723	12.77	114	30.18	19.73	10.45
	月 村	8.41	4,652	3,118	491.98	553	21.17	16.04	5.13
若 吉	宮 川 村	9.86	1,852	1,974	61.80	188	39.01	16.72	22.29
		11.77	3,748	3,850	26.49	318	33.51	14.29	19.22
嘉 穂 郡	井 手 白 野 田 村	50.45	3,735	3,847	29.11	74	35.35	15.86	19.49
		352.85	236,274	198,284	191.59	670	29.97	16.21	13.76
碓 千 足 宮 山	大 稻 庄 額 二	10.44	8,996	6,715	339.69	862	35.74	16.23	19.51
		37.85	3,779	3,747	8.54	100	32.03	13.61	18.42
		14.30	1,519	1,549	19.37	106	27.11	14.85	12.26
		22.39	2,378	2,307	30.78	106	35.98	18.64	17.34
大 稻 庄 額 二	隈 築 内 田 瀬	21.62	31,986	27,209	175.57	1,479	26.06	19.48	6.58
		11.48	9,109	9,102	0.77	793	25.60	15.49	10.11
		17.37	38,134	25,789	478.70	2,195	34.39	14.46	19.93
		25.51	19,379	16,662	163.07	760	26.17	13.32	12.86
幸 鎮 穂 大 上	袋 西 波 分 穂 波 町	16.52	8,888	5,170	719.15	538	27.66	14.89	12.77
		12.05	20,505	20,499	0.03	1,702	29.81	18.59	11.22
		13.06	13,587	10,047	352.34	1,040	33.84	14.63	19.21
		30.99	7,886	8,198	38.06	254	32.20	16.22	15.98
桂 内 郡	川 野 村	15.41	36,721	31,578	162.87	2,383	27.93	17.58	10.35
		38.65	4,613	3,799	214.27	119	36.06	13.42	22.64
		26.19	7,409	7,506	12.92	283	34.24	15.59	18.65
		19.91	19,677	16,650	181.80	988	29.49	14.59	14.90
企 東 田 郡	救 谷 川 町	19.11	1,708	1,757	27.89	89	38.70	10.81	27.89
		34.58	4,447	4,412	7.93	129	27.43	13.15	14.28
		34.58	4,447	4,412	7.93	129	27.43	13.15	14.28
		363.04	193,954	163,974	182.83	534	32.15	18.31	13.84
香 勾 採 赤 津	春 金 所 野 村	6.97	4,709	5,666	168.90	676	32.47	17.65	14.82
		20.54	5,928	6,390	72.30	289	23.16	15.02	8.14
		18.77	2,539	2,597	22.33	135	29.26	19.64	9.62
		31.09	3,696	3,662	9.28	119	33.04	21.85	11.19
彦 川 添 大 伊	山 崎 田 任 田 村	36.60	2,166	2,216	22.56	59	33.39	17.60	15.79
		56.90	3,426	3,058	120.34	60	42.51	22.24	20.27
		36.08	24,663	16,796	752.13	1,643	29.62	17.69	11.93
		37.14	17,430	14,912	168.86	469	30.78	16.97	13.81
猪 後 糸 金 赤	位 藤 金 寺 田 池 村	14.11	7,149	6,223	148.80	507	32.14	17.68	14.46
		25.07	39,585	30,746	287.48	1,579	31.42	17.79	13.63
		13.46	3,741	2,875	301.22	278	42.78	20.17	22.61
		15.95	30,640	28,511	74.67	1,921	31.11	16.94	14.17
方 京 郡	田 波 川 市 山 村	7.77	15,428	12,257	258.71	1,986	34.35	18.11	16.24
		7.59	7,013	6,447	87.79	924	32.42	17.53	14.89
		16.49	14,025	11,363	234.27	852	32.21	23.67	8.54
		18.51	11,816	10,255	152.22	638	35.98	19.02	16.96
苜 小 白 椿 諫	都 郡	262.03	68,458	64,358	63.71	261	32.74	15.91	16.83
		16.49	8,691	7,031	236.10	527	24.46	12.66	11.80
		11.83	3,223	3,015	68.99	272	33.50	22.22	11.28
		13.09	1,817	1,854	19.96	139	37.22	19.96	17.26
		9.87	1,745	1,770	14.12	177	31.64	17.51	14.13
		12.96	1,636	1,612	14.89	126	42.18	15.51	26.67

第 13 表 工業規制地域市町村別人口統計表 (續)

地 域	面 積 (方 料)	現 在 人 口			人口密度 (1方料 =付)	人 口 動 態 (昭10)		
		昭 15	昭 10	昭10-15 增加率		出生率	死亡率	自 然 增加率
久 保 村 黒 田 村 禰 延 村 今 永 川 村	13.39	1,809	1,923	- 59.28	135	34.32	20.28	14.04
	7.93	1,862	1,916	- 28.18	235	29.23	15.66	13.57
	9.48	2,019	2,007	5.98	213	36.87	10.46	26.41
	5.44	2,236	2,290	- 23.58	411	35.81	13.97	21.84
	6.77	2,384	2,277	46.99	352	31.62	15.81	15.81
行 橋 町 養 今 村 今 仲 村 被 郷 村	6.29	13,381	11,522	16.13	2,127	26.82	15.71	11.11
	0.97	1,388	1,369	13.88	1,431	50.40	16.07	34.33
	8.50	3,534	3,408	36.97	416	40.79	17.61	23.18
	13.06	4,005	3,563	124.05	307	30.03	13.47	16.56
8.27	2,752	2,666	32.26	333	34.51	20.26	14.25	
泉 豐 村 豊 原 村 節 城 村	5.91	2,245	2,238	3.13	380	34.41	13.40	21.01
	5.57	2,042	2,118	- 35.88	367	34.94	21.72	13.22
	49.93	7,146	7,044	14.48	143	38.33	14.62	23.71
	7.97	1,438	1,430	5.59	180	27.27	16.08	11.19
10.86	1,465	1,569	- 66.28	135	27.41	14.02	13.39	
伊 良 原 村	37.45	1,640	1,736	- 55.30	44	41.47	16.13	25.34
築 上 郡	298.61	63,352	63,334	0.28	212	32.30	17.53	14.77
上 下 築 角 城 津 田 村 城 津 田 村 城 津 田 村	41.01	2,864	2,830	12.01	70	32.16	21.20	10.96
	8.56	2,557	2,517	15.89	299	38.94	21.06	17.88
	17.71	3,899	3,856	11.15	220	33.20	12.71	20.49
	4.67	2,083	1,854	123.53	446	35.06	11.87	23.19
14.04	2,421	2,497	- 30.44	172	30.04	12.41	17.63	
椎 西 葛 山 入 角 城 田 屋 町	6.74	4,134	4,000	33.50	613	25.25	22.25	3.00
	17.86	1,997	2,005	- 3.99	112	27.43	19.95	7.48
	22.58	2,377	2,361	6.78	105	27.11	19.91	7.20
	15.92	2,244	2,206	17.23	141	31.28	12.24	19.04
6.97	9,538	9,658	- 12.42	1,368	28.68	16.05	-12.63	
千 三 黒 横 合 毛 土 武 河 村	4.35	2,477	2,508	- 12.36	569	25.92	15.15	10.77
	4.61	3,413	3,326	26.16	740	30.67	19.84	10.83
	4.36	2,588	2,608	- 7.67	593	34.51	18.40	16.11
	9.19	2,300	2,309	- 3.90	250	38.11	18.62	19.49
	22.90	2,306	2,368	- 26.18	101	38.01	20.27	17.74
岩 屋 村 西 吉 村 友 枝 原 村 唐 吉 村 南 富 富 村	28.75	1,552	1,636	- 51.34	54	40.34	16.50	23.84
	9.35	1,854	1,957	- 52.63	198	29.64	11.75	17.89
	35.89	3,210	3,232	- 21.94	89	31.69	22.85	8.84
	12.66	2,323	2,408	35.30	183	37.79	21.18	16.61
	4.35	1,992	2,017	12.39	458	38.18	18.34	19.84
6.14	5,223	5,131	17.93	851	37.42	15.79	21.63	
朝 倉 郡	367.77	85,775	83,670	25.16	233	36.32	18.62	17.70
筑 紫 郡	246.75	63,036	55,985	125.94	255	31.53	16.90	14.63
早 良 郡	101.35	14,113	14,137	- 1.70	139	39.05	21.93	17.12
糸 島 郡	259.45	58,534	57,882	11.26	226	32.45	17.12	15.32
浮 羽 郡	169.23	56,316	57,360	- 18.20	333	32.74	16.65	16.09
三 井 郡	165.22	72,829	72,856	- 0.37	441	34.42	16.79	17.64
三 瀨 郡	137.85	104,810	104,383	- 4.09	760	35.77	17.15	18.62
八 女 郡	561.23	129,076	128,618	3.56	230	35.79	17.43	18.36
山 門 郡	129.50	84,470	82,523	23.59	652	35.93	18.53	17.40
三 池 郡	35.41	13,304	12,570	58.39	376	36.12	17.42	18.70

工業規制地域人口現象概要(一)



備考

- (1) 面積は參謀本部陸地測量部が昭和10年3月末日現在の行政区劃に對し5萬分の1の地形圖に據り測定したるものを基準とす。
- (2) 人口は昭和15年及昭和10年國勢調査に據る人口。
- (3) 人口動態は内閣統計局「昭和10年人口動態統計」並「昭和10年市町村別人口動態統計」に據りて算出す。
- (4) 市町村の面積並人口は昭和17年6月2日現在の境域に據る、但し全國市部郡部のみは昭和15年10月1日の境域に據る、尙工業規制地域に於て昭和10年10月1日以降昭和17年6月2日までに市町村の廢置分合の爲其の面積人口に變動を來したるものを擧ぐれば以下の如し。

東京府

東京市	昭 11. 1. 6	豊島區及板橋區間の境域に變更ありたるも面積及人口の移動明かならざるを以て舊境域によりて算出す
〃	昭 11.10. 1	北多摩郡千歳村及砧村を東京市(世田谷區)に編入
八王子市	昭 16.10. 1	南多摩郡小宮町を廢し其の區域を八王子市に編入
立川市	昭 15.12. 1	北多摩郡立川町を廢し其の區域を以て立川市を置く
西多摩郡福生町	昭 15.11.10	西多摩郡福生村、熊川村を廢し其の區域を以て福生町を置く

神奈川縣

横濱市	昭 11.10. 1	久良岐郡金澤町、六浦莊村及鎌倉郡永野村を廢し其の區域を横濱市に編入
〃	昭 11.11. 1	鶴見區及神奈川區間の境域に變更あり
〃	昭 12. 4. 1	橋樹郡日吉村の一部を横濱市に、一部を川崎市に編入
〃	昭 14. 4. 1	都筑郡川和町、新田村、中川村、山内村、中里村、田奈村、新治村、都岡村、二俣川村、鎌倉郡戸塚町、中川村、川上村、豊田村、本郷村、大正村、中和田村及瀬谷村を廢し其の區域を横濱市に編入
川崎市	昭 12. 4. 1	橋樹郡高津町及日吉村の一部を川崎市に編入
〃	昭 12. 6. 1	橋樹郡橋村を廢し其の區域を川崎市に編入
〃	昭 13.10. 1	橋樹郡宮前村、向丘村、生田村及稻田村を廢し其の區域を川崎市に編入
〃	昭 14. 4. 1	都筑郡柿生村及岡上村を廢し其の區域を川崎市に編入
鎌倉市	昭 14.11. 3	鎌倉郡鎌倉町及腰越町を廢し其の區域を以て鎌倉市を置く
藤澤市	昭 15.10. 1	高座郡藤澤町を廢し其の區域を以て藤澤市を置く
〃	昭 16. 6. 1	鎌倉郡村岡村を廢し其の區域を藤澤市に編入
〃	昭 17. 3.10	高座郡六會村を廢し其の區域を藤澤市に編入
小田原市	昭 15.12.20	足柄下郡小田原町、足柄町、大窪村、早川村の全地域及酒匂村のうち字山玉原、網一色を廢し其の區域を以て小田原市を置く
高座郡相模原町	昭 16. 4.20	高座郡相原村、大野村、大澤村、上溝町、田名村、麻溝村、新磯村、座間町を廢し其の區域を以て相模原町を置く
高座郡	昭 11. 7.25	高座郡寒川村及小出村間の境域に變更ありたるも面積及人口の移動明かならざるを以て舊境域によりて算出す

埼玉縣

川越市	昭 14.12. 1	入間郡田面澤村を廢し其の區域を川越市に編入
川口市	昭 15. 4. 1	北足立郡鳩ヶ谷町、神根村、芝村及新郷村を廢し其の區域を川口市に編入

浦和市	昭 15. 4.17	北足立郡三室村及尾間木村を廢し其の區域を浦和市に編入
〃	昭 17. 4. 1	北足立郡六辻町を廢し其の區域を浦和市に編入
大宮市	昭 15.11. 3	北足立郡大宮町、日進村、三橋村、大砂土村及宮原村を廢し其の區域を以て大宮市を置く
北足立郡 大久保村 馬宮村	昭 10.11. 3	北足立郡大久保村及馬宮村間に境域の變更ありたるも面積及人口の移動明かならざるを以て舊境域によりて算出す
千葉県		
千葉市	昭 12. 2.11	千葉郡檢見川町、蘇我町、都賀村及都村を廢し其の區域を千葉市に編入
船橋市	昭 12. 4. 1	東葛飾郡船橋町、葛飾町、八榮村、法典村及塚田村を廢し其の區域を以て船橋市を置く
東葛飾郡松戸町	昭 13. 4. 1	東葛飾郡松戸町に同郡八柱村を編入
愛知県		
名古屋市	昭 12. 3. 1	西春日井郡庄内町、萩野村(以上西區)及愛知郡下之一色町(以上南區)を廢し其の區域を名古屋市に編入
京都府		
宇治郡宇治村	昭 17. 4. 1	宇治郡笠取村を廢し其の區域を宇治市に編入
久世郡淀町	昭 11. 2.11	乙訓郡淀村を久世郡淀町に編入
大阪府		
堺市	昭 13. 2.11	泉北郡神石村を廢し其の區域を堺市に編入
〃	昭 13. 9. 1	泉北郡五箇莊村、百舌鳥村及南河内郡金岡村を廢し其の區域を堺市に編入
岸和田市	昭 13. 3. 3	泉南郡土生郷村を廢し其の區域を岸和田市に編入
〃	昭 15. 6. 1	泉南郡有眞香村及東葛城村を廢し其の區域を岸和田市に編入
〃	昭 17. 4. 1	泉南郡春木町、山直町及南掃守村を廢し其の區域を岸和田市に編入
豊中市	昭 11.10.15	豊能郡豊中町、麻田村、櫻井谷村及熊野田村を廢し其の區域を以て豊中市を置く
〃	昭 15. 2. 1	豊能郡南豊島村の一部を豊中市に、豊中市の一部を南豊島村に編入
布施市	昭 12. 4. 1	中河内郡布施町、長瀬村、小阪町、楠根町、意岐部村及彌刀村を廢し其の區域を以て布施市を置く
〃	昭 12.10. 1	布施市の一部を中河内郡加美村に編入
池田市	昭 10. 8.10	豊能郡細河村、秦野村、北豊島村を池田町に編入
〃	昭 14. 4.29	豊能郡池田町を廢し其の區域を以て池田市を置く
吹田市	昭 15. 4. 1	三島郡吹田町、千里村、岸部村、豊能郡豊津村を廢し其の區域を以て吹田市を置く
〃	〃	三島郡吹田町、千里村、岸部村を廢し其の區域を吹田市に編入
泉大津市	昭 17. 4.11	泉北郡大津町を廢し其の區域を以て泉大津市を置く
泉南郡春木町	昭 12. 2.21	泉南郡春木町及八木村を廢し其の區域を以て春木町を置く
〃山直町	昭 10. 7. 1	泉南郡山直上村及山直下村を廢し其の區域を以て山直町を置く
〃	昭 14. 4.10	泉南郡西葛城村を貝塚町に編入
泉南郡佐野町	昭 12. 4. 1	泉南郡佐野町及北中通村を廢し其の區域を以て佐野町を置く

中河内郡柏原町	昭 14. 7. 1	南河内郡柏原町及中河内郡堅下村竝堅上村を廢し其の區域を以て中河内郡柏原町を置く
北河内郡枚方町	昭 13.11. 3	北河内郡枚方町、殿山町、山田村、楠葉村、川越村及蹉陀村を廢し其の區域を以て北河内郡枚方町を置く
〃 茨田町	昭 14. 6. 1	北河内郡諸堤村及古宮村を廢し茨田町を置く
〃 津田町	昭 15.11.15	北河内郡津田村、氷室村、菅原村を廢し其の地域を以て津田町を置く
北河内郡交野町	昭 14. 7. 1	北河内郡交野村及磐船村を廢し交野町を置く
兵 庫 縣		
神 戸 市	昭 16. 7. 1	明石郡垂水町を廢し其の區域を神戸市に編入
尼 崎 市	昭 11. 4. 1	川邊郡小田村を廢し其の區域を尼崎市に編入
	昭 17. 2.11	武庫郡大庄村、武庫村及川邊郡立花村を廢し其の區域を尼崎市に編入
西 宮 市	昭 16. 2.11	武庫郡甲東村を廢し其の區域を西宮市に編入
蘆 屋 市	昭 15.11.10	武庫郡精道村を廢し其の區域を以て蘆屋市を置く
伊 丹 市	〃	川邊郡伊丹町及稻野村を廢し其の區域を以て伊丹市を置く
武庫郡本山 <sub>本庄</sub> 村	昭 15. 4. 4	武庫郡本山村及本庄村間の境域に變更ありたるも面積及人口の移動明かならざるを以て舊境域によりて算出す
山 口 縣		
下 關 市	昭 12. 3.26	豊浦郡長府町を廢し其の區域を下關市に編入
〃	昭 12.11.15	豊浦郡安岡町及川中村を廢し其の區域を下關市に編入
	昭 14. 5. 17	豊浦郡小月町、清末村、王司村、勝山村及吉見村を廢し其の區域を下關市に編入
福 岡 縣		
八 幡 市	昭 12. 5. 5	遠賀郡上津役村を廢し其の區域を八幡市に編入
小 倉 市	昭 12. 9. 1	企救郡企救町を廢し其の區域を小倉市に編入
〃	昭 16. 4. 1	企救郡中谷村、西谷村を廢し其の區域を小倉市に編入
〃	昭 17. 5.15	企救郡曾根町を廢し其の區域を小倉市に編入
門 司 市	〃	企救郡松ヶ江村を廢し其の區域を門司市に編入

註

- (1) 人口問題研究 彙報欄 29 頁 第 3 卷、第 6 號 昭 17. 6
- (2) 同 上 彙報欄 112 頁 第 1 卷、第 7 號 昭 15. 10
- (3) 同 上 彙報欄 55 頁 第 2 卷、第 2 號 昭 16. 2
- (4) 館 総 「人口政策の立場より見たる國土計畫に關する若干の基本的問題私見」 商工經濟 昭 16. 1
- (5) 館 総 「國土計畫への關聯に於て見たる都市人口増殖力に關する若干の問題」 都市問題 第 32 卷、第 1 號 昭 16. 1
- (6) 館 総 「人口再配分計畫の基礎として見たる人口増殖力の地域的特性」 人口問題研究 第 3 卷 第 2 號 昭 17. 2

厚生省研究所人口民族部の「戦争の人口に及ぼせる影響」に関する研究報告會

厚生省研究所人口民族部に於ては、昭和十七年十二月十四日、行政改組後の最初の企てとして、「戦争の人口に及ぼせる影響」なる主題の下に厚生省大會議室に於いて研究報告會を行つた。小泉厚生大臣はじめ、各局課長、事務官及び技師、また部外よりは企畫院第三部長龜山孝一氏等の出席あり、午前九時半開會午後四時過ぎ迄に互り各研究官より擔當研究事項の報告を行つた。

當日参考配付せる資料の目次、及び當日の各項目報告擔當者氏名を掲ぐれば以下の如くである。

『戦争の人口に及ぼせる影響』目次

- 第一章 總説
  - 第一節 序論
  - 第二節 戦争の人口に及ぼす影響
  - 第三節 戦時人口対策の重要性
- 第二章 大東亞戦争の我が國人口に及ぼせる影響
  - 第一節 日清、日露戦役が我が國人口に及ぼせる影

響と今次戦争が我が國人口に及ぼせる影響との顯著なる相異點

- 第一項 序論
- 第二項 日清戦争の人口現象に及ぼしたる影響
- 第三項 日露戦争の人口現象に及ぼしたる影響
- 第四項 今次大戦に於ける影響との顯著なる相異點

第二節 大東亞戦争の出生に及ぼせる影響

第三節 大東亞戦争の結婚に及ぼせる影響

第一項 序論

第二項 支那事變當初の婚姻數増加とその理由

第三項 昭和十三年以後に於ける結婚の動向

第四項 結婚年齢の變動

第五項 大都市に於ける結婚の動向

第六項 結言

第四節 大東亞戦争の死亡に及ぼせる影響

第一項 戦争の死亡一般に及ぼす影響

第二項 大東亞戦争の男女年齢別主要死因別死亡率に及ぼせる影響

第一目 序論

第二目 男子年齢別特殊死亡率の傾向

第三目 女子年齢別特殊死亡率の傾向

第五節 大東亞戦争下の結核狀況

第一項 大東亞戦争の體位に及ぼせる影響

第二項 大東亞戦争の乳幼児體位に及ぼせる影響

第六節 大東亞戦争の自然増加に及ぼせる影響

第七節 大東亞戦争の年齢構成に及ぼせる影響

第一項 年齢構成を變化せしむる三要因

第二項 大東亞戦争下の我が國人口年齢構成の變化

第八節 大東亞戦争の地域的人口移動に及ぼせる影響

第一項 人口政策的道府縣ブロックの構成とブロック間移動

第二項 道府縣間移動

第三項 市郡間移動

第四項 都市別移動

第五項 人口集中地域（工業規制地域）

第一目 序論

第二目 人口靜態

第三目 人口動態

第六項 戦時下人口の地域的移動の特性と其の人口政策的意義

第一目 序論

第二目 地域的人口移動の距離的制約

第三目 移動人口の構成と其の人口政策的意義

第四目 人口増殖力の地域的的特性と其の人口政策的意義

一、都鄙

二、道府縣

三、都市

四、括要

第七項 結言

第八項 附説——戦時下外地に於ける人口の地域的移動の一例として見たる朝鮮

第一目 人口移動の概況

一、道別現在人口増加率

二、道別人口流出流入超過

三、道別職業別人口構成

四、道別在朝鮮内地人口の移動

第二目 道別人口動態と勞力供給量

一、道別出生率、死亡率及自然増加率

二、在朝鮮内地人口の出生率、死亡率及自然増加率

然増加率

三、朝鮮道別勞力供給量の推計

第九節 朝鮮人の内地交流状況の變化

第一項 朝鮮人口の概観と内地移住

第二項 内地在住朝鮮人人口の若干の考察

第十節 大東亞戰爭の職業的人口移動に及ぼせる影響

第一項 戦時下に於ける職業的人口移動の特質

第二項 工業勞働人口の増加

第三項 農業勞働人口の流出

第四項 商業人口の轉業

第三章 主要交戦國に於ける戦争の人口に及ぼしたる影響とその對策の概略

第一節 第一次歐洲大戰の主要交戦國人口動態に及ぼしたる影響

第一項 第一次歐洲大戰の規模

第二項 戦争による出生脱落

第三項 銃後の死亡増加

第四項 戦傷病死

第五項 戦争による人口損耗通計

第六項 婚姻の減少

第二節 第一次歐洲大戰後の主要交戦國人口情勢及

び人口對策

第一項 戦争の人口に及ぼす構造的影響、特に銃後勞働力の不足と婦人勞働の普及について

第二項 第一次歐洲大戰以降今次大戰に至る主要交戦國の人口動態

第三項 第一次大戰後の各國人口對策概観

第三節 第一次歐洲大戰の獨逸國民體力に及ぼせる影響

第一項 總論

第二項 戦争の近代化と國家總力戰

第三項 國民體力に及ぼす戦争の意義

第二項 各論

第一目 戦争の國民體力に及ぼしたる影響

第二目 戦争の國民保健に及ぼしたる影響

第三目 戦争下の死亡状況

第四目 戦争の母性能力に及ぼしたる影響

第五目 戦争の妊孕現象に及ぼしたる影響

第六目 戦争の精神病及國民精神に與へたる影響

第七目 戦争下に於ける性病の蔓延状況

第四節 今次大戰下に於ける獨逸人口動態並に人口對策

第一項 今次大戰下獨逸人口動態

第二項 今次大戰下に於ける獨逸の人口對策

第四章 長期戦下の人口對策

第一節 長期戦下の人口對策の目標

第二節 人口の地域的移動に對する對策

第一項 人口の地域的移動に對する應急對策

第二項 人口の地域的移動に對する恒久的對策

第一目 人口再配分計畫の國土計畫に於ける地位

第二目 人口再配分計畫に關する一つの手法

以上

各項目報告擔當者氏名

第一章 岡崎 研究官

第二章 第一、二及三節 關山 研究官

第四及五節 横田 研究官

第六及七節 島村 研究官

第八節 館 研究官

第十節 雪山 研究官補

第三章 第一、二及四節 本多 研究官

第三節 笠間 研究官補

第四章 第一節 岡崎 研究官

第二節 館 研究官

妻の職業別出生力調査(第一次)の施行

厚生省研究所人口民族部に於ては、特に妻の職業を考慮したる夫婦出生力に關し人口政策上一基本資料を得ることを目的として、妻の職業別出生力(第一次)調査を行ふこととなつたが、その調査要綱、調査票等を掲ぐれば以下の如くである。

尚、調査要綱記載の趣旨の下に選定せる調査豫定地は左記の如く、配付調査票は五萬票を超える見込である。

調査豫定地

一、紡織業

(一) 鹿兒島縣

川邊郡 萬世町

加世田町

一、道別現在人口増加率

二、道別人口流出流入超過

三、道別職業別人口構成

四、道別在朝鮮内地人口の移動

第二目 道別人口動態と勞力供給量

一、道別出生率、死亡率及自然増加率

二、在朝鮮内地人口の出生率、死亡率及自然増加率

然増加率

三、朝鮮道別勞力供給量の推計

第九節 朝鮮人の内地交流状況の變化

第一項 朝鮮人口の概観と内地移住

第二項 内地在住朝鮮人人口の若干の考察

第十節 大東亞戰爭の職業的人口移動に及ぼせる影響

第一項 戦時下に於ける職業的人口移動の特質

第二項 工業労働人口の増加

第三項 農業労働人口の流出

第四項 商業人口の轉業

第三章 主要交戦國に於ける戦争の人口に及ぼしたる影響とその對策の概略

第一節 第一次歐洲大戰の主要交戦國人口動態に及ぼしたる影響

第一項 第一次歐洲大戰の規模

第二項 戦争による出生脱落

第三項 銃後の死亡増加

第四項 戦傷病死

第五項 戦争による人口損耗通計

第六項 婚姻の減少

第二節 第一次歐洲大戰後の主要交戦國人口情勢及

び人口對策

第一項 戦争の人口に及ぼす構造的影響、特に銃後勞働力の不足と婦人勞働の普及について

第二項 第一次歐洲大戰以降今次大戰に至る主要交戦國の人口動態

第三項 第一次大戰後の各國人口對策概観

第三節 第一次歐洲大戰の獨逸國民體力に及ぼせる影響

第一項 總論

第二項 戦争の近代化と國家總力戰

第三項 國民體力に及ぼす戦争の意義

第二項 各論

第一目 戦争の國民體力に及ぼしたる影響

第二目 戦争の國民保健に及ぼしたる影響

第三目 戦争下の死亡状況

第四目 戦争の母性能力に及ぼしたる影響

第五目 戦争の妊孕現象に及ぼしたる影響

第六目 戦争の精神病及國民精神に與へたる影響

第七目 戦争下に於ける性病の蔓延状況

第四節 今次大戰下に於ける獨逸人口動態並に人口對策

第一項 今次大戰下獨逸人口動態

第二項 今次大戰下に於ける獨逸の人口對策

第四章 長期戦下の人口對策

第一節 長期戦下の人口對策の目標

第二節 人口の地域的移動に對する對策

第一項 人口の地域的移動に對する應急對策

第二項 人口の地域的移動に對する恒久的對策

第一目 人口再配分計畫の國土計畫に於ける地位

第二目 人口再配分計畫に關する一つの手法

以上

各項目報告擔當者氏名

第一章 岡崎 研究官

第二章 第一、二及三節 關山 研究官

第四及五節 横田 研究官

第六及七節 島村 研究官

第八節 館 研究官

第十節 雪山 研究官補

第三章 第一、二及四節 本多 研究官

第三節 笠間 研究官補

第四章 第一節 岡崎 研究官

第二節 館 研究官

妻の職業別出生力調査(第一次)の施行

厚生省研究所人口民族部に於ては、特に妻の職業を考慮したる夫婦出生力に關し人口政策上一基本資料を得ることを目的として、妻の職業別出生力(第一次)調査を行ふこととなつたが、その調査要綱、調査票等を掲ぐれば以下の如くである。

尚、調査要綱記載の趣旨の下に選定せる調査豫定地は左記の如く、配付調査票は五萬票を超える見込である。

調査豫定地

一、紡織業

(一) 鹿兒島縣

川邊郡 萬世町

加世田町

(一) 日置郡 東市來町

(二) 新潟縣 北魚沼郡 堀之内町  
古志郡 山本村

(三) 富山縣 東礪波郡 東山見村  
南山見村  
雄神村  
般若村

(四) 岐阜縣 (三箇村)

(五) 島根縣 那賀郡 長濱村  
都治村

二、製絲業

(一) 新潟縣 北魚沼郡 廣瀬村  
堀之内町

(二) 長野縣 上伊那郡 小野村  
朝日村  
諏訪郡 川岸村  
湊村  
豊田村  
中洲村  
四賀村  
長地村

東筑摩郡 筑摩地村  
小縣郡 泉田村

彙報

三、人造絹絲製造業

(一) 滋賀縣 栗太郡 瀬田町  
下田上村  
上田上村

(二) 廣島縣 安藝郡 戸坂村  
中山村  
温品村  
畑賀村

安佐郡 三川村  
山本村  
八幡村  
沼田東村  
長谷村

(三) 山口縣 玖珂郡 小瀬村  
藤河村  
御庄村  
師木野村  
南河内村

(四) 岡山縣 都窪郡 中洲村  
帶江村  
中庄村  
菅生村  
清音村  
川邊村  
箭田村  
二万村  
穂井田村  
西阿知町  
富田村  
長尾町  
黒崎村

妻の職業別出産力(第一次)調査要綱

一、調査の目的

妻の職業と出産力との關係を研究するため、女子勞務者の出産力の狀態を職業別に調査し、以て人口政策の基本資料の一たらしめんとす。

二、調査の方法

標本調査により、特定の職業に對し集中的に多數の女子出稼者を出だす地域を選定し、その地域に於ける有配偶者に對し別紙調査票を配付し記入せしむ。但し右調査票の配付及蒐集は關係官公署に之を委嘱す。

三、調査の期日

昭和十八年三月一日午前零時現在





記入例

(イ) 住所		熊本府 熊 本 郡 託 郎 市 區 清 水 町 村							
(ロ) 夫の氏名		吉 田 太 郎		(ニ) 夫の出生の年月日		明治 38 年 2 月 10 日		実際に生れた年月日を記入して下さい。もし生年月不詳の場合には数へ年何歳と記入して下さい。	
(ハ) 妻の氏名		吉 田 花 子		(ヒ) 妻の出生の年月日		明治 42 年 5 月 2 日			
(ヘ) 夫の初婚再婚の別		○初婚 再婚		初婚者は「初婚」に、再婚以上は「再婚」に○をつけて下さい。		(ケ) 結婚年月		昭和 4 年 4 月	戸籍役場への届出が實際に夫婦関係に入った年月と前後する場合は役場への届出年月でなく實際に夫婦関係に入った年月を記入して下さい。
(ト) 妻の初婚再婚の別		○初婚 再婚							
(一) 夫の	出産児の數	出生児	5 人	出生児には生きて生れた子の數のみを記入し、尚、出生後死亡した子も計算に加えて下さい。先夫又は先妻の間に生れた子及び子、預り子は計算から除いて下さい。子のない人は「なし」と記入して下さい。死産児には産後4ヶ月未満の流産を除いて下さい。		(ウ) 夫の職業	小 作 農		職業は現在の本業を総稱又は略稱を用ひないで詳細に記入して下さい。例へば単に女工とせず「××工務會社仕上工」の如く記入して下さい。
		死産児	1 人	(カ) 妻の職業	××人造絹絲工場人絹工				
妻の	職業の	(イ) 職 業 の 種 類		従 業 期 間					
		職或は就職年月日に種別又は略稱を用ひないで詳細に記入して下さい。		實際の就職及退職の年月を記入して下さい。		年月不詳のときは下欄に従婚の夫の年次とその年月数を記入して下さい。			
		女 中 奉 公		自 年 月 至 年 月		大正 11 年 頃 1 年 6 箇月			
		〇〇人造絹絲株式会社人絹工		自大正 12 年 9 月至大正 14 年 2 月		年 頃 年 箇月			
		熊本地方専賣局煙草工場煙草製造工		自大正 14 年 4 月至昭和 2 年 11 月		年 頃 年 箇月			
△△製絲紡績株式会社機織工		自昭和 3 年 3 月至昭和 4 年 1 月		年 頃 年 箇月					
××人造絹絲工場人絹工		自昭和 4 年 2 月至 年 月		年 頃 年 箇月					
妻の	教育程度	(イ) 夫の教育程度		自分の學歷に相當する所に○をつけて下さい。例へば尋常及高等小學校卒業者と高等小學校中途退學者は「小學校卒」に○を、尋常小學校中途退學者は「小學校修」に○をつけて下さい。					
		(ロ) 妻の教育程度							
妻の	所得平均月額	50圓未満		50圓以上 100圓未満		100圓以上 150圓未満		本欄には俸給生活者、商工業者、地主及賃銀労働者のみ記入して下さい。妻の所得ある場合には夫の所得と合計して下さい。所得額は昭和17年1ヶ年間の總所得の平均月額を算定して下さい。例へば俸給生活者は月給に貸與、財産収入及父兄の補助金等を月割にしたものを加算して所得階級相當の所に○をつけて下さい。	
		150圓以上 200圓未満		200圓以上 300圓未満		300圓以上			
妻の	農業者の區別	地 主		自作		本欄には農業者のみ記入して下さい。耕地を所有して耕作しない者は「地主」に、其の他の者は「自作」「自作兼小作」及「小作」中該當する所に○をつけて下さい。		(シ) 耕作反別	
		自作兼小作		○小作				1 町 7 段	
(二) 出産児の調査事項	(イ) 出産の順位		(ロ) 男女の別		(ハ) 出産の年月日		(ニ) 死亡又は死産の場合には其の年月		(ホ) (ナ)の欄には實際に生れた年月日、實際に死んだ年月を記入して下さい。死産の場合には(ナ)欄の年月の前に「死産」と書き入れて下さい。出産児が11子以上の場合には貼紙をして記入して下さい。イ欄男女の別は出産児が男ならば「男」に女ならば「女」に○をつけて下さい。
	第 1 子		男 ○ 女		昭和 6 年 2 月 18 日		年 月		
	第 2 子		○ 男 女		昭和 8 年 10 月 10 日		年 月		
	第 3 子		男 ○ 女		昭和 10 年 8 月 9 日		死産 昭和 10 年 8 月		
	第 4 子		○ 男 女		昭和 12 年 12 月 3 日		年 月		
	第 5 子		○ 男 女		昭和 15 年 6 月 4 日		昭和 16 年 7 月		
	第 6 子		男 ○ 女		昭和 17 年 1 月 17 日		年 月		
	第 7 子		男 女		年 月 日		年 月		
	第 8 子		男 女		年 月 日		年 月		
	第 9 子		男 女		年 月 日		年 月		
第 10 子		男 女		年 月 日		年 月			

四、調査の客體

第一次調査としては差當り、紡織業、製絲業及人造絹絲製造業に従事し又は嘗て従事したる女子勞務者の調査に重點を置くこととし、この種勞務者を多數に供出しある府縣につき適當なる町村を選定し、これらの町村の全右配偶者につき調査をなすものとす。

五、調査の事項

- (一) 夫婦の調査事項
  - (イ) 住 所
  - (ロ) 夫の氏名
  - (ハ) 妻の氏名
  - (ニ) 夫の生年月日
  - (ホ) 妻の生年月日
  - (ヘ) 夫の初婚再婚の別
  - (ト) 妻の初婚再婚の別
  - (チ) 結婚年月
  - (リ) 出産兒の數
  - (ヌ) 夫の現在の職業
  - (ル) 妻の現在の職業
  - (ヲ) 妻の職業の經歷
  - (ワ) 夫の教育程度
  - (カ) 妻の教育程度
  - (ヨ) 所得の平均月額
  - (タ) 農業者の區別 (地主、自作、小作、自作兼小作)
  - (レ) 耕作反別
  - (二) 出産兒の調査事項
    - (イ) 出産の順位

(ロ) 男女の別

(ハ) 出産の年月日

(ニ) 死亡又は死産の場合には其の年月日

妻の職業別出産力調査の葉

一、調査票の配付、記入及蒐集

イ、調査票は現に配偶者の有るものに限り配付し、夫妻の何れかに其の記入を依頼して下さい。若し何等かの事情で記入困難の場合には、調査員の方が代筆して下さい。

ロ、本調査の調査單位は世帯ではなく、夫婦でありますから、一世帯に二夫婦以上ある場合には夫婦の數だけ調査票を配付し、それぞれ記入を依頼して下さい。

ハ、調査票の配付先は之を記録し置き、調査票蒐集の際対照して蒐集洩れのない様注意して下さい。

ニ、調査票の配付に際しては、記入依頼者に對し本調査の趣旨及調査票の記入方法を十分説明し、記入依頼者が本調査に進んで協力し、正確なる記入をなすやう努めて下さい。

ホ、調査期日は昭和十八年三月一日午前零時現在でありますから、調査票はなるべく其の二、三日前に配付し、三月一日中に記入を終るやうに注意して下さい。記入済の調査票は出来るだけ速に蒐集し、三月十日までに縣宛發送して下さい。

二、調査事項

調査事項に就いては調査票の記入欄に簡単な説明を書き添へてありますが更に次に之を補足して置きます。若し是等によるも尙不分明の點がありますれば當

部宛照會して下さい。

調査票の記入はなるべく墨又はインキを用ひさせて下さい。已むを得ず鉛筆を用ひる場合には明瞭に記入するやう特に注意して下さい。

イ、住 所

現に居住してゐる所の地名を記入させて下さい。

ロ、氏 名

夫婦の氏名は出来るだけ記入される事を希望しますが、氏名の記入がある爲に調査票の記入を忌避するやうな場合には之を強要するには及びません。但し氏名の記入を省略した場合には番號をつけ、之を控へて置いて下さい。又氏名が戸籍上のものと通稱のもの異なる場合には、その何れを記入しても差支へありません。

ハ、夫妻の出生年月日

實際に生れた年月日を記入するのです。若し年月不詳の場合には數へ年何歳と記入して下さい。

ニ、初婚再婚の別

初婚者は初婚の欄に、再婚者は再婚の欄に記入するのは勿論ですが、三婚以上の場合も再婚の所に記入するのです。

ホ、結婚年月

實際に結婚した年月を記入するのです。従つて役場への届出が實際に夫婦關係に入つた年月と前後する場合は、役場への届出の年月でなく、實際に夫婦關係に入つた年月を記入するのです。

ヘ、出産兒の數

出産兒の數とは現在の夫婦間に生れた子供數です。から、養子、預り子は勿論先妻又は先夫の間に生れ

た子供も計算から除くことになります。然し現在の夫婦間に生れた子供であれば、生きて生れた子供(出生児)は勿論死んで生れた子供(死産児)の數も夫々別に合計して記入して下さい。

死産児には妊娠四ヶ月未満の流産を除き、それ以後の死産産を死産として記入するのです。

尙生きて生れた子供については、其の子が現に生存してゐると否とを問はず、又現に同居して居ると否とを問はず、其の總數を合計記入するのです。

出生兒數は昭和十八年三月一日午前零時に於ける事實を調査するのですから、調査時刻以後に生れた子供は一切記入しないことになります。又調査時刻以後に死んだ子供は「死亡年月」の欄には記入しないことになります。

#### ト、職業

職業は本業のみ記入し、副業又は兼業を記する必要はありません。尙職業名は總稱又は略稱を用ひないで詳細に記入して下さい。例へば「國民學校訓導」「××工業會社仕上旋盤工」「××鑛山支柱夫」「地主」「自作農」等の如く記入するのです。

#### チ、妻の職業の經歷

妻の職業の經歷は、妻の職業を就職年月順に詳細に記入して下さい。之も現在の職業と同様に、總稱や略稱を用ひないで詳しく記入するのです。例へば單に「女工」とせず「××人造絹絲株式會社××部××工」まで記入するのです。從業期間については實際の就職及退職の年月を記入することになつてゐますが、この年月が不詳のときは從來の大略の年

次と從業の年月數を記入して下さい。り、教育程度

學校卒業者又は修業者は、卒業又は修業した學校中最も程度の高いものを記入するのです。檢定試験合格者は其の資格相當の學校卒業と記入します。尙青年學校、實業補習學校は小學校、乙種實業學校は中等學校として取扱つて下さい。

#### ヌ、所得平均月額

所得額は昭和十七年一ヶ年間に於ける總所得、例へば俸給生活者ならば給料、賞與、父兄の補助金、財産收入等の總額を月割にした額を記入するのです。商工業者及地主ならば總收入から必要の經費を差引いたものが所得となるのです。地主が、地代として現品を收納する場合には、その現品を金錢に見積つて記入して下さい。賃銀労働者は俸給生活者に準じて記入して下さい。若し妻の所得がある場合には、之をも加算して月額を出すのです。尙本所得額の調査は課税とは全く關係がなく、所得と出産力との關係を明かにすることのみを目的としてゐるのですから、懸念なくありの儘を記入して下さい。

#### ル、農業者の區別

耕地を所有しながら自ら耕作しない者、又は耕地の大部分を耕作せずして他に小作せしむる者は「地主」に、自分の所有耕地を耕作するものは「自作」に、自分の耕地と他人の耕地を合せて耕作する者は「自作兼小作」に、他人の耕地のみを耕作する者は「小作」に記入するのです。「地主兼小作」即ち自己の所有地の全部又は大部分を耕作せずに、他から耕地を借受けて耕作する場合は、其の實情により調査票所

載の農業者の區別の何れかに記入するのです。ヲ、耕作段別

現に耕作してゐる田畑の總段別を、段未滿を四捨五入して記入するのです。但し調査票(タ)農業者の區別欄に「地主」と記入したものは本欄には一切記入を要しません。尙一世帯内に二組以上の夫婦が同居して共同耕作をしてゐる場合には、其の耕作段別を一夫婦毎に等分して記入するのです。

#### ワ、出生兒の出産年月日

出生兒の實際に生れた年月日を記入するのです。若し生年月不詳の場合には數ヶ年何歳と記入するのです。

#### カ、出生兒の死亡又は死産の場合の年月

出生兒の死亡せる場合は實際の死亡年月を記入するのです。若し死亡の年月不詳の場合には數ヶ年何歳と死亡年齢を記入し、又生死不明の場合には不詳と記入するのです。

死産兒の場合にはその實際の年月を(ナ)の欄に記入するのは勿論(ネ)の「出生の年月日」の欄にも記入することになります。

#### 人口民族部特別懇談會

本人口民族部に於ては昭和十七年十一月二十七日最近濠洲より歸朝されし外務省囑託池田徳眞氏を招いて特別懇談會を催したが、大東亞戰勃發の前後に互る同氏の經驗を中心とした最近の濠洲事情について種々有益なる報告を聞いた。

### 國民職業能力申告令施行規則中改正の件公布

#### の件公布

國民職業能力申告令施行規則中改正の件は昭和十七年十一月十八日付官報を以て左の如く公布せられた。

#### 國民職業能力申告令施行規則中改正ノ件

(昭和十七年十一月十八日 厚生省令第五十四號)

第三條第三項中「樺太廳支廳長」ヲ「樺太廳國民職業指導所長」ニ改ム

#### 附則

本令ハ昭和十七年十一月一日ヨリ之ヲ適用ス

### 國民勞務手帳法施行規則並に國民勞務手帳及國民登錄事務取扱規程中改正の件公布

#### 正の件公布

國民勞務手帳法施行規則並に國民勞務手帳及國民登錄事務取扱規程中改正の件は昭和十七年十一月十八日付官報を以て左の如く公布せられた。

#### 國民勞務手帳法施行規則中改正ノ件

(昭和十七年十一月十八日 厚生省令第五十五號)

第十五條中「樺太廳支廳長」ヲ「樺太廳國民職業指導所長」ニ改ム

#### 附則

本令ハ昭和十七年十一月一日ヨリ之ヲ適用ス

### 國民勞務手帳及國民登錄事務取扱規程中改正ノ件

(昭和十七年十一月十八日 厚生省訓令第二十號)

第四十三條ノ二乃至第四十三條ノ四中「樺太廳支廳長」ヲ「樺太廳國民職業指導所長」ニ改ム

#### 臨時家族手當給與令中改正の件公布

臨時家族手當給與令中改正の件は昭和十七年十一月一日付號外を以て左の如く公布せられた。

#### 臨時家族手當給與令中改正ノ件

(昭和十七年十一月一日 勅令第七百八十三號)

臨時家族手當給與令中左ノ通改正ス  
第一項ヲ左ノ如ク改ム  
官吏、官吏ノ待遇ヲ受クル者、囑託員、雇員、傭人及職工ニハ當分ノ内臨時家族手當ヲ給スルコトヲ得  
第三項中「前二項」ヲ「前項」ニ、「所管大臣」ヲ「前項ノ規定ニ依ル手當ニ關スル豫算ノ所管大臣」ニ改メ第二項ヲ削ル

#### 附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

#### 〔參照〕

昭和十七年三月二十日勅令第二百二十一號臨時家族手當給與令抄録

奏任官、同待遇者、判任官、同待遇者、囑託員、雇員、傭人又ハ職工ニ對シ當分ノ内臨時家族手當ヲ給スルコトヲ得

勅任官又ハ同待遇者ニ對シテハ奏任官又ハ同待遇者ニシテ前項ノ手當ヲ受クルモノト給與ノ權衡ヲ得シ

ムル爲必要アル場合ニ限り臨時家族手當ヲ給スルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依ル手當ヲ給スル者ノ範圍手當ノ額其ノ他手當ノ支給ニ關シ必要ナル事項ハ所管大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ム但シ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、關東州ニ在リテハ滿洲駐劄特命全權大使、樺太ニ在リテハ樺太廳長官南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官所管大臣ヲ經由シ大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ム

### 會社經理統制令施行規則中改正の件公布

#### 公布

臨時家族手當給與令の改正に伴ひ、會社經理統制令施行規則中改正の件も昭和十七年十一月一日付官報號外を以て左の如く公布せられた。

#### 會社經理統制令施行規則中改正ノ件

(昭和十七年十一月一日 閣令第二十七號)

會社經理統制令施行規則中左ノ通改正ス  
第十九條第一項中「月三圓」ヲ「月五圓」ニ改ム  
同條第二項第三號中「直系卑屬」ノ下ニ「及弟妹」ヲ加フ  
第四十五條第五號ヲ削ル  
別表第十七號様式ノ記載心得中(15)ヲ(14)トシ(14)ノ次ニ左ノ如ク加フ

(15) 令第二十條第四號ニ掲グル手當ノ準則ニ關スル申請書ナルトキハ左記事項ヲ別紙ニ記載ノ上之ヲ添

附スルコト但シ當該準則ニ依リ支給スル手當ガ扶

養家族一人ニ付月三圓以下ナル會社ハ(イ)乃至

(ハ)ノ事項ヲ記載スルヲ以テ足ル

(イ) 申請ノ時ノ受給者ノ扶養家族數

(ロ) 準則ノ承認又ハ制定許可申請書ナル場合ニ於テハ當該準則ニ依ル一月分ノ支給總額(申請ノ月ノ前月ノ扶養家族數ヲ基準トスルコト)

(ハ) 準則ノ變更許可申請書ナル場合ニ於テハ變更前ノ準則ニ依ル一月分ノ支給總額及變更ニ因リ増加支給ト爲ルベキ一月分ノ總金額(申請ノ月ノ前月ノ扶養家族數ヲ基準トスルコト)

(ニ) 當該準則ニ依ル一月分ノ支給總額(申請ノ月ノ前月ノ扶養家族數ヲ基準トスルコト)ヨリ家族手當ガ扶養家族一人ニ付月三圓ナル場合ニ於ケル一月分ノ支給總額(申請ノ月ノ前月ノ扶養家族數ヲ基準トスルコト)ヲ控除シタル金額及其ノ財源ノ捻出方法例(バ經營ノ簡素化ニ依ル一般經費ノ節減其ノ他機密費、交際費、接待費、廣告宣傳費等ノ經費ノ節減又ハ利益金處分ニ依ル社外流出金ノ減額等

(ホ) 最近ニ賞與期間ニ於ケル賞與支給總額(令第二十條各號ニ掲グル手當以外ノ手當ヲ含ム)ノ基本給料支給總額ニ對スル割合

(ヘ) 原價計算ヲ實施シ居ル會社ニ在リテハ最近四事業年度ニ付事業年度毎ノ總原價ニ對スル令第十七條ノ社員給與總額(入營、召集、徵用又ハ休職中ノ社員ニハ支給シタル給與ヲ除ク以下同ジ)ノ割合、其ノ他ノ會社ニ在リテハ最近四事業年度ニ付事業年度毎ノ總支出ニ對スル令第十七條ノ社員給與總額ノ割合

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

昭和十五年十月十日閣令第十三號會社經理統制令施行規則抄録

第十九條 令第二十條第四號ノ家族手當ハ社員ニ對シ其ノ扶養家族一人ニ付月三圓ノ割合ニ依リ計算シタル金額ヲ超エザル金額ニ依リ支給スルモノニ限ル

前項ノ扶養家族ハ左ニ掲グル者ニシテ主トシテ當該社員ノ收入ニ依リ生計ヲ維持スルモノヲ謂フ

三 滿十八歳未滿ノ直系卑屬ニシテ本人ト同一戸籍内ニ在ル者

第四十五條 本令(第三十六條 第三十八條及第三十九條ヲ除ク)ニ依リ會社ノ提出スベキ申請費報告書又ハ届書ハ左ノ各號ニ該當スル場合ニ於テ各其ノ定ムル所ニ依ルノ外之ヲ三通作成シ會社ノ本店又ハ主タル事務所ノ所在地ヲ所轄スル財務局出張所ヲ經テ提出スベシ

五 前四號ニ掲グル會社以外ノ會社第三十一條乃至第三十四條ノ三ノ規定ニ依リ報告書又ハ申請書ヲ提出セントスルトキハ之ヲ三通作成シ主務大臣ニ直接提出スベシ

行政簡素化實施の爲にする統計局官制制定の件公布

行政簡素化の爲にする統計局官制制定の件は昭和十七年十一月一日付官報號外を以て左の如く公布せられた。

行政簡素化の爲にする統計局官制制定の件は昭和十七年十一月一日付官報號外を以て左の如く公布せられた。

統計局官制(昭和十七年十一月一日勅令第七百三十六號)

第一條 統計局ハ内閣總理大臣ノ管理ニ屬シ左ノ事務

ヲ掌ル

一 行政各部統計ノ統一ニ關スル事項

二 國際統計事務ニ關スル統轄事項

三 人口統計、勞働統計其ノ他國勢ノ基本ニ關スル統計ニシテ行政各部ニ專屬セザルモノニ關スル事項

四 統計ニ關スル圖書ノ刊行及内外統計書ノ交換ニ關スル事項

五 統計職員ノ養成及ニ各官廳統計主任者ノ招集及會議ニ關スル事項

統計局ニ於テハ前項ノ外各廳、公共團體又ハ公益ヲ目的トスル社團若ハ財團ノ委託ヲ受ケ其ノ統計ノ製表ヲ爲スコトヲ得

第二條 統計局ニ左ノ職員ヲ置ク

- 局長 勅任
- 書記官 專任二人 奏任
- 統計官 專任三人 奏任
- 統計官補 專任十人 判任
- 屬 專任七人 判任

第三條 局長ハ企畫院總裁ノ指揮監督ヲ承ケ局務ヲ掌理ス

第四條 書記官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第五條 統計官ハ上官ノ命ヲ承ケ統計ヲ掌ル

第六條 統計官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ統計ニ從事ス

第七條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ内閣所屬職員ノ職ニ在リテ統計局ニ屬スル者別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ内閣統計局書

記官ハ統計局書記官ニ、内閣統計局統計官ハ統計局統計官ニ、内閣統計局統計官補ハ統計局統計官補ニ、内閣廳ハ統計局屬ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス本令施行ノ際現ニ内閣所屬職員ニシテ休職中ノ者(休職ノ際内閣統計局ニ屬シタル者ニ限ル)別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ休職ノ儘前項ノ例ニ依リ統計局ノ職員ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

### 大東亞省官制の公布

大東亞經營の國策的要請に伴ひ創設せらるゝことになつた大東亞省の官制は昭和十七年十一月一日附官報號外を以て左の如く公布せられた。

#### 大東亞省官制(昭和十七年十一月二日勅令第七百七號)

第一條 大東亞大臣ハ大東亞地域(内地、朝鮮、臺灣及樺太ヲ除ク以下同ジ)ニ關スル諸般ノ政務ノ施行(純外交ヲ除ク)、同地域内諸外國ニ於ケル帝國商事ノ保護及同地域内諸外國在留帝國臣民ニ關スル事務並ニ同地域ニ係ル移植民、海外拓殖事業及對外文化事業ニ關スル事務ヲ管理ス  
大東亞大臣ハ關東局及南洋廳ニ關スル事務ヲ統理ス  
大東亞大臣ハ第一項ニ規定スル事務ニ付大東亞地域ニ駐在スル外交官及領事官ヲ指揮監督ス

#### 總務局

滿洲事務局

支那事務局

南方事務局

第三條 總務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 大東亞地域ニ關スル重要政策ノ企畫及省務ノ綜合調整ニ關スル事項

二 大東亞地域ニ關スル調査及資料整備並ニ情報ニ關スル事項

三 大東亞地域ニ於ケル邦人要員ノ鍊成ニ關スル事項

四 所管行政ノ考査一般ニ關スル事項

五 他局ノ所管ニ屬セザル事項

第四條 滿洲事務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 關東局ニ關スル事項

二 滿洲國ニ關スル外政事項

三 滿洲國ニ於テ事業ヲ爲スヲ目的トシテ特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ノ業務ノ監督ニ關スル事項

四 滿洲移植民及滿洲拓殖事業ニ關スル事項

五 對滿文化事業ニ關スル事項

六 其ノ他關東州及滿洲國ニ關スル事項

第五條 支那事務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 支那ニ關スル外政事項

二 支那ニ於テ事業ヲ爲スヲ目的トシテ特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ノ業務ノ監督ニ關スル事項

三 對支文化事業ニ關スル事項

#### 關スル事項

四 南方諸地域ニ係ル文化事業ニ關スル事項

五 其ノ他南方諸地域ニ關スル事項

第七條 大東亞省ニ參事官專任六人ヲ置ク勅任トス大東亞大臣ノ命ヲ承ケ調査及審議立案ヲ掌ル

第八條 大東亞書記官ハ專任二十六人ヲ以テ定員トス

第九條 大東亞省ニ調査官專任十四人ヲ置ク奏任トス

上官ノ命ヲ承ケ調査ヲ掌ル

第十條 大東亞省ニ大東亞事務官專任三十人及大東亞理事官專任十一人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第十一條 大東亞省ニ大東亞技師專任十四人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十二條 大東亞省ニ通譯官專任二人ヲ置ク奏任トス

上官ノ命ヲ承ケ翻譯及通辯ヲ掌ル

第十三條 大東亞省ニ電信官專任三人ヲ置ク奏任トス

上官ノ命ヲ承ケ電信符號ニ關スル事務ヲ掌ル

第十四條 大東亞屬ハ專任百二十二人ヲ以テ定員トス

第十五條 大東亞省ニ大東亞技師專任二十八人ヲ置ク

判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

第十六條 大東亞省ニ通譯官補專任四人ヲ置ク判任トス

上官ノ指揮ヲ承ケ翻譯及通辯ニ従事ス

第十七條 大東亞省ニ電信官補專任七人ヲ置ク判任トス

上官ノ指揮ヲ承ケ電信符號ニ關スル事務ニ従事ス

第十八條 前諸條ノ職員ノ外大東亞大臣ノ奏請ニ依リ

關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ事務官ヲ命ズル

コトヲ得

第十九條 大東亞省ニ於テハ陸海軍ニ策應協力スル爲

大東亞地域内占領地行政ニ關聯スル事務ヲ行フモノ

トス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
對滿事務局官制、興亞院官制、興亞院連絡部官制及拓務省官制ハ之ヲ廢止ス

行政簡素化實施及大東亞省設置の爲にする興亞鍊成所官制制定の件公布

行政簡素化實施及大東亞省設置の爲にする興亞鍊成所官制制定の件は昭和十七年十一月一日付官報號外を以て左の如く公布せられた。

興亞鍊成所官制 (昭和十七年十一月一日) (勅令第七百九號)

第一條 興亞鍊成所ハ大東亞大臣ノ管理ニ屬シ支那ニ於ケル政治、經濟又ハ文化ニ關スル業務ニ從事スル者ニ對シ必要ナル鍊成ヲ施ス所トス  
第二條 興亞鍊成所ニ左ノ職員ヲ置ク  
所長

鍊成官 專任六人 奏任

鍊成官補 專任二人 判任

屬 專任二人 判任

所長ハ大東亞次官ヲ以テ之ニ充ツ

第三條 所長ハ大東亞大臣ノ指揮監督ヲ承ケ所務ヲ掌理ス

第四條 鍊成官ハ上官ノ命ヲ承ケ鍊成ヲ掌ル

第五條 鍊成官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ鍊成ニ從事ス

第六條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ興亞院官制ニ規定スル興亞鍊成所ノ鍊成官(奏任官タルモノニ限ル)、鍊成官補又ハ屬ノ職

ニ在ル者別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ各本令ニ依ル興亞鍊成所鍊成官、興亞鍊成所鍊成官補又ハ興亞鍊成

所屬ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

本令施行ノ際現ニ興亞院官制ニ規定スル興亞鍊成所ノ鍊成官(奏任官タルモノニ限ル)、鍊成官補又ハ屬ニシ

テ休職中ノ者別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ休職ノ儘各本令ニ依ル興亞鍊成所鍊成官、興亞鍊成所鍊成官補

又ハ興亞鍊成所屬ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

前二項ノ規定ハ文官任用ノ資格ニ關スル規定ノ適用ヲ妨ゲズ

大東亞省連絡委員會設置制の件公布

大東亞省の創設に伴ふ大東亞省連絡委員會設置制に關する勅令は昭和十七年十一月一日付官報號外を以て左の如く公布せられた。

大東亞省連絡委員會設置制

(昭和十七年十一月一日) (勅令第七百十號)

第一條 大東亞省所管事務ニ關スル重要事項ニ付關係各廳間ニ於ケル事務連絡處理ノ爲大東亞省ニ連絡委員會ヲ置ク

第二條 連絡委員會ハ委員長及委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス

委員長ハ大東亞大臣ヲ以テ之ニ充テ委員ハ大東亞大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第三條 連絡委員會ニ幹事ヲ置ク大東亞大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ上

司ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第四條 本令ニ規定スルモノノ外連絡委員會ニ關シ必要ナル事項ハ大東亞大臣之ヲ定ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大學學部等の在學年限又は修業年限の昭和十八年度臨時短縮に關する件公布

大學學部等の在學年限又は修業年限の昭和十八年度臨時短縮に關する件は昭和十七年十一月二十五日付官報を以て左の如く公布せられた。

大學學部等ノ在學年限又ハ修業年限ノ昭和十八年度臨時短縮ニ關ル件 (昭和十七年十一月二十五日) (文部省令第六十八號)

第一條 昭和十六年勅令第九百二十四號第一條第一項及專門學校令第八條第一項ノ規定ニ依リ大學學部ノ在學年限並ニ大學豫科、高等學校高等科、專門學校及實業專門學校ノ修業年限ハ昭和十八年度ニ於テハ其ノ年度ニ卒業スベキ者ニ付夫々六月之ヲ短縮ス

第二條 左ニ掲グル學校又ハ教員養成所ノ修業年限ハ昭和十八年度ニ於テハ其ノ年度ニ卒業スベキ者ニ付六月之ヲ短縮ス

一 高等師範學校及女子高等師範學校(教育科及研究科ヲ除ク)  
二 專門學校ニ於ケル修業年限三年以上ノ研究科及

別科

- 三 臨時教員養成所
- 四 實業學校教員養成所
- 五 實業學校ニ於ケル修業年限三年ノ高等科
- 六 專門學校令第五條ノ資格ヲ以テ入學資格トスル修業年限三年以上ノ學校又ハ前號ノ實業學校ニ準ズベキ學校ニシテ私立學校令ニ依リ設立セラレタルモノ
- 第三條 左ニ掲グル學校ノ修業年限ハ昭和十八年度ニ於テハ其ノ年度ニ卒業スベキ者ニ付三月之ヲ短縮ス
  - 一 國民學校初等科修了程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限五年以上ノ實業學校、國民學校高等科一年修了程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限四年以上ノ實業學校及國民學校高等科修了程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限三年以上(夜間授業ヲ爲スモノハ修業年限四年以上)ノ實業學校
  - 二 前號ノ實業學校ニ準ズベキ學校ニシテ私立學校令ニ依リ設立セラレタルモノ
- 第四條 本令ニ依リ短縮セラレタル修業年限ハ師範學校中學校高等女學校教員檢定規程第七條第二號、私立醫學專門學校指定規則第二條第二號、大正七年文部省令第三號第一條第四號及昭和二年文部省令第二十四號第二條ノ適用ニ付テハ短縮セラレザルモノト看做ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

昭和十六年十月十六日勅令第九百二十四號ハ大學學部等ノ在學年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ關ス

陸軍勤勞顯功章令施行規則の公布

ル件、大正七年十一月二日文部省令第三號ハ高等試驗令第七條及第八條ニ關スル件及昭和二年十一月同第二十四號ハ計理士法第三條ニ依リ學校認定ニ關スル件ナリ

勤勞顯功章令については本誌第三卷第九號所載の如くであるが、之に基く陸軍勤勞顯功章令施行規則は昭和十七年十一月二十四日付官報を以て左の如く公布せられた。

陸軍勤勞顯功章令施行規則

(昭和十七年十一月二十四日 陸軍省令第六十一號)

第一條 勤勞顯功章令第一條第一項ノ規定ニ依リ勤勞附圖

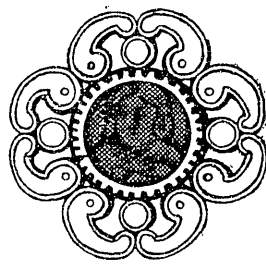
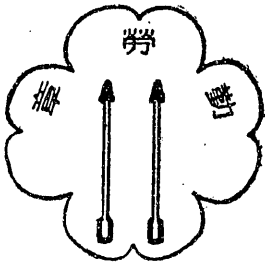


表 面



裏 面

側	裏	面		大	地	制
		玉ノ部	神像ノ部			
面	面	丸	浮彫	上	銀	式
銀	銀	玉玉銅	彫	圖	色	
色	梨	色	銀	ノ	金	通
磨	地	磨	色	通	屬	
仕	仕	仕	上	リ		
上	上	上				

顯功章ヲ授與セラルベキ者ハ本令ニ定ムル部隊長ノ表彰(以下地方表彰ト稱ス)ヲ受ケタル者ノ中ヨリ之ヲ銜スルモノトス但シ特別ノ事情アルトキハ地方表彰ヲ受ケザル者ニ付テモ之ヲ銜スルコトアルベシ

第二條 勤勞顯功章ヲ授與セラルベキ者ニハ其ノ授與前死亡シタルトキト雖モ仍之ヲ授與ス

第三條 勤勞顯功章ヲ授與セラレタル者受章者タルノ面目ヲ毀損スルニ至リタルトキハ之ヲ返納セシムルコトアルベシ

第四條 勤勞顯功章ヲ授與セラレタル者之ヲ亡失又ハ毀損シタルトキハ陸軍大臣ハ願出ニ依リ之ヲ再下付スルコトアルベシ

前項ノ規定ニ依リ勤勞顯功章ノ再下付アリタル後亡



失ノ勤勞顯功章ヲ發見シタルトキハ速ニ陸軍大臣ニ其ノ一ヲ返納スベシ

第五條 勤勞顯功章ハ本人ニ限り終身之ヲ佩用シ遺族之ヲ保存スルコトヲ得

第六條 勤勞顯功章ヲ授與シタルトキ又ハ第三條ノ規定ニ依リ之ヲ返納セシメタルトキハ官報ヲ以テ之ヲ公示ス

第七條 勤勞顯功章ハ式典其ノ他ノ廉アル場合ニ之ヲ佩用スルモノトス

第八條 地方表彰ハ陸軍軍需動員部隊又ハ陸軍大臣ノ指定スル部隊(以下單ニ部隊ト稱ス)所屬ノ雇員、傭人及工員ニシテ其ノ職務ニ精勵シ勤勞報國ノ實ヲ擧

ゲタルモノニ部隊長勤勞章ヲ授與シテ之ヲ爲スモノトス

第九條 勤勞章ノ形狀及制式ハ附圖ノ如シ

第十條 勤勞章ハ之ヲ右肋ニ佩ブルモノトス

第十一條 第二條乃至第五條及第七條ノ規定ハ勤勞章ニ之ヲ準用ス但シ第四條中陸軍大臣トアルハ部隊長トス

第十二條 勤勞顯功章及勤勞章ヲ授與スル場合ニハ表彰狀及副賞トシテ賞金ヲ付與ス

附則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

### 俘虜派遣規則の公布

戰時下勞働力の逼迫に際し俘虜勞働力の生産的利用は人口問題上も注目せらるゝ所多いが、昭和十七年十月二十一日付官報を以て公布せられたる俘虜派遣規則並に同日付官報所載の派遣俘虜取扱規則を掲ぐれば左の

如くである。

### 俘虜派遣規則 (昭和十七年十月二十一日 陸軍省令第五十八號)

第一條 本令ニ於テ俘虜ノ派遣ト稱スルハ俘虜ヲ勞務ニ服セシムル爲メ俘虜收容所外ニ派遣居住セシムルヲ謂ヒ派遣俘虜ト稱スルハ派遣セラレタル俘虜ヲ謂フ

第二條 工場、事業場等ニ於テ俘虜ノ派遣ヲ受ケントスルトキハ第六條乃至第十一條ノ規定ノ實施ニ關スル計畫書ヲ定メ之ヲ別紙様式ノ願書ニ添附シ當該俘虜收容所ヲ管理スル軍司令官又ハ衛戍司令官(以下單ニ俘虜收容所管理長官ト稱ス)ニ提出シ其ノ許可ヲ受ケベシ計畫書ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第三條 公共團體又ハ法人ノ願出ニ在リテハ其ノ代表者ヨリ之ヲ提出スベシ

第四條 俘虜ノ派遣ヲ許可セラレタル者(以下單ニ派遣俘虜使用者ト稱ス)ハ本令及第二條ノ規定ニ依リ俘虜收容所管理長官ノ許可シタル計畫ノ實施ニ關シ

俘虜ヲ差出シタル俘虜收容所長(以下單ニ俘虜收容所長ト稱ス)ノ指示ヲ受クベシ

第五條 派遣俘虜使用者ハ本令及第二條ノ規定ニ依リ俘虜收容所管理長官ノ許可シタル計畫ノ實施ニ關スル諸規程ヲ定メ俘虜收容所長ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第六條 派遣俘虜使用者ハ派遣俘虜ノ居住、取締ニ要スル設備ヲ整備維持スベシ

第七條 派遣俘虜使用者ハ派遣俘虜ノ取締ノ爲メ必要ナル設備ハ概ネ俘虜收容所ニ準ズルモノトス

第八條 派遣俘虜使用者ハ派遣俘虜ノ取締ノ爲メ必要ナル設備ハ概ネ俘虜收容所ニ準ズルモノトス

第九條 派遣俘虜使用者ハ派遣俘虜ノ取締ノ爲メ必要ナル設備ハ概ネ俘虜收容所ニ準ズルモノトス

第十條 派遣俘虜使用者ハ派遣俘虜ノ取締ノ爲メ必要ナル設備ハ概ネ俘虜收容所ニ準ズルモノトス

第十一條 派遣俘虜使用者ハ派遣俘虜ノ取締ノ爲メ必要ナル設備ハ概ネ俘虜收容所ニ準ズルモノトス

第十二條 派遣俘虜使用者ハ派遣俘虜ノ取締ノ爲メ必要ナル設備ハ概ネ俘虜收容所ニ準ズルモノトス

第十三條 派遣俘虜使用者ハ派遣俘虜ノ取締ノ爲メ必要ナル設備ハ概ネ俘虜收容所ニ準ズルモノトス

ノ警戒員ヲ差出シ俘虜ヲ差出シタル俘虜收容所(以下單ニ俘虜收容所ト稱ス)ヨリ派遣セラレタル職員ノ指揮ヲ承ケシムベシ

第八條 派遣俘虜使用者ハ派遣俘虜ノ勞務指導ニ任ズベシ

第九條 派遣俘虜ノ糧食、寢具、煖室用薪炭、日用品、旅費(俘虜ノ派遣及復歸ニ要スル旅費ヲ含ム)其ノ他ノ給與ハ派遣俘虜使用者之ヲ擔當シ概ネ俘虜收容所ニ準ジタル給與ヲ爲スベシ但シ將校タル派遣俘虜及敵國軍衛生人員ノ俸給並ニ俘虜著裝被服使用ニ堪ヘザルニ至リタルトキ之ニ貸與スベキ被服ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ外派遣俘虜使用者ハ派遣俘虜ノ勞務ニ要スル被服ヲ整備スベシ

第十條 派遣俘虜使用者ハ俘虜給與規則第十三條ニ定ムル金額(二十五錢以内ノ増給額ヲ含ム)ヲ基準トスル賃金ヲ俘虜收容所長ニ納付スベシ

第十一條 派遣俘虜ノ醫療ニ關シテハ派遣俘虜使用者之ヲ擔當スベシ但シ入院ヲ要スル派遣俘虜ノ治療ニ關シテハ俘虜收容所長ノ定ムル所ニ依ル

第十二條 派遣俘虜死亡シタルトキハ死亡ノ日ニ遡リテ俘虜收容所ニ復歸ノ手續ヲ爲スモノトス

第十三條 派遣俘虜使用者ハ俘虜收容所長ノ定ムル所ニ依リ日誌ヲ備ヘ派遣俘虜ニ關シ必要ナル事項ヲ記入スベシ

第十四條 派遣俘虜使用者ハ俘虜收容所長ノ定ムル所ニ依リ毎月十日、二十日及月末ニ於テ派遣俘虜ノ狀況(勞務ノ成績、衛生狀態其ノ他主要ナル事項)ヲ俘虜收容所長ニ報告スベシ

第十五條 派遣俘虜使用者本令又ハ第二條ノ規定ニ依

リ俘虜收容所管理長官ノ許可シタル計畫ニ違反シタルトキハ俘虜收容所管理長官ハ俘虜派遣ノ許可ヲ取消スコトヲ得

前項ノ取消ニ由ル俘虜ノ復歸ニ要スル一切ノ費用ハ派遣俘虜使用者ノ負擔トス

第一項ノ場合ニ於テ派遣俘虜使用者ハ許可ノ取消ニ因リテ生ジタル損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得ズ

第十六條 派遣俘虜使用者ハ本令ニ規定ナキ事項ヲ行フコトヲ得ズ

第十七條 本令ニ依リ俘虜收容所管理長官ト派遣俘虜使用者間ニ授受スベキ書類ハ俘虜收容所長ヲ經由スベシ

第十八條 前諸條ノ規定ハ官廳ニ俘虜ヲ派遣スル場合ニ之ヲ準用ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

別紙

(用紙適宜)

俘虜派遣許可願  
年 月 日

住所  
職業

氏名  
生年 月 日

何軍司令官(師團長)殿

左記ニ依リ俘虜派遣規則ニ依ル俘虜ノ派遣ヲ受ケ度候間御許可相成度別冊計畫書相添へ申請候也

左記

- 一、俘虜ノ員數
- 一、俘虜ノ使用場所
- 一、俘虜使用期間

派遣俘虜取扱規則 (昭和十七年十月二十一日 陸運第七十四號)

第一條 派遣俘虜ノ取扱ニ關シテハ俘虜派遣規則及本達ニ依ルノ外俘虜取扱規則、俘虜取扱細則、俘虜勞役規則及其ノ他ノ關係諸條規ニ依ル

第二條 俘虜收容所管理長官俘虜ヲ工場、事業場等ニ派遣セントスルトキハ俘虜勞務規則第四條及第五條、俘虜派遣規則並ニ本達ノ定ムル所ニ依リ派遣俘虜ノ居住、取締、勞務、給與、醫療等ニ關スル事項ヲ定メ陸軍大臣ノ認可ヲ受クベシ

第三條 派遣俘虜ノ取扱ニ關シテハ俘虜派遣規則及本達ニ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外之ヲ差出シタル俘虜收容所長(以下單ニ俘虜收容所長ト稱ス)ニ於テ處理スルモノトス

第四條 俘虜收容所長俘虜ヲ派遣スルニ方リテハ其ノ有スル技能ノ外特ニ其ノ性質、思想、經歷等ニ就キ周密ナル調査、觀察ヲ爲シ逃走及不慮ノ災害等ノ豫防ニ努メ且派遣ニ先チ所事項ニ關シ嚴肅ナル宣誓ヲ爲サシムルモノトス

第五條 俘虜收容所長俘虜ヲ派遣スルニ方リテハ所要ノ職員ヲ附シ派遣俘虜ノ取締警戒ニ任ゼシムルモノトス

第六條 派遣俘虜ノ取締ニ關シテハ左ノ各號ニ依ルモノトス

- 一 特ニ取締警戒ヲ嚴重ニシ防禦ニ努ムルト共ニ派遣俘虜ノ逃走及不慮ノ災害等ヲ防止スルモノトス

二 派遣俘虜ノ外出ハ特別ナル事由アルニ非ザレバ

實施セザルモノトス又外出ノ際ハ必ず監視人ヲ附スルモノトス

三 派遣俘虜ノ發受スル電信及郵便物ハ總テ俘虜收容所長ヲ經由シ其ノ檢閲ヲ受クルモノトス

四 派遣俘虜ニ對スル面會及派遣場所ノ視察等ハ俘虜收容所長ヲ經テ俘虜收容所管理長官ノ許可ヲ得タルモノノ外之ヲ行ハシメザルモノトス

五 派遣俘虜自費ヲ以テ嗜好品其ノ他日用品等ヲ購入センコトヲ申出ヅルトキハ俘虜收容所長ノ定ムル所ニ依リ之ヲ許可スルコトヲ得

六 派遣俘虜ニ對シ金錢物品ヲ寄贈セントスル者アルトキハ俘虜收容所長ノ定ムル所ニ依リ之ヲ許可スルコトヲ得

派遣俘虜ヨリ金錢物品ヲ發送セントスルトキハ俘虜收容所長ヲ經由シ其ノ檢査ヲ受クルモノトス

第七條 俘虜收容所長ハ隨時派遣俘虜ニ對スル巡視又ハ査閲ヲ實施スルモノトス

第八條 俘虜收容所管理長官ハ派遣俘虜ノ交替ヲ命ジ又ハ陸軍大臣ノ認可ヲ受ケ派遣俘虜ノ増加若ハ復歸ヲ命ズルコトヲ得

昭和十七年優良多子家庭に關する

附帶集計の發表

昭和十七年度の表彰優良多子家庭の概略については前號所報の如くであるが、右表彰家庭につき厚生省人口局に於いて集計せる結果を掲ぐれば以下の如くである。

第一表 該當家庭數調

市町村	該當家庭數			計	該當家庭總數に對する百分比
	父母共に現存する家庭	父のみ現存する家庭	母のみ現存する家庭		
市	二六七	一四	三七	三二八	二二・一七
町	二九〇	一八	三六	三四四	二二・九〇
村	七一六	三〇	九四	八四〇	五五・九三
計	一、二七三	六二	一六七	一、五〇二	一〇〇・〇〇
該當家庭總數に對する百分比	八四・七五	四・一三	一一・一二	一〇〇・〇〇	

第二表 六歳以上の子女數別該當家庭數調

市町村	子女數	市	町	村	計
市	一〇人	一一人	一二人	一三人	一四人
町	一一人	一二人	一三人	一四人	一五人
村	一二人	一三人	一四人	一五人	一六人
計	一〇人	一一人	一二人	一三人	一四人

第四表 第一子分婉時より末子分婉時に至る所要年數別

所要年數	家庭數	該當家庭總數に對する百分比
一五年未滿	一五	一・〇〇
一五年以上二〇年未滿	二六九	一七・九一
二〇年以上二五年未滿	八九七	五九・七三
二五年以上三〇年未滿	三〇五	二〇・三〇
三〇年以上三五年未滿	一四	〇・九三
三五年以上四〇年未滿	二	〇・一三
四〇年以上	一	一
計	一、五〇二	一〇〇・〇〇

第五表 第一子及末子分婉時年齢別母の數調

母の年齢	第一子分婉時年齢に依る母の數	末子分婉時年齢に依る母の數	該當家庭總數に對する百分比
一五歳未滿	六	一	〇・四〇
一五歳以上二〇歳未滿	六四二	一	四二・七四
二〇歳以上二五歳未滿	八〇七	一	五三・七三
二五歳以上三〇歳未滿	四七	一	三・一三
三〇歳以上三五歳未滿	一	六	〇・四〇
三五歳以上四〇歳未滿	一	一九八	一三・一八
四〇歳以上四五歳未滿	一	一〇一九	六七・八四
四五歳以上五〇歳未滿	一	二六七	一七・七八
五〇歳以上五五歳未滿	一	一二	〇・八〇
五五歳以上	一	一	一
計	一、五〇二	一、五〇二	一〇〇・〇〇

第三表 子女數別該當家庭數調

市町村	子女數	市	町	村	計
市	一〇人	一一人	一二人	一三人	一四人
町	一一人	一二人	一三人	一四人	一五人
村	一二人	一三人	一四人	一五人	一六人
計	一〇人	一一人	一二人	一三人	一四人

第六表 職業及經濟狀態別該當家庭數調

職業/經濟狀態	對當家庭總數に對する百分比			交通業	公務自由業	家事使用人	其他の有業者	無業者	計	該當家庭總數に對する百分比
	上	中	下							
農業	七	六四〇	二八	二	九	五	七	八	一〇	三
水産業	二	五	一〇	一	一〇	七	二六	三	一四	五
鑛業	一	一六	一〇	一	二	二	三	三	一四	五
工業	二	七	三	二	一	二	三	三	一四	五
商業	三	一〇	三	三	六	四	三	三	一四	五
計	一三	一〇	一四	八	三	六	四	三	一四	五

第七表 子女の性別教育程度別子女數調

性別	國民學校及同程度		青年學校及同程度		中等學校及同程度		專門學校及同程度		大學及同程度		未就學	不就學
	初等科	高等科	在學	卒業	在學	卒業	在學	卒業	在學	卒業		
男	一五九	九七	四三	二六〇	一五	三三	五六	七	二六	四	五	三
女	一五〇	二〇八	七	三六一	二	三三	四九	三	三	四	一	一
計	三〇九	二〇五	五〇	五〇二	一七	六六	一〇五	六	二九	八	六	六

第八表 双兒及三ツ兒出生產家庭調

双兒出生產件數		三ツ兒出生產件數	
男兒一人	二	男兒二人	一
女兒一人	二	女兒二人	一
計	四	計	二

第九表 軍務關係狀態及市町村別子女數調

軍務關係狀態別	市町村			計
	市	町	村	
現役	一一二	一五五	三五二	六一八
應召	一一三	一一三	二二九	四五五
在郷軍人	一五八	一六七	三三一	七六一
傷痍軍人	六	二	一六	二四
戰歿軍人	二五	二二	四六	九四
計	四一四	四六〇	一、〇三三	一、九〇七

# 大東亞省の昭和十八年度滿洲開拓民

## 送出計畫要綱の決定

さきに関連決定を見たる滿洲開拓民送出の第二期五ヶ年計畫要綱については本欄既報の如くであるが、その第二年度たる昭和十八年度の實施要綱については昭和十七年十一月新設の大東亞省に於て左の如く決定發表せられた

### 昭和十八年度滿洲開拓民實施に

#### 關する件

#### 第一、方針

昭和十八年度に於ける滿洲開拓民の送出竝に之が實施に附帶する諸事項に就いては先に閣議で決定した滿洲開拓第二期五ヶ年計畫要綱に基きその第二年度としての事業の實行を圖るものとするも勞務、資金、輸送資材等各般の情勢に照應し具體的にその員數竝に各般の事項を策定するものとす

#### 第二、要領

(一) 昭和十八年度に送り出す開拓民及び青年義勇隊の員數は左の如くすること

1. 開拓民 新規一五、〇〇〇戸(外に既定計畫に基くもの四、六八〇戸)

2. 青年義勇隊 一五、〇〇〇人昭和十八年度においてには特に左記項目につき改善刷新を圖ること

(二) 開拓民は二ヶ年以内に充實完了するものとし、二ヶ年にて充實を完了する開拓團の送出年度割は概ね初年度六割(先遣隊を含む)次年度四割とすること

(三) 集團開拓團は五十戸以上にて構成するものとし集合開拓團は之を廢止する

(四) 開拓團構成計畫の責任主體を市町村又は市町村の聯合體(場合により商工會議所又は郡農會を活用するものとす)とし各種補助金は綜合物に責任主體に交付すること

(五) 青年義勇隊訓練生の保護關係施設竝に保健衛生施設を充實すること

(六) 青年義勇隊訓練本部の借入金の償還につき考慮すること

(七) 女子青年の進出を促進すべき方策を講じ所要施設を整備充實すること

(八) 開拓團及び青年義勇隊指導員制度の刷新改善を圖り之が待遇改善を爲すこと

(九) 開拓地の建設を促進せしむるため入植適地調査を開拓民入植前々年度に完了しておくこととし昭和十年年度においては昭和十九、二十年年度入植所要地區の調査を實施すること

(十) 改良農法に依る積極的營農方法の指導普及に努むること

1. 北海道農法に依る改良農具の普及徹底を圖るため少くとも既入植開拓民五〇戸につき一組の割合をもつて之が交付を圖ること

2. 昭和十八年度以降入植する開拓民に對しては當初より改良農法を實施せしむる如く營農指導をなし且つ之に要する農具の整備を圖ること

3. 改良農法の積極的普及を圖るためこれが傳習機關として北方農業技術傳習所を設置し指導員、義勇隊及び一般開拓民中心となるべき人物に對しこ

れが技術の傳達を努むること

4. 開拓地營農の進展を圖るため日本馬を移植すると共に飼養管理の改善竝に病虛弱馬の保護の萬全を期すること

(十一) 開拓民及び青年義勇隊に對する訓練費、渡航費竝に開拓地施設費補助等については近時の物動事情等を參照してこれが單價の引上げにつき考慮すること

(十二) 開拓保健團を設立し開拓地醫療機關を整備擴充すると共に豫防及び保健衛生施設の萬全を期すること

大東亞省の調による滿洲集團開拓農民及び集合開拓農民の第一次以降選出戸數竝に青少年義勇軍の内原入所人員を掲ぐれば左の如くである。

因に、集團開拓農民は昭和七年にその第一次選出を行つてより昭和十五年を以つて第十次を送出を了へ、現在昭和十七年度第十一次送出計畫を實行中である。

又、集合開拓農民とは分村を主體とする右集團開拓農民とは別に各村より集合送出せらるるもので最近に初まるものである。

左表數字は既に本誌本欄所報のものもあるが、(第二卷第七號參照)完全送出に概ね三ヶ年を要するための爾後の追加がある爲め、茲に第一次以降をも一括再掲することとする。

### 滿洲集團及び集合開拓農民送出戸數

#### 竝に青少年義勇軍内原入所人員調





富山	三九一	二二二	二二六	二五〇	三五	一、一三四	岡山	六三九	二二二	一三八	二三四	二四〇	一、四七二
石川	一、〇一八	三〇〇	二七六	二六一	一五三	二、〇一〇	廣島	六二七	三八九	五〇八	七六二	八八七	三、一六三
福井	三二五	一七八	二九三	二二三	二四〇	一、二五九	山口	二七一	一九七	三六二	五二四	四八四	一、八三八
山梨	三九三	一〇三	一九六	二九二	三〇二	一、二八六	徳島	三七一	一一三	一〇七	四六七	三五〇	一、四〇八
長野	一、四九九	六八二	六三八	八一四	九七一	四、六〇四	香川	八三五	一八六	二二一	二九〇	二二一	一、七五三
岐阜	五〇六	二九九	三三〇	四四四	三〇八	一、八八二	愛媛	四一一	二五五	二四四	三二〇	三二六	一、五四六
静岡	四四六	二九六	三四七	五〇九	六四九	二、二四七	高知	三〇八	九〇	七七	一〇一	二七三	八五〇
愛知	三六〇	二九八	二〇二	二二九	一一三	一、二二二	福岡	二五八	一四四	一〇五	一〇三	二〇二	八二二
三重	二四八	一八八	二二〇	二三四	一一一	九一一	佐賀	八九八	七三	二二	九八	八二	一、一七四
滋賀	二六四	一七五	一〇八	二八五	一一二	九五四	長崎	六五二	一五三	一〇二	九七	五六	一、〇六〇
京都	三二五	二五一	一三〇	二二八	一九六	一、一三〇	熊本	一、〇三九	二二三	三〇七	四一五	一六九	二、一六三
大阪	一九八	二二五	三二一	二七六	三四二	一、三六四	大分	五六七	一三一	八〇	一六七	二五七	一、一〇一
兵庫	四〇九	二二三	二二三	二四二	一五三	一、二四九	宮崎	二八七	一〇一	二三八	二〇〇	二七六	一、一〇一
奈良	一一一	七四	一二七	一七六	三〇三	八〇一	鹿兒島	九五六	一六八	一八〇	一六四	八五	一、五五三
和歌山	四二六	一二九	八八	一四二	三五七	一、一四二	沖繩	一九五	一〇一	七四	五七	七三	五〇〇
鳥取	三三九	一四七	三二八	四四四	四三八	一、六六六	計	三、四、三、六、五	九、五〇八	九、六八八	一、三、三、三五	一、三、六、三一	六、九、四、五、七
島根	二二二	一一四	二七八	一八四	二〇三	九九五							

帝國農會の農林大臣諮問に對する答  
申竝に附帶建議

昭和十七年十一月開催せられたる帝國農會通常總會は同會に對する農林大臣の諮問「現下の情勢に即應し農業の維持培養上採るべき方策如何」に對し左の如き答申を議決、又農業團體統合促進その他に關する建議をも行つたが、之を掲ぐれば以下の如くである。

農林大臣諮問に對する答申

農村をして愈、主要食糧の國內自給力を増強し大和民

族の剛健なる培養基地たるの本領を發揮せしめ以て大東亞建設の秀拔なる推進力たらしむるの方途は矜持と熱情とを以て農業に従事し進んで他と協力之を指導し得るが如き家族勞作專業農家の育成保持に努むると共に之を中核とせる健全にして調和ある農村を建設振興するに在り依て現下の情勢に即應し農業の維持培養を期する爲には左記を根幹とせる施策を綜合的に樹立實行するを適當なりと認む

- 一、家族勞作專業農家の育成保持(一)自作農創設維持事業を徹底的に擴充すると共に小作料その他小作關係を適正ならしむること(二)農業立地條件に即應し

且つ適正なる自給をなし得る健全なる經營組織を確立すること(三)經營規模の調整、家畜並に農機具の導入を爲すと共に個別經營の基礎の上にこれと有機的關聯を持つ共同作業その他共同施設の擴充を圖ること(四)時局に即應せる農家の經營技能の向上を圖ると共に優秀技術の普及徹底を圖ること

- 二、新農村の建設(一)地方別地帯別に適正なる經營形態の專業農家を中心とせる農村計畫を確立すること(二)分村計畫は母村の農地關係の改善調整に資すると共に内地開發、滿洲開拓の促進を圖り得る如くこれを畫定實行すること(三)農地の擴張改良水利の改



善、農道の設置等を整備擴充すると共に農地の交換分合を促進する方途を講ずること(四)醫療保健その他厚生施設の擴充並に文化の向上を図ること(五)以上の諸施設を推進すべき指導農家等を中心とし國家の要請に即應せる農村の自發的活動體制を確立すること(六)新農村建設に關する指導は官廳、團體等一體となり個々の農村につき具體的且つ重點的に行ふこと

三、尊農精神の作興(一)農業者に對し農業と農村との國防國家的重要性を透徹せしめ矜持と熱情とを以て農業生産に従事し得る精神技術一如の錬成を行ふこと(二)國民一般に對し農業と農村との國防國家的重要性を認識せしむる施策を講ずること

四、其の他以上各項實施に關聯し施策すべき重要事項(一)適切なる綜合的農産物價格政策を確立すること(二)災害防除施設並に農業共濟制度を擴充すること(三)肥料資材等の絶對必要量を確保すること(四)農村地帯に於ける大工場等の設置を統制すると共に工業の適切なる配置計畫を包含せる農業地域計畫を確立すること(五)勞務動員計畫を樹つるに當り農業と農村の地位を確保すると共に農村より動員すべき勞働力に關しては農村側の計畫的送用に委すること、右答申す

#### 農業團體統合建議

農業團體統合の遷延に依る有形無形の國家的損失は蓋し甚大なるものあり政府は須らく事態を明察し速に農業團體統合を敢爲決行せられむことを要望す、右建議す

#### 農業保險改正建議

現行農業保險制度は戰時農業統制の進展に伴ひその活動分野をして著しく狹隘ならしめ、農業者をして該制度全般に對する不信の念を抱かしむるの傾向漸く顯著ならむとするものあり正に農業保險制度の危機と謂ふべし依て政府は事態に即應し速に農業保險制度の飛躍的擴充を斷行せられむことを要望す、右建議す

#### 増産物價適正建議

農産物價の一般物價に對する低位、勞員との不均衡等最近の情勢は農産物増産計畫の完遂と農村の維持向上とに悪影響を及ぼす恐れあり依て政府は速に物價政策を再檢討し低物價の基調を堅持すると共に綜合的なる農産物價格政策を樹立實行せられむことを要望す、右建議す

#### 農地制度改善建議

農地制度改善の要諦は農村現下の國家的使命に鑑み農業生産力の擴充と調和ある新農村の建設を實現する爲事業耕作農家の保全を根幹とせる制度を整備するにあり、依て政府は速に左記の措置を講ぜられむことを要望す一、自作農對策を擴充強化すること(一)農地は自ら耕作する農家に所有せしむるの原則を強力に推進すること(二)新農村の建設を自途とし計畫的に自作農創設維持事業を實施すること(三)前項の場合に於て不在地主及び大地積の農地を有する在住地主は自作農創設維持事業を行ふ團體より農地購入の申入ありたるときは積極的に之に協力すること(四)自作農創設

の爲に供用すべき農地の價格に關しては臨時農地價格統制令に特例を設けると共に農地調整法施行規則中の標準價格の算法を改正すること(五)創設維持すべき自作農地の融通資金に對する利子は可及的低利となすこと(六)家産制度を設くる等自作農保全の方途を講じ農地の喪失並に細分を抑制すること二、農業生産力擴充の安定條件を確保する爲小作關係の適正化を促進すること三、市町村農地委員會は右に呼應しその活動を更に強化すること四、右各項に關する法制を整備すること五、地主をして國家的見地に立脚し右各項の實現に對し積極的に協力せしむること六、右各項實現に伴ふ資金融通の爲現行機關を徹底的に強化活用し或は強力なる特殊金融機構を設置すること七、農地に關する行政機構を更に整備擴充すること、右建議す

#### 重要彙報記事總目錄

(自第一卷第一號至第三卷第十二號)

本目錄は本誌第一卷第一號より第三卷第十二號に至る彙報記事の内特に今後索引参照の機會ありと考へらるゝものを事項別に分類せるものである。題名は必ずしも原號所載の題名によつてゐないが、索引に不便のない程度のものである。

#### 分類目次

第一篇 人口問題研究所及び厚生省研究所人口民族

部に關する事項

(一) 人口問題研究所官制その他

(イ) 官制

(ロ) 人事

(ハ) 其他

(二) 厚生省研究所官制その他

(イ) 官制

(ロ) 人事

(ハ) 其他

(三) 人口問題研究所及び厚生省研究所人口民族部に於て實施せる調査の調査要綱

(イ) 人口問題研究所に於て實施せるもの

(ロ) 厚生省研究所人口民族部に於て實施せるもの

(四) 厚生省官制(特に研究所に關係あるもの)

第三篇 人口問題關係法令

(一) 國勢調査及家計調査

(イ) 國勢調査

(ロ) 家計調査

(二) 國民體力法

(イ) 母子保護關係

(ロ) 妊娠婦手帳

(三) 國民優生法

(四) 醫療及衛生關係

(イ) 醫療保護法

(ロ) 國民醫療法

(ハ) 結核關係

(六) 社會保險關係

(イ) 職員健康保險

(ロ) 船員保險

(ハ) 勞働者年金保險

(ニ) 健康保險

(ホ) 國民健康保險

(七) 稅制及家族手當關係

(イ) 稅制關係

(ロ) 家族手當關係

(ハ) 生活關係

(イ) 住宅關係

(ロ) 物資關係

(ハ) 食糧管理法

(九) 農業關係

(イ) 農事統制

(ロ) 農地開發

(ハ) 米穀生産獎勵

(十) 勞務關係

(イ) 從業者移動防止令

(ロ) 勞務調整令

(ハ) 重要事業場勞務管理

(ニ) 國民勞務手帳及國民登録

(ホ) 國民職業能力申告令

(ハ) 國民徵用

(ト) 國民勤勞報國

(チ) 學校卒業者使用制限

(リ) その他

(十一) 學制改革

(十二) 大東亞建設審議會官制

(十三) その他

第三篇 人口政策關係事項

(一) 基本國策

(二) 健民運動

(三) 母子保護

(四) 優良多子家庭表彰

(五) 結核對策

(六) 國民優生

(七) 醫療及衛生

(八) 生活關係

(九) 農業關係

(十) 勞務動員(國民動員)

(十一) 滿洲開拓

(十二) 國土計畫

(十三) 外地關係

第四篇 人口統計關係事項

(一) 一般人口統計

(イ) 國勢調査結果その他

(ロ) 在外本邦人人口

(ハ) 外地人口

(ニ) 特殊調査統計

(イ) 出産力

(ロ) 結婚適齡期

(ハ) 國民體力管理

(ニ) 體力章檢定

(ホ) 學校身體檢査

(ハ) 國民優生

(ト) 結核關係

(チ) 醫療關係

(リ) 社會保險

(ヌ) 住宅關係	(二) その他
(ル) 農業關係	第六篇 諸外國の人口統計及人口政策
(ヲ) 勞務關係	(一) 滿洲國
(ワ) 人口移動	(イ) 人口統計
(カ) その他	(ロ) 人口政策
第五篇 人口問題關係諸團體に關する事項	(二) 獨逸
(一) 財團法人人口問題研究會	(イ) 一般人口統計

第一篇 人口問題研究所及び厚生省研究所人口民族部に關する事項

(一) 人口問題研究所官制その他	
(イ) 官制	
人口問題研究所官制(昭和十四、八二五)	卷一 一號
人口問題研究所事務分掌規程	一、一
人口問題研究所事務分掌規程細則	一、一
人口問題研究所官制中改正ノ件(昭和十六、二、四)	二、一
(ロ) 人事	
人口問題研究所參與の發令(昭和十五年二月五日)	一、二
人口問題研究所參與の異動(昭和十五年五月二十三日)	一、三
人口問題研究所兩部長の異動(昭和十六年五月十二日)	二、五
人口問題研究所兩部長の異動(昭和十七年九月二十三日)	三、九
(ハ) 其他	
人口問題研究所に於て直ちに調査研究に着手すべき主要調査研究事項	一、一
人口問題研究所設置に關する若干の新聞論說抜萃	一、一
人口問題研究所編「人口政策の要目録」	二、一〇
人口問題研究所に於て作成せる資料の事項別分類目録	三、六
(昭和十七年一月一六月)	

(ロ) その他	
(三) 其他各國人口事情	
(イ) 人口統計	
(ロ) 人口政策	
(ハ) その他	

(二) 厚生省研究所官制その他

(イ) 官制	
厚生省研究所官制	三、一
厚生省研究所事務分掌規程	三、一
厚生省研究所事務分掌規程細則	三、一
厚生省研究所各部分科規定	三、一
(ロ) 人事	
厚生省研究所人口民族部長並に部内兩研究部長の任命	三、一
(ハ) 其他	
厚生省研究所人口民族部主要調査研究事項	三、一
研究報告資料「戦争の人口に及ぼせる影響」内容目録	三、一
(三) 人口問題研究所及び厚生省研究所人口民族部に於て實施せる調査の調査要綱	
(イ) 人口問題研究所に於て實施せるもの	
出産力調査(昭和十五年)	一、一
同調査結果速報	一、六
所得階級別婚姻、出生及死亡調査(昭和十五年)	一、二
内地在住朝鮮人出産力調査(昭和十五年)	一、四
農村人口移動調査(昭和十五年)	一、五
初婚者所得調査(昭和十五年)	一、七
初婚者結婚費用調査(昭和十六年)	二、一〇

多産者同胞出産力調査(昭和十六年)……………二、一〇

勞働母性の不妊並死流産調査(昭和十六年)……………二、一〇

人口問題研究所調査指定村に對する基本調査(昭和十六年)……………二、一〇

千葉縣に於ける出生率高低に關する調査(昭和十七年)……………三、二

(ロ) 厚生省研究所人口民族部に於て實施せるもの

第一次育児費調査……………三、一一

妻の職業別出産力調査(第一次)……………三、一二

(四) 厚生省官制(特に研究所に關係あるもの)

厚生省官制中改正ノ件(昭和一六、七、三二、人口局の創設等)……………二、八

改正厚生省分課規定(昭和一六、八、一、同右)……………二、八

厚生省分課規定中改正ノ件(昭和一六、二、一七練武課の新設)……………二、一二

行政簡素化實施ノ爲ニスル厚生省官制中改正ノ件(昭和一七、一一、一)……………三、一一

改正厚生省分課規程(昭和一七、一一、一)……………三、一一

第二篇 人口問題關係法令(法令案を含む)

(一) 國勢調査及家計調査

(イ) 國勢調査

昭和十五年國勢調査施行令(昭和一五、五、二四)……………一、三

昭和十五年國勢調査施行規則(昭和一五、五、二五)……………一、三

昭和十五年國勢調査ニ於ケル指定技能ニ關スル告示(昭和一五、五、二五)……………一、三

昭和十五年關東州國勢調査施行規則……………一、七

第五回國勢調査の結果表章に用ふべき産業分類(昭和一五、一一、二七)……………一、九

人口動態調査令施行細則中改正ノ件(昭和一七、九、三三)……………三、一〇

(ロ) 家計調査

家計調査施行規則(昭和一六、八、四改正)……………二、九

家計調査施行心得(昭和一六、八、四)……………二、九

(二) 國民體力法

國民體力法(昭和一五、四、八)……………一、二

國民體力法ノ施行期日ニ關スル件(昭和一五、九、二四)……………一、七

國民體力法ノ被管理者ノ範圍限定ニ關スル件(昭和一五、九、二四)……………一、七

國民體力法施行令(昭和一五、九、二四)……………一、七

國民體力法施行規則(昭和一五、九、二六)……………一、七

國民體力法施行令中改正(昭和一六、一、二九)……………二、三

國民體力法被管理者ノ範圍限定ニ關スル件(昭和一六、三、一八)……………二、四

國民體力法中改正法律案要綱(昭和十七年第七十九回帝國議會提案法律案要綱)……………三、二

國民體力法中改正法律(昭和一七、二、二〇)……………三、三

國民體力法ノ被管理者ノ範圍限定ニ關スル件(昭和一七、三、二六)……………三、四

國民體力法中改正法律施行期日ノ件(昭和一七、四、二七)……………三、五

國民體力法施行令中改正ノ件(昭和一七、四、二七)……………三、五

國民體力法施行規則中改正ノ件(昭和一七、七、二四)……………三、八

(三) 母子保護關係

(イ) 妊娠婦手帳

妊娠婦手帳規程(昭和一七、七、一三)……………三、八

(ロ) 保健婦

保健婦規則(昭和一六、七、一〇)……………二、八

私立保健婦學校保健婦講習所指定規則(昭和一六、七、二六)……………二、八

(四) 國民優生法

國民優生法(昭和一五、五、一)……………一、二

國民優生法ノ一部施行期日ニ關スル件(昭和一六、六、六)……………二、七

國民優生法施行令(昭和一六、六、六)……………二、七

國民優生法施行規則中改正ノ件(昭和一七、九、九)……………三、九

(五) 醫療及衛生關係

(イ) 醫療保護法

醫療保護法(昭和一六、三、五)……………二、四

醫療保護法施行期日ニ關スル件(昭和一六、八、八)……………二、九

醫療保護法施行令(昭和一六、八、八)……………二、九

(ロ) 國民醫療法

醫療法案要綱(昭和十七年第七十九回帝國議會提案法律案要綱)……………三、二

國民醫療法(昭和一二、二一四)……………三、三

國民醫療法ノ一部施行期日ノ件(昭和一二、四、一五)……………三、五

日本醫療團令(昭和一二、四、一五)……………三、五

國民醫療法ノ一部施行期日ノ件(昭和一二、一〇、二七)……………三、一

國民醫療法施行令(昭和一二、一〇、二七)……………三、一

國民醫療法施行規則(昭和一二、一〇、三〇)……………三、一

(六) 結核關係

結核豫防法樺太施行令(昭和一二、六、六)……………二、七

樺太結核豫防法施行規則(昭和一二、六、二〇)……………二、一

國立結核療養所官制中改正ノ件(昭和一二、一〇、三)……………二、一

結核豫防法施行令中改正ノ件(昭和一二、四、一五)……………三、五

結核對策要綱(昭和十七年八月二十一日、閣議決定)……………三、九

(七) 社會保險關係

(イ) 職員健康保險

職員健康保險法(昭和一二、四、六)……………一、四

政府職員共濟組合令(昭和一二、三、三〇)……………二、二

職員健康保險法施行令中改正ノ件(昭和一二、三、一七)……………三、四

(ロ) 船員保險

船員保險法(昭和一二、四、六)……………一、四

船員保險法施行令中改正ノ件(昭和一二、六、二二)……………三、七

船員保險法施行令中改正ノ件(昭和一二、六、三〇)……………三、八

(ハ) 勞働者年金保險

勞働者年金保險制度要綱(昭和十五年十月)……………一、八

同要綱に對する保險制度調査會の修正並に希望決議(昭和十五年十月)……………一、九

勞働者年金保險法ノ一部施行期日ノ件(昭和一二、二、六)……………三、一

勞働者年金保險法施行令(昭和一二、二、二七)……………三、一

勞働者年金保險法施行規則(昭和一二、二、二九)……………三、一

勞働者年金保險法ノ一部施行期日ノ件(昭和一二、五、二六)……………三、六

(ニ) 健康保險法

健康保險制度擴充案要綱(昭和十六年五月、保險院社會保險局)……………二、八

昭和十六年法律第五十九號健康保險法中改正法律施行期日ノ件(昭和一二、一〇、一〇)……………二、一

健康保險法施行令中改正ノ件(昭和一二、一〇、一〇)……………二、一

健康保險法施行令中改正ノ件(昭和一二、一、一三)……………三、一

健康保險法中改正法律案要綱(昭和十七年第七十九回帝國議會提案法律案要綱)……………三、二

健康保險法中改正法律(昭和一二、二、二〇)……………三、三

健康保險改正法律ノ一部施行期日ノ件(昭和一二、三、二八)……………三、四

健康保險法施行令中改正ノ件(昭和一二、三、二八)……………三、四

(ホ) 國民健康保險

國民健康保險法中改正法律案要綱(昭和十七年第七十九回帝國議會提案法律案要綱)……………三、二

國民健康保險法中改正法律(昭和一二、二、二〇)……………三、三

國民健康保險法中改正法律ノ一部施行期日ノ件(昭和一二、四、二七)……………三、五

(七) 稅制及家族手當

(イ) 稅制關係

昭和十五年所得稅法改正法律並に相續稅法中改正法律に於ける扶養家族控除制度の新設……………一、三

昭和十七年所得稅法中改正法律に於ける扶養家族控除制度の擴充……………三、二

同……………三、三

昭和十七年恩給法中改正法律に於ける遺族員數に因る加給制度の制定……………三、二

同……………三、三

同……………三、三

(ロ) 家族手當關係

臨時家族手當給與令(昭和一二、八、一三)……………一、六

家族手當の支給に關する件(昭和十七年一月閣議決定)……………三、二

會社經理統制令施行規則中改正ノ件(昭和一二、二、二八)……………三、三

賃金統制令施行規則中改正ノ件(昭和一二、二、二七)……………三、三

臨時家族手當給與令(昭和一二、三、二四)……………三、四

行政簡素化實施と官廳職員の待遇改善(昭和十七年八月閣議決定)……………三、八

臨時家族手當給與令中改正ノ件(昭和十七、二、一)……………三、二二

會社經理統制令施行規則中改正ノ件(昭和十七、二、一)……………三、二二

(八) 生活關係

(イ) 住宅關係

住宅營團法(昭和十六、三、七)……………二、五

住宅營團法ノ施行期日ニ關スル件(昭和十六、四、四)……………二、五

住宅營團法施行令(昭和十六、四、四)……………二、五

貸家組合法施行期日ノ件(昭和十六、七、四)……………二、八

朝鮮住宅營團令(昭和十六、六、一四)……………二、八

(ロ) 物資關係

生活必需物資統制令(昭和十六、三、三)……………二、五

生活必需物資指定規則(昭和十六、四、一)……………二、五

生活必需物資綜合計畫(昭和十七年六月二十七日閣議決定)……………三、七

(九) 食糧管理法

食糧管理法(昭和十七、二、一〇)……………三、三

食糧管理法ノ一部施行期日ノ件(昭和十七、六、三)……………三、七

食糧管理法施行令(昭和十七、六、三)……………三、七

食糧管理法施行規則(昭和十七、六、二七)……………三、七

食糧管理法樞太適用特例(昭和十七、六、二四)……………三、七

同 朝鮮施行令(昭和十七、六、二六)……………三、七

同 臺灣施行令(昭和十七、六、二六)……………三、七

食糧管理法ノ一部施行期日ノ件(昭和十七、九、一〇)……………三、九

食糧管理委員會官制(昭和十七、一〇、二三)……………三、一

食糧管理法施行令中改正ノ件(昭和十七、一〇、一五)……………三、一

(十) 農業關係

(イ) 農事統制

臨時農地價格統制令(昭和十六、一、二九)……………二、三

臨時農地等管理令(昭和十六、一、三)……………二、三

農地作付統制規則(昭和十六、一〇、二六)……………二、二

作付統制助成規則(昭和十六、一〇、二五)……………二、二

農業生産の統制に關する勅令案要綱(昭和十六年十一月閣議決定)……………二、二

(ロ) 農地開發

農地開發法(昭和十六、三、二二)……………二、四

農地開發法施行令(昭和十六、四、二四)……………二、五

農地開發法一部施行期日ノ件(昭和十六、九、二二)……………二、一〇

農地開發事業令(昭和十六、九、二二)……………二、一〇

農地開發事業補助規則(昭和十六、一〇、二八)……………二、二

農地開發法施行令中改正ノ件(昭和十七、三、二〇)……………三、四

農地開發法第四十二條ノ規定ニ依リ法人税及營業税ノ免除ニ關スル件(昭和十七、七、四六閣省令)……………三、八

農地開發事業補助規則中改正ノ件(昭和十七、九、二二)……………三、九

(ハ) 米穀生産獎勵

米穀生産獎勵金交付規則(昭和十六、二、二五)……………三、一

米穀生産獎勵金交付規則中改正ノ件(昭和十七、三、三)……………三、四

(ニ) 勞務關係

(イ) 從業者移動防止令

從業者移動防止令(昭和十五、二、一八)……………二、一

同 施行規則(昭和十五、二、一五)……………二、一

(ロ) 勞務調整令

勞務の調整に關する勅令案要綱(昭和十六年九月閣議決定)……………二、一〇

勞務調整令(昭和十六、二、二六)……………三、一

同 施行規則(昭和十六、二、二七)……………三、一

同 施行規則中改正ノ件(昭和十七、四、二〇)……………三、五

同 施行規則中改正ノ件(昭和十七、九、九)……………三、九

(ハ) 重要事業場勞務管理

重要事業場の勞務管理の監督に關する勅令案要綱(昭和十六年九月閣議決定)……………二、一〇

重要事業場勞務管理令施行規則(昭和十七、二、二八)……………三、三

(三) 國民勞務手帳及國民登錄

國民勞務手帳法(昭和十六、三、七)……………二、七

國民勞務手帳法ノ施行期日ニ關スル件(昭和十六、六、一四)……………二、七

國民勞務手帳法施行令(昭和十六、六、一四)……………二、七

國民勞務手帳法及國民勞務手帳法施行令ノ國ノ事業ニ關スル

特例ノ件(昭和十六、六、一四)……………二、七

國民勞務手帳法施行規則(昭和十六、六、一七)……………二、七

國民勞務手帳及國民登錄事務取扱規程(昭和十六、七、二二)……………二、一

國民勞務手帳及國民登錄事務取扱規程中改正ノ件(昭和十六、一〇、二六)……………二、一

南洋群島勞務手帳令(昭和十七、四、七)……………三、五

國民勞務手帳法施行規則中改正ノ件(昭和十七、七、一〇)……………三、八

國民勞務手帳及國民登錄事務取扱規程中改正ノ件(昭和十七、九、一)……………三、九

國民勞務手帳法施行規則並ニ國民勞務手帳及國民登錄事務取扱規程中改正ノ件(昭和十七、一、一八)……………三、二

(ホ) 國民職業能力申告令

國民徵用令及國民職業能力申告令中改正に關する勅令案要綱

(昭和十六年九月閣議決定)……………二、一〇

國民職業能力申告令中改正ノ件(昭和十六、一〇、一四)……………二、一

國民職業能力申告令施行規則中改正ノ件(昭和十六、一〇、一六)……………二、一

國民職業能力申告令第二條第六號ノ要申告者ニ關スル申告ノ特例

ニ關スル件中改正ノ件(昭和十六、一〇、一六)……………二、一

國民職業能力申告令第二條第六號ニ依ル指定ノ件中改正ノ件

(昭和十六、一〇、一六)……………二、一

國民職業能力申告令中改正ノ件(昭和十七、九、一)……………三、九

國民職業能力申告令施行規則中改正ノ件(昭和十七、一、一八)……………三、二

(ニ) 國民徵用

國民徵用令及國民職業能力申告令中改正ニ關スル勅令案要綱

(昭和十六年九月閣議決定)……………二、一〇

醫療關係者の徵用に關する勅令案要綱(昭和十六年九月閣議決定)……………二、一〇

國民徵用令中改正ノ件(昭和十六、二、二五)……………三、一

國民徵用令施行規則中改正ノ件(昭和十六、二、二六)……………三、一

醫療關係者徵用令(昭和十六、二、二五)……………三、一

醫療關係者徵用令施行規則(昭和十六、二、二六)……………三、一

醫療關係者徵用扶助規則(昭和十七、一、一九)……………三、二

(ト) 國民勤勞報國

國民勤勞報國隊に關する勅令案要綱(昭和十六年九月閣議決定)……………二、一〇

國民勤勞報國協力令(昭和十六、二、二二)……………二、二

(チ) 學校卒業者使用制限

學校卒業者使用制限令中改正ノ件(昭和十六、二、二二)……………二、二

學校卒業者使用制限令施行規則中改正ノ件(昭和十七、三、二五)……………三、四

學校卒業者使用制限令中改正ノ件(昭和十七、七、一七)……………三、八

學校卒業者使用制限令、國民職業能力申告令、國民徵用令等諸勅令並ニ施行規則ノ他ノ省令中改正ノ件(昭和十七、一、二)……………三、一

(リ) 其ノ他

勞務統制委員會官制(昭和十六、九、二〇)……………二、一〇

勤勞顯功章令(昭和十七、九、一八)……………三、九

陸軍勤勞顯功章令施行規則(昭和十七、二、二四)……………三、二

俘虜派遣規則(昭和十七、一〇、二二)……………三、二

(十一) 學制改革

大學學部等ノ在學年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ關スル件

(昭和十六、一〇、一六)……………二、二

大學學部等ノ在學年限又ハ修業年限ノ昭和十六年度臨時短縮ニ關

スル件(昭和十六、一〇、一六)……………二、二

大學學部等ノ在學年限又ハ修業年限ノ昭和十七年度臨時短縮ニ關

スル件(昭和十六、一一、二)……………二、二

在學徵集延期期間ノ短縮ニ關スル件(昭和十六、一〇、一六)……………二、二

中等學校、高等學校高等科及大學豫科ノ修業年限短縮ニ關スル件

(昭和十七年八月二十一日閣議決定)……………三、九

大學學部等ノ在學年限又ハ修業年限ノ昭和十八年度臨時短縮ニ關スル件(昭和十七、二、二五)……………三、一二

(十二) 大東亞建設審議會官制

大東亞建設審議會官制(昭和十七、二、二〇)……………三、三

大東亞建設審議會官制中改正ノ件(昭和十七、五、三三)……………三、六

(十三) その他

興亞鍊成所規程(昭和十六、四、二二)……………二、五

朝鮮青年特別鍊成令(昭和十七、一〇、一)……………三、一〇

行政簡素化實施ノ爲ニスル統計局官制定ノ件(昭和十七、二、二二)……………三、一二

大東亞省官制(昭和十七、二、二二)……………三、一二

行政簡素化實施及大東亞省設置ノ爲ニスル興亞鍊成所官制定ノ件(昭和十七、二、二二)……………三、一二

大東亞省連絡委員會設置ノ件(昭和十七、二、二二)……………三、一二

第三篇 人口政策關係事項

(一) 基本國策

近衛內閣基本國策要綱……………一、六

國土計畫設定要綱(昭和十五年九月閣議決定)……………一、七

人口政策確立要綱(昭和十六年一月閣議決定)……………二、二

大東亞建設審議會審議經過(幹事長談)

第一部會(基礎要件) 昭和十七年五月四日……………三、五

第四部會(經濟政策) 同右……………三、五

第二部會(文教政策) 昭和十七年五月二十二日……………三、五

第三部會(人口政策) 同右……………三、五

第六部會(農林水產及畜產政策) 昭和十七年七月……………三、七

第八部會(交通政策) 同右……………三、七

昭和十八年度重要事項豫算編成大綱(昭和十七年七月閣議決定)……………三、七

行政簡素化實施大綱(昭和十七年八月閣議決定)……………三、八

(二) 健民運動

健民運動實施要綱(昭和十七年五月、厚生省人口局)……………三、四

人口問題啓蒙ポスター製作(厚生省人口局)……………三、六

健民特別指導地區設定要綱(昭和十七年九月、厚生省人口局)……………三、九

(三) 母子保護

母性及乳幼児體力向上方策に關する國民體力審議會の答申……………一、七

昭和十七年度乳幼児體力向上指導要綱(厚生省人口局)……………三、五

昭和十七年度妊娠婦保健指導及保護實施要綱(厚生省人口局)……………三、六

(四) 優良多子家庭表彰

優良多子家庭表彰制度の設定(昭和十五年)……………一、三

同、附帶調査結果……………一、九

優良多子家庭子女に對する育英費給付制度(昭和十六年)……………二、八

同、給付狀況調(昭和十六年)……………二、八

第二回優良多子家庭表彰に關する附帶調査結果(昭和十六年)……………二、一二

第三回優良多子家庭並に母子保護事業功勞者表彰……………三、一〇

同附帶調査結果……………三、一二

(五) 結核對策

結核對策要綱(昭和十七年八月閣議決定)……………三、九

(六) 國民優生

國民優生聯盟の優生結婚資金貸付並に優生結婚産兒獎勵金制度(厚生省豫防局)……………二、五

結婚に於ける健康問題の指導指針(厚生省人口局)……………二、九

(七) 醫療及衛生

醫藥制度改善方策に關する醫藥制度調査會の答申(昭和十五年十月)……………一、九

花柳病豫防法改正に關する國民體力審議會の答申(昭和十五年十二月)……………二、二

(八) 生活關係

生活必需品の統制に關する勅令案要綱(昭和十五年十二月)……………二、一

厚生省衛生局の營養食調査……………二、三



緊急食糧對策(昭和十六年九月閣議決定)……………二、一〇

農林省の主要農産物對策要綱(昭和十七年四月)……………三、四

生活必需物資綜合計畫(昭和十七年六月二十七日閣議決定)……………三、七

食糧營團運營方針大綱(昭和十七年七月農林省)……………三、七

(九) 農業關係

帝國農會の農業及農家の安定發展方策その他に關する農林大臣(の答申並に附帶決議(昭和十五年十月)……………一、八

農林省農林計畫委員(會經濟更生部會)の安定農家適正規模調査に關する答申(昭和十五年十二月)……………二、一

農林省經濟更生部の安定農家適正規模に關する調査……………二、一

帝國農會の諮問に對する答申並に附帶建議(昭和十七年十一月)……………三、一二

(十) 勞務動員(國民動員)

昭和十五年度勞務動員計畫……………一、五

工礦業勞務者の農業生産確保に對する協力に關する件(昭和一五、八、二〇厚生農林通牒)……………一、六

小賣業の整備に關する件(昭和一七年四月閣議決定)……………三、五

小賣業整備要綱(昭和一七年五月、商工省)……………三、五

昭和十七年度國民動員實施計畫(昭和十七年五月二十六日、企畫院總裁議)……………三、六

重要事業場特別鍊成實施要綱(昭和十七年九月、厚生省勞働局)……………三、九

勞務報國會設立要綱(昭和十七年九月)……………三、一〇

(十一) 滿洲開拓

滿洲開拓第二次五箇年計畫要綱(昭和十七年一月閣議決定)……………三、二

滿洲開拓團編成助成規則(昭和一七、九、二二、拓務省令)……………三、九

昭和十八年度滿洲開拓民送出計畫要綱(昭和十七年十一月、大東亞密)……………三、一二

滿洲集團及集合開拓農民送出戶數調(昭和十七年三月末現在)……………三、一二

青少年義勇軍内原入所人員調(自昭和十三年度至昭和十七年度)……………三、一二

(十二) 國土計畫

國土計畫設定要綱(昭和十五年九月閣議決定)……………一、七

地方計畫制度要綱(昭和十五年九月内務省計畫局案)……………一、七

中央農林協議會の東亞國土計畫要目(昭和十六年一月)……………二、三

工業規制地域及工業建設地域に關する暫定措置(昭和十七年六月二日閣議決定)……………三、六

工場規制地區指定(昭和一七、六、三内務省告示)……………三、六

臨時東北地方振興計畫調査會の第二期振興五ヶ年計畫要綱(昭和十七年六月決定)……………三、六

大東亞地域に配置すべき者の鍊成機關整備に關する件(昭和十七年六月閣議決定)……………三、六

(十三) 外地關係

朝鮮に於ける徵兵制實施(昭和十七年五月八日閣議決定)……………三、六

朝鮮青年特別鍊成令(昭和一七、一〇、一、制令)……………三、一〇

第四篇 人口統計關係事項

(一) 一般人口統計

(イ) 國勢調査結果その他

昭和十五年國勢調査確定人口(統計局發表談話)……………二、五

第七十九回帝國議會に於ける東條首相の我が國人口増加趨勢に關する質問に對する答辯……………三、二

(ロ) 在外本邦人口調(外務省調査)

在外邦入口調(昭和十四年十月一日現在)……………二、六

1 總數及民籍別人口

2 在外本邦内地人口(各國別及職業別)

3 在外本邦内地人口(各洲別及職業別)

4 在外本邦内地人職業別人口累年比較(昭和五年—十四年)

5 在外本邦内地人主要地域別人口累年比較(明治三十七年—昭和十四年)

中華民國在留本邦人口調(昭和十五年四月一日現在)……………一、五

中華民國在留本邦人口調(昭和十六年四月一日現在)……………二、六

中華民國在留本邦人口概計(昭和十七年七月一日現在)……………三、一〇

1 中華民國在留本邦人口比較(昭和十二年七月一日以降、北中南支別及民籍別)

中華民國在留本邦人口比較(昭和十二年七月一日以降、北中南支別及民籍別)

中華民國在留本邦人口比較(昭和十二年七月一日以降、北中南支別及民籍別)

中華民國在留本邦人口比較(昭和十二年七月一日以降、北中南支別及民籍別)

2 領事館管内別在留本邦人人口(民籍別)

3 各地別在留内地人人口

4 在留第三國人人口(北中南支及各國別)

5 在留第三國人人口(領事館管内別主要國別)

(ハ) 外地人口

南洋群島現住戸口調(昭和十四年六月末現在)

昭和十七年七月末現在關東州人口

(二) 特殊調査統計

(イ) 出産力調査

警視廳衛生部及東京帝國大學醫學部附屬病院の妊孕狀態調査及出

産調査(昭和十四年十月)

人口問題研究所施行出産力調査結果速報

熊本縣醫師會の縣下出産力調査

(ロ) 結婚適齡期

結婚適齡期に關する調査(三谷茂博士、人口問題同攻者會合席上)

(ハ) 國民體力管理

千葉縣に於ける國民體力管理制度準備調査(昭和十四年、厚生省體力局)

(ニ) 體力章檢定

第一回體力章檢定(昭和十四年、厚生省體力局)

(ホ) 學校身體檢査

昭和十四年度大學高等專門學校學校身體檢査統計(文部省體育局)

(ヘ) 國民優生

東京市内浮浪者及乞食の精神醫學的調査(昭和十四年)

諸外國優生法實施狀況調(厚生省豫防局)

埼玉縣下某村に於ける精神健康調査(昭和十五年厚生省豫防局)

(ト) 結核關係

東京市の昭和十三年結核死亡統計

東京、大阪市に於ける兒童健康診斷成績(昭和十四年、厚生省豫防局)

昭和十三年全國結核死亡統計(厚生省豫防局)

地方別結核死亡率

地方別總死亡と結核死亡との割合

年令體性別結核死亡

自明治三十九年至昭和十三年全國結核死亡率

各國結核死亡率累年比較(厚生省豫防局)

公立結核療養所狀況調(昭和十四年三月現在、厚生省豫防局)

(チ) 醫療關係

全國無醫村調査(昭和十四年八月末現在、厚生省衛生局)

官公私立癩療養收容患者異動調(昭和十六年六月分、厚生省豫防局)

東京市内主要病院生死產數及助産婦數調

(昭和十六年十二月一日現在、厚生省人口局)

(リ) 社會保險

諸國に於ける癈疾、老齡及寡婦孤兒保險制度調

國民健康保險普及狀況調(昭和十六年七月末現在、保險院)

(ヌ) 住宅關係

財團法人同潤會の東北地方農山漁村住宅改善調査(昭和十五年)

住宅營團の昭和十六年度事業計畫

(ル) 農業關係

帝國農會の昭和十四年度稻作勞働狀況調査

安定農家適正規模に關する調査(昭和十五年、農林省經濟更生部)

(ワ) 勞務關係

二十歳未満未經験勞務者の就業年齡別集計

(昭和十四年三月四月、厚生省勞働局)

產業別勞働者數調(自昭和元年至昭和十四年、厚生省勞働局)

勞務者世帯構成調査(昭和十四年十二月、厚生省勞働局)

獨逸及伊太利に於ける勞働手帳制度(厚生省職業局)

(ヰ) 人口移動

日本勞働科學研究所の事變下の農村流出口に關する調査

(昭和十四年七月)

(カ) その他 ..... 一、四

支那事變前後に亙る一般少年犯罪増減調(司法省)..... 一、四

第五篇 人口問題關係諸團體に關する事項

(一) 財團法人人口問題研究会

第三回人口問題全國協議會(昭和十四年十一月)

政府諮問(現下の時局に鑑み人口政策の見地より國民生活安定に關し

特に留意すべき點に對する答申..... 一、一

研究報告題名及報告者氏名..... 一、一

優生政策確立に關する建議(昭和十五年三月)..... 一、二

第四回人口問題全國協議會(昭和十五年)

開催計畫..... 一、六

政府諮問(國土計畫上人口政策の見地より考慮すべき點)に對

する答申..... 一、九

研究報告題名及報告者氏名..... 一、九

第五回人口問題全國協議會(昭和十六年)..... 二、二

人口政策實施促進に關する建議、研究、意見、題名及報告者氏名

第六回人口問題全國協議會(昭和十七年)

開催要綱..... 三、八

大東亞建設に處する民族人口政策に關する建議..... 三、一

結婚促進に關する建議..... 三、一

人口の都市配置に關する繼續委員會設置決議..... 三、一

研究報告題名及報告者氏名..... 三、一

(二) その他

日本民族國家策研究會設立趣意書並に規約..... 二、七

結婚報國懇話會設立趣意書、會則並に役員氏名..... 三、二

日本醫療團設立委員會委員氏名..... 三、五

日本母性保護會設立趣意書並に會則..... 三、五

武道綜合團體組織要綱並に財團法人大日本武德會々則..... 三、五

日本醫療團正副總裁及理事(昭和十七年五月)..... 三、六

第六篇 諸外國の人口統計及人口政策

(一) 滿洲國

(イ) 人口統計

昭和十五年<sup>康徳七年</sup>滿洲國國勢調查速報..... 二、二

同、確定人口(民族別及年齡別人口)..... 三、一〇

(ロ) 人口政策

滿洲國綜合立地計畫策定要綱並に同計畫調査項目

(康徳七、二六國務院會議決定)..... 二、二

開拓農場法(康徳八年十一月)..... 三、二

國民勤勞奉公制創設要綱(康徳九年六月四日參議府會議決定)..... 三、六

(二) 獨逸

(イ) 人口統計

一九三九年人口動態..... 一、四

戰時下獨逸の人口動態(一九四〇年上半期現在)..... 一、九

ポヘミア及モラヴィア兩保護領並に波蘭總督領の推定人口

(一九四〇年首及同年六月)..... 二、二

一九三九年國勢調查確定人口..... 二、二

一九三三年以降の面積及人口増加..... 二、二

一九三九年國勢調査の細目集計

職業別所屬人口..... 二、三

社會階級別所屬人口..... 二、三

ユダヤ及ユダヤ系混血人口..... 二、三

移出入人口..... 二、三

都鄙別人口..... 二、三

全國人口の年齡構成..... 二、六

都鄙別人口の年齡構成..... 二、六

女子人口の年齡別超過又は不足..... 二、六

配偶關係別集計……………二、六

有業人口集計……………二、八

同、年齢階級別分布……………二、八

同、歴史的概観……………二、八

宗教別人口……………二、八

一九四〇年大都市人口動態……………二、四

東方新領土の人口調査(一九三九年十二月現在推定)……………二、六

ボヘミア及モラビア兩保護領の人口動態(一九三〇—四〇年)……………二、八

(ロ) 其の他……………二、八

一九三三—三九年間の結婚資金貸與及其の償還免除件數……………一、四

D.A.D.の多子家族生計費調査……………一、四

將來人口推定……………一、六

結婚貸付金申込者の健康診断成績……………一、六

ナチス新離婚法と一九三八年の離婚統計……………一、九

在外獨逸民族の本國再移住事業……………二、六

官吏兒童手當の改正(一九四〇年一月)……………二、一

(三) 其他各國人口事情

(イ) 人口統計……………二、一

アイルランド(一九三六年人口調査)……………二、一

總人口、男女別人口及人口密度……………二、一

一八二一年以降人口漸減……………二、一

主都人口……………二、一

人口年齢構成……………二、一

比 律 賓(一九三九年人口調査)……………二、一

總 人 口……………二、一

マニラ及ダバオ市人口……………二、一

パレスチナ(一九三九年九月末現在官廳統計)……………二、一

總人口及人口密度……………二、一

ユダヤ人の増加……………二、一

エルサレム及テル・アヴィヴ市人口……………二、一

和 蘭(一九四〇年々首公簿人口)……………二、一

總人口及人口密度……………二、一

大都市人口……………二、一

人口年齢構成……………二、一

ペ ル ギ ー(一九四〇年々首公簿人口)……………二、一

總人口、男女別人口及人口密度……………二、一

大都市人口……………二、一

人口年齢構成……………二、一

加 奈 陀(ヘルド教授の將來人口推定)……………二、一

ソ 聯 邦(一九三九年人口調査)……………二、三

總人口、男女別人口……………二、三

地域別人口及人口密度……………二、三

都鄙別人口……………二、三

民族別人口……………二、三

社會階級別人口……………二、三

人口年齢構成……………二、三

教育程度別人口……………二、三

北米合衆國(一九四〇年人口調査速報)……………二、四

一九七〇年以降人口調査、人口増加率及人口密度の變遷……………二、四

ニユーヨーク其他大都市人口……………二、四

瑞 典(一九四〇年々首)……………二、五

總人口、男女別人口及人口密度……………二、五

都市人口率……………二、五

人口年齢構成(一九三八年々首)……………二、五

南東歐諸國(一九四〇年々首)……………二、五

ハンガリー、ユーゴスラヴィア、ルーマニア、ブルガリア、伊領アルバニア、ギリシヤ及び歐洲トルコの面積、人口及び最近の人口動態並に人口年齢構成……………二、五